矯正図書館

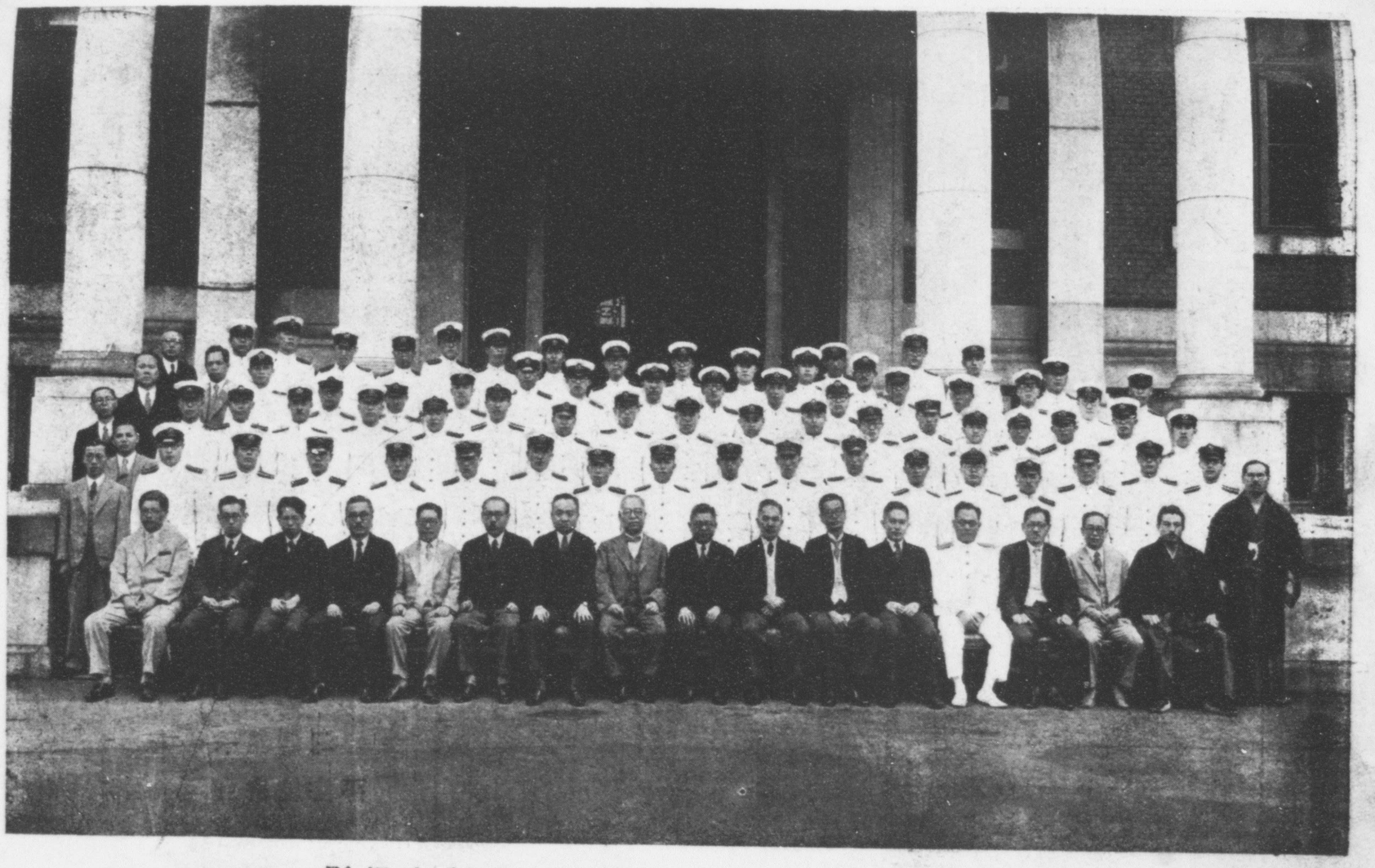
刑政

第五十二卷　八月號　第八號

刑事政策上當面の問題（卷頭言）　河邊湛然　二
刑教官の職務教育問題を中心として（三・完）　小野崎權七　五
刑務四分の一世紀　岡部常　三
司獄官制度因革略（六）　辻敬助　三
戰時下に於ける少年行刑　小田原少年刑務所　四
代用品工業瞥見（一）　前田靜雄　六
イタリアの新戒護職員服務規則（四）　六
海外時報　七
ニュージーランドの行刑管理（三・完）　九
第三十一回刑務官練習所卒業式狀況　八
小田原川越兩少年刑務所第九回協議會狀況　川越少年刑務所　九
□刑務所便り　□海外異聞錄　□敍任辭令

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館



第三十一回刑務官練習所卒業式記念撮影

刑政第52巻第8号

矯正図書館

刑政

八月號

第五十二卷
第八



二宮金次郎先生銅像除幕式
川越少年刑務所



入佛慶讃式
東京拘置所



廣島管區作業統制會議記念撮影

刑政第52巻第8号
矯正図書館

刑事政策上當面の問題

河邊滿然

犯罪、殊に再犯防遏に關しては、檢察、裁判、行刑、保護の四機關が完全に整備充實せられ、その相互間に有機的聯繫を保持し、共に克く運營されることに因つて、始めて、その完璧を期することが出來るのである。若し夫れ、その一にして缺くるところあり、亦その一に於て欠缺ありとせば、犯罪防遏を使命とする刑事政策の目的は完全に達成せられないと謂はねばならぬ。從來吾が國に於て、保護に關する施設は少年保護、思想犯保護觀察の兩制度あるのみであつて、之を以てしては、未だ充分とするには足らないのであつた。然るに、改善思想に基づく行刑の、缺くべからざる充足として是認せらるべき司法保護事業法が本年の第七十四議會を通過し、三月二十九日公布實施せられることとなつた。玆に於て、愈々保護の機關が整備せられ、聽て、累犯防遏に著しき貢獻を齎し、刑事政策の使命達成に邁進し得らるることとなつたのは幸である。

乍併、吾人は更に一歩を進め、刑事政策上殘されたる當面の諸問題に付き研討を加へる必要がある。蓋し、現行刑事政策に關する諸制度は(一)改善極めて困難なる常習犯人、(二)執拗なる思想犯人、(三)兇惡不良の犯人に對しては遙かに力の及ばざるもの有るを思はしむるからである。

斯くの如き危險且つ善導困難なる者より犯罪殊に再犯を防遏するには如何なる方策を以てすべきやを研究し、その對策を樹立することは刑事政策上極めて重要なる問題であるのみならず、現時局下に於ては一層速に之れが解決を爲し置く必要があるのである。素より、本問に關しては早くより、その解決策として、不定期刑と保安處分の兩制度が刑事學者に依つて論究せられ、亦各國の立法にも擡頭し、吾が當局に於ても夙に早くより刑事立法政策の必要を認め、法案の作製を了して居るのである。

先づ、三犯以上の懲役受刑者は毎年一萬一千人餘の新入者として計算せられ、此の內改善困難なる常習犯人と目さるものも相當多數に上つて居る。

之れ等危險にして善導困難なる犯人を保護の對象と爲すことは、徒らに、保護の無力を暴露するばかりであつて、國家社會は、常に、著しく脅威を感じつつあるのである。されば、吾人は國家保安の必要上速に、是等常習犯人に對する現行刑事政策の欠缺を除去し、新對策を樹立せねばならぬ。各國は此の種犯人に對し、特別法を制定し犯罪發生を未然に防止して居るのである。佛國の累犯者處置法、英國の犯罪豫防法、瑞國の常習犯人法、ベルジックの社會防衞法等がその例である。何れも刑罰の形式を採らず保安處分として犯罪對策を爲さんとするものである。斯く敍上の諸國が保安處分として特別法を採用したることは、常習犯人より犯罪を未然に防衞するが爲めには、刑罰のみを以てしては到底十分なる效果を奏せないと認めた結果に外ならないのであらう。乍併、慣行的常習犯罪人の特異性に鑑みるとき、保安處分と雖も果して、豫期の效果を擧げ得るや否や、頗る疑なき能はざるところであると信ずるのである。蓋し保安處分は人身保障を考慮する要あり、從つて、その期間概ね短期に失する傾向を有するからである。

英國のキヤンプヒル豫防拘禁所が是等の缺點有りし爲め開設後間もなく閉鎖せられたる實例より推測しても明瞭であらう。刑法改正案は社會保安の必要上、又犯人の特別改善の必要上、慣行的常習犯罪人に限

刑政第52巻第8号
矯正図書館

り、不定期刑制度を採用し、現行刑罰制度の欠缺を補正せんとしてゐることは眞に當を得たる刑事政策と謂はねばならぬ。

次に、治安維持法違反受刑者は刑務所より約千五百人を釋放した。而して二百五十名の非轉向者を出してゐる、外に同數に近き準轉向者がある。之れに依つて見れば、非轉向者は其の數に於ては、必ずしも多からずして、敢て憂ふるに足らざるも、その內濟する毒素の猛烈なると傳播力の强大なることは他の犯罪に類例を見さる所であつて、眞に國民思想上の一大脅威である、國家は此の種執拗なる思想犯人に對しては刑事政策上一段と工夫を凝らすべき要がある。現行の定期刑を廢止し之れに不定期刑を以てするか或は定期刑に加ふるに引續き保安處分制度を採用して刑罰制度を補足することは國家治安維持上實に喫緊の重要事であらねばならぬ。人身保障の點より後者が寧ろ前者よりも優れたる對策と信ずるものである。

終に放火、殺人、强盜の罪を犯したる兇惡不良の犯罪人は昭和十二年中新受刑者として一七一九名入所し內再犯者は三四六名に達し、再犯新受刑者の五ケ年間に於ける一年平均收容人員は三七八名であつた。再犯の數に於ては此の種犯罪の約二割であつて、敢て、慨歎するに及ばざるも、犯罪の內容極めて兇惡にして、國民の貴重なる生命と身體、財產に直接甚大なる脅威を與へてゐることは他に類例が無い。再犯者二割の發生は獨り行刑や保護の無力では無いのであつて刑事制度全體の欠缺と考へさるを得ない。之れ亦前に述べしが如く、豫防拘禁處分を以て速に之れが欠缺を補正し國民の期待に添はねばならぬ。

以上は單に三個の場合に付き、その對策の一端を略說したるに過ぎざるも、此の種法案の速に立法化されん事を念願して已まぬ次第である。

刑務官の職務教育問題を中心として（三・完）

小野崎權七

目次

一、行刑の指導理念と行刑に於ける刑務官の職務教育の地位
二、行刑精神と刑務官の職業
三、刑務官の生活型式（以上五月號）
四、刑務官練習所の發達（以上七月號）
五、刑務官練習所に於ける教育組織について
（イ）その官制化について
（ロ）その教育期間について
（ハ）その教科組織に對する考察
（ニ）實務的方面の教育訓練について
（ホ）合宿生活に依る精神訓練
（ヘ）其他の問題
六、結び（以上本號）

五、刑務官練習所に於ける教育組織について

刑政第52巻第8号
矯正図書館

行刑は所詮教化改善の理念と實踐に於て展開されて行かねばならぬとする態度は前にも屢々繰り返して述べて來たやうに凡そ吾々行刑人の據るべき立場である。然し行刑の實質的任務がかくの如く教育主義に依つて基礎づけられ、行刑實踐はとりも直さず教育主義の下に統合し集中せられるとしても、謂ふところの教化乃至は改善の作用は反社會的性格者としての犯罪人を對象とするものなる限り、それに對應するところの特殊の訓練と教養とを與へられた教化主體としての所謂刑務官吏を俟たずしては其の行刑の本來的目的を遂行することが困難である。殊に我が國に於ても昭和九年一月以來累進制を採用して制度的に教育刑主義の理論を實踐の上に移すことになつたが、(一) 然し行刑運營の實情に於ては果してその行刑が指標とするところの教育刑主義の理論にふさはしき實績を示しつゝあるか否か。

兎まれ吾々の見解からせば其の行刑經營に於て教育刑主義の精神を實現せんことを期するならば如何なる施設や計畫にも增して刑務官吏の教養訓練がその第一義的な基礎要件でなければならないし、その限りに於て刑務官の職務教育こそは「最も利廻よき投資」でなくてはならないのである。蓋し行刑は既に學者の說く如く對人的な教化的社會關係にその成立の基礎を有つからである。而して今日の如く直接行刑の第一線に在る下級官吏の人員上の不整備と苛酷なる勤務制の前にその教養訓練の如き殆んど餘裕だに惠まるゝこと薄き實情の下に於ては日常直接彼等下級刑務官吏の指揮監督の地位に立つべき者に對する職務教育に關しては特に深き考慮を拂ふことを要し、從つて所謂刑務官練習所の教育組織の整備充實を期するは明日の行刑の成否を卜するものとして刮目すべき重要問題である。

(1) その官制化について

抑も我が國には官立の刑務官練習所は存しない。儕かに私的な行刑の外廓團體たる刑務協會の管理する此の種教育事業に對して政府は年々約九千七百圓の補助金を支出してゐるに過ぎない現狀である。國家が事毎に刑務官吏の人格第一主義を高調し、刑務官の教養訓練の重要性を力說しつゝあるに拘らず現に官制化した權威ある練習所の存在をも許し得ない事實はまことに我が行刑界の大きな精神的弱點であり又行刑の學問的研究の不振を見る一の因由でもあるであらうか。吾々は內觀防衞のための我が行刑機能の能率に想到して多分の寂寥と空虛とを感ぜざるを得ないのである。

惟ふに監獄改良の點に於て諸事歐米諸國にその範を採つてゐた我が行刑界が只刑務官の職務教育については夙に其の必要性を認め、既に述べた如く寧ろ世界に先鞭を打つた其の洞察の明と眞摯な熱意はギリン教授と共に之を歎稱して餘りありとするも、然し時代の進歩と趨移に隨つて其の教育內容の上にも多くの加增と變化を來たすべきに拘らず其の練習所の教育期間が六箇月より五箇月へ、五箇月より四箇月へと漸次縮減せざるを得なかつた事情や其の教科組織や講師機構乃至訓練方法等の諸方面に亘り數多の考究課題が取り殘されつゝあることは一體何を示唆するものであらうか。吾々はそこに此の練習所の教育的權威に疑義をはさみ、從つて又其の職務教育事業に多くの期待と信賴とをつなぐことを得ないのである。かくして廣く刑務官練習所に對する斯樣な權威と信賴とを確保する所以のものは少くも國家が之を官制化して自らの責任に於て經營管理する點に歸すべきことの多大なるを看過するわけには行かないのである。蓋し刑務官練習所の官制化は當然に其の基礎の安定性を確立すると共に特に社會の注意と關心をそゝり絕えず其の教育組織の上に改善と進歩とをもたらす利便尠なからず、それ故に又その意圖する職務教育は時代の輿望の上に樹立され得ることになるからである。されば國家の各行政省に於ても努めて部內官吏の職務教育機關の官制化に注意を怠らず、現に陸軍省に於ける陸軍士官學校並に陸軍教導學校等、海軍省に於ける海軍兵學校、遞信省の遞信官吏練習所、文部省管下に於ける各種教員養成機關、內務省の警察講習所等凡て官立の職務教育機關ならぬはない。

かくして我が刑務官練習所も亦その官制化に依つて國家の自ら經營管理するところとなるならば、其の練習期間

刑政第52巻第8号
矯正図書館

の如きも自ら縮減的傾向を防止し得べきは勿論、國家が專任の教職員を任命して練習生の教養訓練に專念せしむることゝなるが故に一方講師の選任に姑息性を回避し得ると共に他方其の教職員に對しては身分の安定性を確保し反面其の職責の重大性を確立することを得るのである。加之彼等教職員をして專ら刑務官養成の目的の下に其の教科組織や教育訓練方法等の上にも積極的に熱意ある多くの研究と反省とを加へしむるに至るのであるから、それは畢竟その刑務官の職務教育に對してより權威と信賴とを期待せしむる方途であらうと思はれる。而して我が國に於ても刑務官練習所の官制化に依つて既に國家の直接管理經營した歷史は行刑事務の內務省管轄時代に之を見ることを得べく、その輝かしさ實績については我が小河博士によつて世界的に紹介せられ先進諸國の矚目するところとなつたことは既述の如くであり、又最近朝鮮總督府がその刑務官練習所を官制化して自ら其の管理に任じ刑務官吏たるものに必要なる學術及び其の運用並に實務の教授を行ひつゝあることも亦指摘して置いたところである。吾々は曩に歐米に於ける刑務官練習所の發達の跡を探究したが、そこに發見せらるゝものも亦其の必要と時代の推移に應じて私的のものから公的のものへと發展して居り、殊に最近に於ては殆んど其の官立化の情勢を辿りつゝあるもの、如くである。されば我が刑務官練習所も最早刑務協會なる一私的團體の手にのみ委して置くわけには行かなくなつた。宜しく國家の手に之を移して國家自らその經營と管理に當り、國家が眞に刑務官の教養訓練を重大視しつゝあるの所以を天下に向つて表明しなければならぬことになつたのである。

(ロ) その教育期間について

刑務官練習所の教育期間については我が國の場合に之を見れば普通四箇月乃至六箇月とされて居り、(二) この規定に基いて現に昭和十三年に於ける第三十回の卒業生を送るまで最長期の六箇月間の教育練習を實施したのは記錄の

示すところに依れば僅かに八九回に過ぎず殆んどその大部分は四箇月の最短期間を採つて居り、甚だしきは三箇月間の非常縮減を行つた特例すら認められるけれども最近に至つては矢張り連年四箇月間を常則として實施しつゝあるもの、如くである。惟ふに文化の目まぐるしき發展は勢ひ吾々の社會生活をして愈々複雜錯綜化しつゝあり、この中にあつて犯罪人を感化調育し其の社會適格性を涵養結成せんことを主要任務となす刑務官吏の職務教育に於ては當然その教育內容に對して嚴密なる選擇と檢討が加へられなければならぬとしても然し其の量質共に自ら累加の道程を辿るべきことは自然の勢ひであり、單に之を行刑法關係のみの教育について見ても最近に於ては從來に比し著しく其の內容の擴充されつゝあることは否定し得ない事實である。されば諸般の關聯に於て之を觀察するとき、普通練習期間の當然に縮減さるべき理由の割り出さるべきでないのみならず寧ろ四箇月の最短期間から六箇月の最長期間に延長さるゝに至ることを常則とすべきことはその進むべき自然の方向でないであらうか。一徹に期間の縮減を固執するならば知識の詰込主義とそれに隨伴する知識の消化不良に陷るべきことは固より言ふを俟たないところであり、刑務官に須要な理論的並に實際的な知的教養を施すところの教育を通じ若くは之と並行して施さるべきところの人の教化官としての最も重要な人格的訓練の如きは容易にのぞみ得べくもないところである。かくてはまことに刑務官の職務教育といふ企圖も或は任官病者の養成などいふ如き凡そ方向違ひの結果を現出することさへ危ぶまざるを得なくなるのである。

されば刑務官練習所の教育期間は短時日たるよりは寧ろ相當長期に及ぶことを妥當とすべく、この點に於て刑務官に必要なる職務教育に對して三箇月乃至六箇月の短期間を充當することによつて滿足した最近の國際刑法及刑務委員會の要請は (三) 吾々の立場よりせば猶ほ徹底を缺くの憾み多しと云はねばならぬ。今日我が國の各行政省の間に於て企てられつつある上述各種職務教育機關の如きも長きは數年、短きは通例一年に亘る教養訓育を實施して來てゐるのである。殊に曩に掲げた一九三一年のプロイセン高級刑務官練習所に於ける教育期間の如きは實に高等教育を受け

た新採用者に對し更に三箇年間の長期に及んで其の職務教育を施すことゝして居り、この間理論的教育の外、檢事局裁判所、大小の刑務所、司法省行刑局、警察署及び諸種の社會事業團體に於ける實務修習を行はしめ刑務官としての職務に對する論理的並に實際的な知的教養と人格的訓練を與ふる點に於て其の教育期間上に於ても制度的にまことに徹底的であつたと斷じ得らるゝのである。吾々は固より飛躍的にかくの如き長期に亘る高度の教育を以て我が刑務官の職務教育の本質的要求より觀察し、更に其の基本形態練習所の教育課程と爲すべしと說くのではない。然し刑務官と其の意圖するところに於て刑務官練習所と最も類似性を有つとされる警察講習所の場合等を彼此比照參酌するときその教育練習期間は原則的にはおほよそ一箇年以上たることを妥當とすべきであらうか。然らずしては多く期待するが如き實際的效果は容易に之を望み得ないことであらうと思ふ。

(ハ)　その教科組織に對する考察

次は教科組織の問題である。それは刑務官の職務教育の實質的內容を形成するものとして特にその重要性を看過すべきではない。最近の世界的要望としては憲法、刑法、刑事訴訟法、行刑學一般、行刑法、刑務作業、行刑敎化、行刑衞生及び行刑心理學、社會政策並に司法保護、刑務官吏服務規程、管理事務經理事務並に會計事務に關する特則、尙ほ戒護操練並に事務報告書作成に關する實務等が擧げられてゐる。(四)　我が國に於ける刑務官練習所に於て施行しつゝある敎科內容も亦略之と大なる差異を認め得ないが、今こゝ數年間に於ける狀況を擧示すれば概ね次の如くである。

一、基礎科目——刑事政策、刑法、刑事訴訟法、行刑法、行刑衞生學、會計法、法學概論

二、補助科目——司法保護制度論、治安維持法及び保護觀察法、監獄制度論、工場法及び工場管理法、心理考査、犯罪心理及び精神病理學、社會政策、東洋倫理、文章論、少年保護政策、保護實務

三、行刑實務——行刑敎化、累進處遇法、未決拘禁者處遇法、刑務作業

四、修養訓練——修養講話、敎練、劍道、柔道

五、實務——作業實務、豫算、刑務一般、經理、指紋

六、科外講話——在京司法部各長官等を講師とする通俗講話を內容とす

七、見學

茲で吾々は斯樣な我が刑務官練習所の敎科組織を基礎として其の敎科問題上特に考慮を要すべき點につき若干の考察を進めて見ようと思ふ。惟ふに犯罪對策を目的とする行刑の敎化的任務が高く評價せられるならば其の任務の遂行上刑務官に必要なる職務的素地を敎育せんとする敎育練習の內容は固より廣汎且つ多方面でなければならないのである。蓋し行刑の基本的出發點をなす犯罪現象は他の總ての社會現象と同樣科學的な而して又社會的な廣い視野から研究さるべきであり且又其の犯罪人の改善敎化は社會生活との關聯性に於て行はれねばならぬとする行刑の本質的要求の故である。然しながら一定の期間を限らるゝところの敎育練習に於てはかゝる要求の凡てが容易に充足され得べくもなく、茲に於て其の敎化の選擇と統合と內容の整理とに嚴に努力が拂はれなければならない。

斯樣な前提に於て今吾々は我が刑務官練習所の敎科組織を吟味するならば先づ第一に其の敎科は相當廣汎な範圍に亙つて採用され乍居り又努めてその職務敎育の本質的要求に投合し居るものゝ如く觀られるけれども、然しその設けられた敎科の選擇に眞摯な努力傾注の跡が認め得られるか否か疑ひなきを得ないのである。之を一層具體的に言ふならば刑務官の敎養訓練上缺くことを得ない敎科が看過されたり又特に行刑法の領域に於て殆んど同一內容の敎科が設く講師を異にするだけで重復的に設定されて居て其處に敎科の連絡統合を無視し時間的な無駄を繰り返してゐるとい

刑政第52巻第8号
矯正図書館

ふ憾みがあるのではないか。從つて又或る點では講師その、先決に依つて其の教科を決定するといふやうな轉倒的な教科の選擇法が講ぜられたではないかといふ疑惑をさへ投じてゐるものも認められないわけではない。所詮は教科組織上全體的に教科そのものに一つの統合と整理を加ふべき必要に迫られてゐたことについては疑ひないところである。

我が刑務官練習所に於ける教科組織の中に吾々は斯様に幾多の疑ひをさし挟まざるを得ないとすれば凡そ其の教科組織の上に如何なる改廢の行はるべきことを望ましいとしなければならないものであらうか。今吾々は玆に從來の教科組織中に加へられて居らないところの而も刑務官の職務教育上缺くことを得ない重要教科の二三について特に一考して見たく思ふのである。

前にも述べたやうに我が刑務官練習所の教育内容は相當廣汎且つ多方的に其の教科を組織しつゝあるに拘らず凡ゆる國家法規の淵源をなすのみならず特に我が國家組織の根本法として齊しく刑務官吏の地位を充す者に對して看過し得ない憲法學が從來何故に其の職務教育に於ける教科中から除外されてゐたのであらうか。凡そ憲法學の基礎的な理解と認識を與ふることを缺いては所謂國家法規の妥當な適用と適正な運用に依つて眞に民衆の福祉を助長し之が指導に任ぜねばならぬところの官吏の職務的教養を高め得ないとする吾々の立場からせば特に民衆の自由と權義に直接關係を有つ刑事司法事務に携はるところの官吏の職務教育に於ては憲法學に對する知的教養を與ふることは切實に重要な措置である。この意味に於て憲法學は刑務官練習所に於ても基本教科として刑法や刑事訴訟法や行刑法と共に其の教科組織の上に重要な地位を占むべきものと見なければならない。されば警察官や憲兵等の職務教育に於ても憲法學は主要教科の一つとされ、朝鮮總督府刑務官練習所規程施行細則第四條も亦憲法學を本科第一部生の主要教科中に之を加ふることを忘れなかつたし、特に前述國際刑法及刑務委員會の發表にかゝる一九三八年の覺書も亦同樣刑務官の

職務教育に於て少くも刑事及び行刑制度と其の適用に關する限り憲法の主要規定を教授しなければならぬとしてゐるのも總べて刑務官の教養訓練上憲法學の重要性を看過し得なかつた證左である。

次に行政法、經濟原論、教育學、社會學並に宗教學といふ如き教科は從來我が刑務官練習所の教科組織中に見られなかつた。然しこの種の教科は少くも刑務官の職務の本質と密接なる關係を有ち、從つて又彼等の職務教育に於ては必要限度に於て當然に其の理論的教養を與へられなければならぬ。行刑は畢竟一の行政作用であり、行刑機關は又行政部門に於ける一機構を形成するものなる限りに於てそれは行政法の支配と法則の下に運用せられざるを得ないのである。行刑に於ける戒護作用や作業經營等の問題も夫々行政法との關聯に於て其の性質と地位とを理解し觀察し、この基礎の上に行刑事務を執り行ふことに依つて克くその任務を遂行し得るものと云へよう。又經濟學の原理を授くることに依つて行刑管理に於ける基礎的な經濟知識と經濟法則を教養し且つは實社會に於ける進展常なき複雜なる經濟世界の理解に資してやがて直接間接受刑者の社會復歸作用に自然の感化影響を及ぼさしむることに著目せねばならない。更に行刑が對者の改過遷善といふ人間的陶冶を企て而して對者をあるべき世界にまで高めやうとする教化的任務を負擔する限りに於て先づ第一にその對者の存在構造換言せば受刑者の生物的心理的社會的な存在者としての構造を明瞭にし、それが如何に在るかを理解するところに出發點を見出さなければならぬ。吾々は刑務官としての特殊な職業的訓練を問題にする場合に於てそこに生物學や心理學や社會學等の教育科學の素養を學ぶべき要あるの所以を發見し、加之刑務官吏は特に教育的職能を義務づけられる限り教育學的知識と能力とを缺くことを得ない點から教育學が其の教科として採り入れられなければならぬことも言ふを俟たないところである。(五)(六)

かくして吾々は刑務官の職務教育の本質的要求として從來の教科組織に加へて新しく憲法、行政法、經濟學、教育學、社會學等の諸教科が採用せられなければならぬことを論じたが、昭和十四年第三十一回の刑務官練習所に於ては

刑政第52巻第8号
矯正図書館

新首腦者の下に從來の教科組織に見られる練習所當局の睡眠狀態に對して深き省察と熟慮を加へたるものゝ如く、全面的に其の教科を整理統合して一面教科間に於ける重復的缺陷の是正に努め、他面積極的に吾々の擧示したやうな上揭の諸學科中よりもその主要なるものを新たに採用するに至つたのみならず殊に人格教育の重要性を強調して練習生の訓育を重視せる當局者の精神はその全教科組織中に看取せらるゝところとして特に吾々の注意を惹くものがある。兎まれ刑務官練習所の教科組織を可久的に合理化し其の教育形態の調整統一を意圖することは刑務官の教養訓練上眞に緊要な措置でなければならない。（七）刑務官練習所の教科組織を論ずる場合に吾々の猶ほ注意を要するものに宗教的理論の教育がある。行刑に於ては受刑者に教誨を施すべきものとされ、之に對して我が國の實際に於ては原則として眞宗の宗派に屬する宗教家をして專らその教誨の任務に當らしめて居る。從つて監獄に於ける宗教教誨は眞宗の教義に則つて之を施行することを一般とし而も所謂刑務一體の精神の實踐に於ては教誨師の斯樣な宗教教誨に對して他の一切の刑務官吏は之に協力一體の精神を保持しつゝ受刑者の改過善導に努力することを要するが故に刑務官の職務教育に於ては少くも斯樣な宗教教理に對する基礎的教養を與へて受刑者の精神教化上所謂宗教教誨の擴大强化に協力せしむることを必要づけられる。されば刑務官練習所の教科組織中に宗教的理論の教授を補助的に加味すべき用意が要請せらるべきものであらうと思はれる。

（二）實務的方面の教育訓練について

刑務官の職務教育を問題とする場合に於て理論的方面に於ける教育に對立して實務的方面の教育訓練がある。我が刑務協會の刑務官練習所に於ては現に訓練科として教練及び柔劍道を課して居り、實務科としては戒護、作業、豫算經理、指紋等について夫々實務家を講師として指導に當らしめ、又この外に見學として約三十箇所に亙り刑務所、裁

判所、保護會の外工場、矯院其他の社會施設を實地に參觀せしむることゝして居る。

第一の訓練科については米國の聯邦刑務官練習所の場合に見る如き拳闘、角力、水泳等の如き（八）特別の必要を見ない種目に至るまで之を加味するの要は毫も認め得ないが、全般的に其の訓練時數の著しく僅少なること殊に柔劍道の如きは全體を通じて五時間とされてゐるが如きは所謂訓練科そのものをして果して存置の理由を保たしむるに足る程の意義を與へてゐるものと云つてよいか疑はざるを得ないところである。團體的訓練の立場からも又精神訓育や體育上の點からも訓練科の重要性に今一應の檢討と考慮を加ふべき必要があるであらう。第二の實務科については行刑の實踐に於て重要な位置を占むる保健衞生と教育教誨に關する實務教育をば何故に除外したものであらうか。吾吾は實際に於て專ら戒護や作業や經理の事務に携る者が之等の事務に對する知識と理解に乏しいために所謂刑務一體の精神を實現する上に大きな障碍を爲してゐる點に想到して見ても保健衞生や教育教誨に對する實務一般の指導は他の實務教育と共に尊重さるべきものであらうと思はれる。第三の見學に關しても其の見學の場所は餘りに行刑といふ狹い視野の上に跼蹐することなく犯罪の誘引若くは釀成の原因を爲すと目せらるべき地域又は物件は固より又釋放者の社會生活への聯結施設等廣く犯罪及び釋放者の社會的更生に聯關性を有つところの實社會局の實地討究に對してその眼界を擴大せしむべく指導的に其の組織の上に考慮の拂はるゝことを望ましとしなければならない。

刑務官の實務訓練に關聯して吾々は司法官試補をして行刑事務の修習を要請すると同樣に刑務官の職務教育に於ても裁判所や檢事局に於て實地に其の事務に對する知識と理解とを深むるための實務訓練を施す機會を與へ、やがて刑務官が檢察や裁判と一體的な協力提携を保持して刑事司法に對する國家事務の運營をして一層合理的且つ効果的な結果に導くの素地を開拓し置くことが肝要である。既に最近の行刑問題として時勢は裁判官の行刑關與や行刑の檢察裁判との密關性の問題を著しく高調するに至つてゐる點に顧ても新時代の刑務官の養成を企圖する刑務官練習所の教

育に於てはこの問題を等閑に附することを得ないやうになつた。(九)　前に述べた一九三一年のプロイセン高級刑務官練習所は固よりこの點に著目して其の實務教育課程中に四箇月に亙る裁判所や檢事局に於てする事務練習の施設を忘れはしなかつたのである。

(ホ)　合宿生活に依る精神訓練

刑務官練習所の教育組織に於て特に注目を要するものに練習生の合宿生活に依る精神訓練の問題がある。凡そ寄宿舍は之を教育的に觀れば協同的社會訓練の場所として將又質實剛健なる精神訓育場として、それ故に又各人の切瑳琢磨に依る行刑精神の修養鍛練場として練習生の生活指導上頗る重要な意義を有つてゐる。されば刑務官の職務教育に於ては合宿生活の斯様な教育的價値を決して看過すべきではない。この故に刑務官練習所には寄宿舍を附設して殆んど例外なく全練習生に入舍の義務を負はしめ、其の生活指導の基本法として專任の指導監督者の下に紀律と秩序ある軍隊式の教育方式を採用することが望ましい。かくして其處には圖書室、講堂、運動場等の諸設備と共に他方討論會座談會、研究會、修養會、集團勤勞等隨時の教育的施設を通じて練習生相互の精神向上と其の社會的訓練を企圖し、聽ては行刑界の中堅勢力として受刑者の教化善導は固より下級官吏の指導的地位を占むべき刑務官としての人格的教養を練成すべきである。

(ヘ)　其他の問題

吾々は今刑務官練習所に於ける理論教育、實務教育、合宿訓練等に對する管見を述べて其の教育組織に於ける主要

衛官及び教誨師や教師等の專任精神教化官の養成に關する教育を離れて主として直接監獄の管理經營事務に從事するところの一般刑務官の場合を問題として論じたのである。而して專門の技術官や精神教化官の職務教育に於ては夫々專門的な訓練と教養を必要とする點に於て一般刑務官の場合と分化しなければならぬことは勿論である。然し吾々の見解からせば特に其の基本教化と目せらるべき學科の教授については一般刑務官のそれと共通に教育を同じくすることが大事な視點である。斯様な教育方式を採ることに依つて彼等相互の精神的理解を促し友愛親和の情を深くすると共に各個の職務と立場に對する相互の尊重心と互助協力の念とを訓養して所謂刑務一體の精神的素地を早くもこの時代に於て確立せんことを意圖するは其の職務教育政策としても亦見遁し得ない計慮でなければならない。猶ほ玆に注意すべきは我が教誨師の養成問題に就てゞある。今日教誨師は之に對して極めて消極的な態度を持續して居るが、然し國家の官吏の養成に對する斯様な變則的措置は依つて以て行刑教化殊に受刑者の精神教育の問題に對する國家の熱意と努力に大なる疑問の餘地を殘すものとして國家のためにとらざるところである。兎角概して教誨師の職に在る者は國家の官吏としての嚴然たる自覺と矜持に乏しいとの批評の傳へらるゝ所以のものも(一C)一には其の職務教育に一例を見る如く一般に國家の教誨師の身分に對する斯様な消極的態度に胚胎するところがないものであらうか。さはあれ教誨師の司掌する職務が行刑教化の中軸をなすべき精神的方面を形成する點に鑑みても教誨師の職務教育に對していつまでも國家が放任的であり傍觀的であり得ないことは明瞭である。宜しく其の教養訓練は他の一般刑務官や專門技術官の場合と同じく直接國家の手により國家の責任に於て之を實施すべく組織づけることが本則でなければならないのである。

刑務官の教養訓練に關聯して附加しなければならぬものに刑務官吏の再教育問題がある。惟ふに刑務官吏の職務はその本來的性質上動もすれば彼等をして一般社會の實生活から疎隔遊離せしむるの處があり、特に近時のやうに社會

刑政第52巻第8号
矯正図書館

的經濟的情勢の推移著しく行刑の領域にも新しい研究題材が不斷に展開擴大されつゝ止むことを知らない。而も刑務官吏は受刑者の社會的陶冶といふ教化的任務の故に犯罪人の受刑生活に對して可及的に實社會の國民生活を反映せしめて其の社會復歸性を開拓し助長しなければならぬとされてゐる。其處に吾々は服務中の刑務官再教育の問題が自ら重要な地位を占むるものとして登場する所以のものを發見するのである。而してこの場合かゝる刑務官の再教育に對する組織と對策も亦差當り多く刑務官練習所の負擔に歸することを便益とするであらう。恰もよし同じ司法部内の判檢事のためには其の教養訓練機關として愈々司法研究室の誕生し、この七月一日より開設の豫定を以て目下官制案の審議中と報告されて居り、其の組織は三部に大別され、第一部は司法官試補の教養訓練を、第二部は任官後四、五年を經過した判檢事全部の教養を、第三部は任官後八、九年を經過した判檢事中より詮考を經たる者の教養を分掌せしむるものと傳へられて居る。（一一）かくして國家は司法官の教養訓練殊に其の再教育といふ重要問題の解決に制度的に既に發足してゐるのである。刑務官の特殊使命は人の教化特に反社會性を有つ犯罪人の感化訓育に在ると稱されながら未だに官制化された權威ある練習所の存在をすら認め得られない職務教育機構の貧弱さに顧みてまことに司法研究所の出現は行刑界にとつて羨望とするところであり、吾々行刑人も亦之を他山の石として極力かゝる有力な其の職務教育機關の實施に向つて努力を集中することは眞に時勢の要求する緊急問題である。

兎まれ角まれ刑務官の職務も亦他の一切の職業と同じく特殊の修養を必要とするが故にそれは職業であるともされなければならない。刑務官に於ける斯様な特殊の修養それ故に又其の職務教育の核心となることは所詮行刑目的より割出される刑務官の職務の本質的要求に照合して必要なる科學的素養をば夫々の刑務官に對して保障することに在る。最早今日の刑務官にとつては理論的に又實際的に斯様な科學的素養なくしてはその與へられた教化的職能を充分に發揮するを得ないことになつたのである。されば刑務官練習所の教育をして眞に効率を發揮せしむるためには吾々はキヤンター教授と共に理論と實際の兩面に亘り行刑上の主要問題を研究し指導して行くところの刑事學研究所（Criminological Institute）の設置を要望し、其の關聯に於て刑務官の科學的素養を教養訓練することに依り行刑を科學の上に構築して其の教化的基礎の充實を圖るところになければならない。（一二）刑務官練習所の教育組織を論ずるに際し上述司法研究所の出現を併せ考へ特に吾々は行刑の分野に於ても刑事學研究所設置の重要性を指摘する所以である。

（一）正木亮氏「監獄破産論」中央公論第五十四年第四號二一九頁參照
（二）監獄官練習所規則第四條參照
（三）「刑務官の職務教育」刑政第五一卷第一一號四九頁
（四）同上四九——五〇頁參照
（五）岡五朗氏「刑務協會五十年史」刑政輪集六二二頁、青木誠四郎氏「行刑と教育科學」刑政第四九卷第四號五頁以下並に Brandstätter; a. a. O. S. 667 參照
（六）既述の如く一九三一年のプロイセン高級刑務官練習所の教科組織中には行政法、經濟學、心理學、社會學、社會政策及び勞働法や社會保險法等の社會法などが其の教科として採用された所以でもあり、又既に一九三〇年の國際刑法並刑務會議に於ても社會學及び教育學的教養に特に價値を置くべきことを強調してゐる（正本亮氏「最近に於ける世界の行刑思潮及び現況」刑政第四五卷第八號一五頁參照）理由でもあらうと思はれる。殊に我が國に於ても昭和九年一月以來實施の行刑累進處遇令第九條には受刑者につき醫學、心理學、教育學及び社會學等の科學的知識に基く調査の必要なることを要請してゐる點に鑑みれば社會學や心理學や教育學等の科學的教養が刑務官の職務教育上不可缺な問題たることに注意しなければならぬ。尚ほ茲に朝鮮總督府刑務官練習所は本科第一部の教科として行政法並に行政學を採用しつゝあることを指摘して置きたい。
（七）特に參考のため第三十一回刑務官練習所の教科組織を示せば左の如くである。括弧内の數字は教授時間數を示す。

一、學科目

刑政第52巻第8号
矯正図書館

學科一部――刑事政策（一〇）、刑法（六〇）、刑事訴訟法（六〇）、行刑法（六〇）、行刑衞生學（三〇）、會計法（二四）

學科二部――憲法及び行政法（二〇）、法學概論（一〇）、財政經濟（一二）、監獄制度論（一〇）、司法保護（二〇）、工場法、工場管理及び産業能率（八）、犯罪心理及び精神病學（八）、社會政策（六）

實務――刑務一般（六）、戒護一般（六）、作業一般（六）、豫算一般（六）、刑務經理（六）、指紋（六）

二、訓育訓練

訓育――東洋倫理（八）、建國歷史（六）、訓育講話（四二）、

訓練――教練（一五）、劍道（五）、柔道（五）

三、見學

之等の教科組織は練習所の教育内容を充實する意圖の下に相當程度の改訂を試みられたことは既述の通りであるが然し之を批判的に考究すれば猶ほ多くの改善を要すべきものがある、例へば各學科に亙り教授時數の著しく僅少なることは練習期間の全體的に短い點に制限せらるゝものとしてやむを得ないとしても、學科の性質から判斷して各學科の教授時數の配當に著しく均衡を缺くものを見出す。一例を示せば刑法や行刑法の教授時數六〇時間なるに對比して行刑衞生學三〇時間の配當は保健醫の教養訓練に非る一般刑務官のための教育時數としては稍々解し難いところである。固より本質的に見れば後者の教授時數が正當なる必要時數で前者のそれが甚だしく少いかも知れない。然し比率的に考へて見ると均衡を得た時間の配當であるとは言ひ難いのである。又所謂學科第二部は補助科目と見られる教科と解されるが、この中には所謂學科第一部の基本教科に編入して然るべきものもないではない。それにしても學科第二部の教授時數が一體に僅少なことが理解される。斯様な事情の下にあつては其の學科に於ける一般概念をさへ授くる餘裕がないのではなからうか。所詮勞して効なしの結果に終らざらんことを望む。殊に犯罪心理及び精神病理學の教授時數が併せて僅かに八時間といふに至つては學科の重要性に鑑みて考慮の餘地があらう。尚は刑務官の職務的教養を與ふる點より必要とする學科の除外されてゐるもの〻存することは吾々の前に述ぶるところより窺知されることであらうと思ふ。

（八） C. S. Peterson; Prison Officers' School (Journal of Criminal law and Criminology. vol.22 No.6 P.897)

（九） 裁判官の行刑關與については一九三五年の第十一回國際刑法並刑務會議に於てその第一部立法の第一問として提議されてゐる。その要點については牧野英一氏「第十一回國際刑務及刑法會議」刑政第四九巻第二號一二頁。佐藤藤佐氏「第十一回國際刑法並監獄會議」法曹會雜誌第一四巻第四號八二頁以下。尚ほこの問題に對する貴重な文獻としては中尾文策氏「行刑に對する裁判官の地位」刑政第四八巻第九號乃至第十一號。司法省調査課「第十一回國際刑法及び監獄會議關係論文集」司法資料第二八號三九頁以下論文、小林高記氏「イタリヤの觀察判事制」法律時報第九巻第二號二九頁以下參照。

行刑の檢察裁判との密關性を高揚してゐる最近のものとしては昭和十二年の司法長官會同及び刑務所長會同に於ける訓示演述事項を參照されたい。尚ほ昭和十一年六月刑務所長會同に於ける行刑局長指示事項第一項の(5)及び第七項參照。

（一〇） 昭和十三年五月教務課長會同に於ける鹽野法相訓示第五項參照。

（一一） 昭和十四年五月十六日大阪朝日新聞（夕刊）一面記事參照。

（一二） Nathaniel Cantar; Prison Reform in Germany—1933. (Journal of Criminal law and Criminology. Vol.25 No.1 P.87)

尚ほ刑事學研究所の重要性については一九三〇年の國際刑法並刑務會議に於ける第二部の提案、第二問「刑務官吏の職業及び科學的素養は如何にして實施すべきや」といふ議題に對して「……指導的地位に在る官吏は高級なる科學的教養を有すべきものである。指導的官吏及び監獄の高級吏員の教養のための練習所及び教程は忽せにすべきではない。殊に各國に於て監獄學及び刑事學研究所を設置するは特に必要なりと認む。……」といふ決議を採擇して全世界的要望であることを示してゐるのである。（正木亮氏「最近に於ける世界の行刑思潮及び現況」刑政第四五巻第八號一四―一五頁參照）

刑政第52巻第8号
矯正図書館

六、結び

行刑は所詮犯罪人の改過遷善といふ教化的理念の展開でなければならぬとすることは理論的に又實踐的に吾々行刑人の固執しなければならぬところの立場である。刑務官吏が斯様な行刑の理念を思慕し追及しつゝ不拔の教化的信念——所謂行刑精神——の實踐と昂揚に依つて其の職務を貫くべきものとするならば刑務官吏の國家に於ける文化的役割はまことに高い位置を占むるものと云ひ得よう。かくして刑務官吏はパンのために働くに過ぎないやうな消極的態度によつてその生活を糊塗することは許されない。職務的に不斷の英氣と積極性とを保持しつゝ行刑教化の上に最大の効率を示現しなければならぬといふ大きな義務を負擔することになるのである。其處では行刑技術の科學化といふことが犯罪人教化法の基礎條件を構成し、刑務官吏の高き人格性が其の改過善導法の內奥に潜む最善の祕訣として高く評價さるべきことも自然の歸趨でなければならない。こゝに刑務官吏にとつて齊しく科學的素養の陶冶といふ特殊な職務教育と教化官たるの人格的教養とを特に必要とする所以である。

斯様な刑務官の教養訓練を目的とする所謂刑務官練習所の歷史を迴るとき、それは歐米に於ては其の發達比較的新しく從つて其の實踐に於て猶ほ努力を要する現狀にあることは豫測に難からぬところであるが、我が國に於ける刑務官練習所は幸ひ行刑界の先人の卓見と努力に依り歐米先進諸國に於けるよりも遙かに古い發達を遂げて來てゐるのである。然しながら其の組織や內容や而して又其の實踐の實情にかへりみて吾々の滿足し得ないものゝ數多くを見出すことは刑務官の聯務教育に對する熱意と努力の點に於て決して吾々後輩者の先人に對する責務を充したものと云ふことを得ない。

さはあれ刑務官の職務教育も其の教育客體たる刑務官の素質と結合せずしては滿足な効果を期待することが出來ない。優秀な素質が優秀な教育訓練と結合するときに於てのみ吾吾は最も滿足すべき優秀な結果に到達し得るのである。刑務官の素質問題が特に重要性を有つ所以である。かるが故に刑務官の職務教育問題は又遡つて刑務官の詮考採用の問題と密接に結びついて離れない。されば國際刑法並刑務委員會の立案に係る「受刑者處遇原則」はこの點に著眼して刑務吏員の選任については其の才能と人格の點に最大の注意を拂ふべきこと（第四十三條第一項）を要請してゐるが、（一）我が國の場合に於てもかくの如き明文を缺くとするも精神とするところに於ては何等異るものではない。（二）

吾々ほ屢々述べだやうに行刑の理念を教化改善主義に求め、さうして其の實踐の點については教化の主體としての刑務官の人格的要素換言せばその素質と教養に最大の重要性を認むるに至つたことはまことに不可避的である。然るに其の求むる人格的要素を備ふる刑務官吏を若しも行刑界に吸收することを得ないか若くは之を吸收し得るとしてもその數に於て寥々たる實情に置かるゝならば國家の行刑は其の理念とするところとは凡そ正反對な結果をさへ惹起しないと誰が保障し得ようか。現代行刑の支配と管理を受くる其の教化對象には既に刑務官に對して觀念的にも實際的にも教化官としての期待がかくまでにその意識の上に浸潤しつゝある事實を吾々は無視し得ないのである。換言せば吾々の行刑對象は概してそこまで思想的に肥え太つて來てゐるのである。兎まれ吾々は刑務官の問題に對する我が國の行刑界の實情にふりかへつて考案を進めて見なければならない。其處に犯罪對策としての行刑の教化的任務を高揚しつゝ刑務官の人格的要素の重要性に大きな價値を見出してゐる國家が（三）果して言ふが如く其の希求する素養を有つところの刑務官吏の吸收と獲得に滿足すべき用意と對策とを整へつゝあるか否かを知り得るのである。惟ふに刑務官としての刑務所看守の待遇が國家の官吏として最も類似の地位にあるとされる警察官としての巡査の待遇との間に其の出發點に於て又其の到達點に於て尠なからざる差等を置

かれ、高級の刑務官に於ても同一の資格を有ちながら其の俸給表に於て官等の昇進度に於てて特に又其の將來性に於て刑務官の物質的並に精神的待遇が同じ司法部内の官吏のそれに比し客觀的に多くの不均衡と劣惡な條件の下に置かれてある事實は（四）刑務官の素質問題從つて又其の職務教育問題を論ずる上に於て決して看過し得ない重大問題である。そこに吾々は嘗つて司法部が一般行政官に對する司法官の薄遇問題を提げてまことに想像外の勞苦と奮鬪の結果一應其の待遇改善の目的を貫いて（五）一面人材吸收の策に出で他面司法に對する社會的威信の確保を企圖した如く行刑教化政策の第一眼目も亦刑務官の他の一般行政官や司法官に對する斯様な水平的な待遇是正の問題に存し、それは又官吏制度上不可避的な社會的問題として考察せらるべき事項に屬することを發見するのである。まことに國家がその行刑に於ける教化主體としての刑務官に優秀な素質の人材を吸收獲得することに依つて之に獨特の職務的な教養訓練を施し有能なる刑務官の養成を實現し得るならば、刑事司法に於ける一翼としての行刑をしてその犯罪防衛の任務に對し高度に效率を發揮せしむるの所以なることを思はゞ刑務官吏待遇是正の問題は又以て刑務官の職務教育につき其の立つ重要な基底として第一義的に解決を要すべき問題である。

さもあらばあれ我が司法當局に於ても最近刑務官の職務教育の重要性につき特に關心を高めつゝあるものゝ如く既に述べたやうに曩には刑務官練習所の教科目に改訂を加へしめて其の教育内容の充實を期し、今は又刑務所長會同に於てその諸問事項に「時局ニ鑑ミ刑務職員ノ教養訓練ニ關スル具體策如何」の問題を提案して實際家の意見を徵すると共に問題に對する刑務所當局者の注意を喚起して認識を新たならしむることに努むる等眞摯なる態度を保持しつゝあるのである。かくして刑務官吏の職務教育問題が現下に於ける行刑界の重要な研究課題として提供されつゝあるとき、この問題に對する吾々の拙き企圖も必ずしも無意義ではなかつたことを思ふて自らを慰むるものがある。私は今や本稿をる。終然しながら一擧手一投足始めから終りまで全文を通覽して其の記述の粗雜なると思考の淺薄なると而して又研究の未熟なるに想到して切に憾むべきことのまことに數多きを思ふ。敢へて志を同じうする世の識者の批正と指導とを仰がんとする所以である。

（一）平野宗一郎氏譯「修正受刑者處遇原則」刑政第四七卷第一〇號六〇頁

（二）例へば現行看守採用規則（明治二六年一二月内務省訓令第二六號）第二條乃至第四條に依れば看守は品行方正、身元確實にして身體及び學科の點に於て一定の試驗に合格したる者なることを要し、又看守長の任用についても一定の學校卒業者若くはそれに相當する學力試驗の合格者たる場合の外其の職務に必要なる學科試驗及び實務考査に合格したる者の中より詮考せられること（文官任用令第六條及び判任文官特別任用令第二條參照）になつてゐる點等に鑑みれば刑務官の採用についてはその素質と人格に特別の注意を拂ふべき必要あることが理解され得る。

（三）刑務官吏に於ける人格的要素の重要性については毎年の刑務所長會同に於て殆んど慣例的に特にやかましく訓示や指示の爲されてゐるところである。

（四）昭和十年度に於ける全國の巡査と看守との俸給（精勤加俸を含む）額豫算を比較すると次の如くである。

區分		巡査			看守		
		定員	豫算額	一人當年額	定員	豫算額	一人當年額
俸給	一人當月額	六〇、三四七	三四、一〇六、四一三	五六五・一七〇 円	六、八一九	三、六六〇、三〇三	五三六・七七〇 円
	一人當年額	六〇、三四七	三四、一〇六、四一三	六七八・〇四〇 円	六、八一九	三、六六〇、三〇三	六四四・八四〇 円
精勤加俸	一人當月額	六〇、三四七	二、一六六、四九三	三五・九〇〇 円	六、八一九	一二八、七二八	一八・九〇〇 円
	一人當年額	六〇、三四七	二、一六六、四九三	四二九・二〇〇 円	六、八一九	一二八、七二八	二一四・八〇〇 円
計	一人當月額	六〇、三四七	三六、二七二、九〇六	六〇二・〇七〇 円	六、八一九	三、七七九、〇三〇	五五四・一八〇 円
	一人當年額	六〇、三四七	三六、二七二、九〇六	七二三・〇九〇 円	六、八一九	三、七七九、〇三〇	四六・一八三 円

即ち看守の俸給額（精勤加俸を含む）は巡査のそれよりも年額四六・八九〇圓、月額として三・九〇八圓少いこと

刑政第52巻第8号
矯正図書館

になつてゐる。尙ほ同年に於ける警視廳管下巡査と在京四刑務所看守の俸給（精勤加俸を含む）額豫算一人當月額を摘出して示せば前者は六〇・四六〇圓、後者は四九・〇〇〇圓にして、兩者間の差額は實に一一・四六〇圓である。（第十一回警察統計報告、昭和十年度司法省所管豫定經費要求書各目明細書參照）

往々巷間には教育家、宗教家乃至社會事業關係者の如き所謂教育教化事業に從ふ者に對して、凡そ人の教育教化に携る者は其の待遇の菲薄に拘ることなく只管自己の天職に獻身沒頭すべしとする理想主義的言說の行はるゝを見るも、それは人の物質的經濟的生活意欲と少くも其の人の對他的な精神的體面の保持といふ人間性に基く名譽感情を無視したる現實的地盤を遙かに離脫した空論に過ぎない。故に凡て教化官としての人を求むる場合に於て、待遇を菲薄のまゝに放置するも優秀なる人材を吸收獲得し得るが如く思惟し居るならばそれは全く政策的に失敗に歸すべきは勿論現實を知らざる獨善的錯覺に陷れるものといふべきである。萬一にもかくの如き非現實的な理想主義を以て實際に臨むとするならば固より人材集中の不可能なるのみならず、よし人材を吸收し得たりとするもそれは一時的暫定的に其の職に留め置き得るに過ぎずやがては他に轉身轉職の行はるゝは當然の事理といふべきであらう。こゝにも經濟原理としての所謂「グレシヤムの法則」の如き一般通則の適用を免れないと言つてよいであらうか。官吏としての刑務官は奏任官以上の進路を阻まれて動もすれば其の生活に希望と生氣とを缺き其の職をバン獲得の手段として消極的な態度に墮するの虞れが多い。他の官吏との待遇の衡平を維持する上に於ても又行刑の獨立性を確保する上に於ても其の進路を他の官界並みに啓開して其處に活路を見出さしむるは重要な視點である。典獄勅任論の問題の重要性を見る所以である。

（五）

司法官の待遇改善に關する經緯を知る參考文獻としては石川金治郎氏「司法官官職職制及官等俸給令沿革」法曹會雜誌第一四卷第七號乃至第一〇號、特に第九號一八三―一八四頁、第一〇號一七三、一七七及一八二頁以下參照。

司法官の待遇改善上劃期的な役割を演じた法令としては特に勅令第七四號（大正三年）――裁判所構成法改正により大審院長は親任判事、檢事總長は親補職と爲り從つて前者を親任俸に、後者を勅任一級俸に改正したるもの――勅令第三四八號（昭和二年四月）――地方裁判所長及び檢事正の全部を勅任官に改めたるもの――勅令第二六五號（大正九年十二月）――高等官俸給令を改正し附則を以て從來の判檢事官等俸給令を廢して司法官の待遇と一般行政官のそれとの均衡を圖りたるもの、然し俸給豫算の平均額は前者は後者のそれに及ばず現在に至る。乃ち今尙ほ司法官優遇問題の叫ばるゝ所以なりとす。――が擧げ得られる。

五月二十三日稿（完）

刑務四分の一世紀

岡部常

一

自分の如き者が行刑の談義をしたり、行刑道義を說いたりするとの、柄でないとは能く承知して居るとではあるが何時の間にやら齡はとるし、古株の中に押し上げられるやうにはなるし、同僚相寄る場合昔話をする仲間に這入つて了つた。考へるまでもなく時の力だ。昨日今日のとのみ思つた行刑の御奉公も、早いもので廿四年を經過して居る。今更ながら時の流れの迅速さを痛感せしめられる。

廿五年に垂んとする時の流れ、戸田氏の卅八年に比較しては、全く物の數には足らぬ位の程度であり、又一口に言へば、何んでもない事のやうだが、靜かに考へると、乳呑子が育つて大學を卒業する年限であり、歷史の一時代を劃する世紀の四分の一に相當するほど長い時なのだ。其の廿四年を回想して自ら感慨深きものあるは勿論、語つて何等か參考となる點もあらうかと感じて、聊か感想の一端を語るとにしよう。

二

長年の御奉公に依つて行刑の全貌を知り得たかと問はれるならば、恥しながら然りと答へる勇氣がない。寧ろ行刑の本當の姿を把握するとの極めて困難なるとを知り得た位のものであるかも知れない。而して又同時に仕事其のものが極めて至難であるとと、一方聖の聖なる仕事なるとが、ハツキリして來たとを告白する。

初めて職を行刑に奉ずるに當つて、相當の目的を定めて居たとは勿論で、若かりし日の理想を胸に畫いて居たとは

刑政第52巻第8号
矯正図書館

世の若人の例に漏れぬ所ではあつたが、今にして想へば、唯漫然と善を爲さむ、至誠以つて御奉公せむ位の簡短な氣構で居たのかも知れない。本當に行刑の意義を解し眞髓に徹して居たかどうかは頗る疑問とする點であり、或はヒヨツとすると、客氣一途に單純に、斯界の空氣を一新してやらうなどと謂つた、思ひ上つた夢の如き空想を書いて居たかも知れないと考へると、冷汗背を流るるを感ぜざるを得ない。

三

私の長い御奉公で分つたやうに感じた事の一つとして、刑務官の權限と謂ふ事を擧げて見たい。

戸田氏も亦此の點を檢察、裁判、行刑と各分界を明瞭にすべきとを力說して居られる。實に官吏は其の權限の範圍內に於て官吏である。權限に從つて官吏としての生命があり、權限を離れて官吏は存在せぬとも云へる。種類の異る官吏は各々獨自の領域を特有して居るものであり、他を侵すべからず、他より侵さるべからざるものである。此の點はどの官吏にも共通の事柄で、何も刑務官のみを特に取り上げて論ずる必要もないやうであるが、私は特に刑務官の權限、則ち其の職務の領域を明確にするとの必要缺くべからざるものなるとを痛感する者だ。

併るに從前刑務官の權限は曖昧模糊として居た。性質上最も明瞭にされて居なければならぬものであつて、然かも最も曖昧裡に葬つて居られたやうに感ぜられる。

官吏の仕事は其の分擔々々に應じて、色々に岐れて居るものの、結局歸する所は國家の爲であり、又同時に民衆の幸慶の爲に存するものなるとは當然ではあるが、外見からすると——其の現はす面に依つて、いろ〳〵に見えるものである。少くとも表面は——差當りの姿に於ては、國家民衆の爲の官吏の働も、時とすると反對に人をして苦い顏をさせたり、甚しきに至つては、悲ませるやうな力となつて現はれないとも云へないのだ。

刑務官の仕事は果して其の內の如何なる部面を擔當して居るのであるか？

世間一般には刑務官は苦い顏をして人を悲ませてでも居る樣にとられて居る。が之こそは認識不足の甚しきものと言ふべきであり、少くとも夫は現在の刑務官の姿ではなくて、昔のものであり、德川時代の姿なのであり、明治初年の第一次監獄則までの事であると言ひ度い所である。

四

今は故人となつた鐘紡の武藤山治氏は、鐘紡の儲ける一圓は他の會社の儲ける一圓と金高に違ひはないが、他人を泣かせて儲けてはならない。人を喜ばせて儲けるのでなければいけないと訓へたとは、洵に意義深く味はれる。

金錢の事を引合に出すのは、聊か憚りはあるが、刑務官の頂く俸祿が他の役目の官吏の頂く五十圓なり百圓に變りはないが、人を悲ませたり、苦い顏をさせたりして頂いて居るものでない事を知つては、同じ御奉公をしながらも刑務官は仕合せなりと言つても長いのではないか。實に刑務官の日々の仕事は、一旦泥土に委せられた靈に復活の息吹を吹き込む聖の聖なる仕事なのである。其の聖業に從事させて頂く事に感謝し、役人冥利を感ずべきである。

私は考一度爰に至る毎に、自らの職分の尊貴なるとに想到して、自然に愉快な微笑の浮むを禁ずるとが出來ない。

私の親友の一人が近頃述懷しての曰くに、昔は岡部と謂ふ奴は妙な仕事をする變人だと思つて居たが、段々齡を重ねて來て人生がやゝ解るやうになり、追々世間が見えて來るやうになる、更に會々行刑の內容を知るに及むで、全く自分の淺慮のほどが判つて來た、洵に君等の仕事は貴いもので、正に菩薩業だと評したものである。

友人の評言の如く刑務官の仕事が、菩薩業であるかどうかは暫く別問題として、先づ意識しなければならないのは

刑政第52巻第8号
矯正図書館

行刑の仕事が世間から一見陰氣臭く又闇いもののやうにとられて居るものの、其の實は全く反對に明るい朗かなもの或は本來明るい朗かなものであるべきことを知らなければならない。刑務官の職司が活々とした建設的な一面の存すると從つて極めて明るい尊い事に屬することをハッキリ知ることが必要だ。

五

刑務所を初めて參觀した人が、よく意外だつたと言ふ。想像して居たよりも淸潔で明るいと許する。闇い所だ穢い所だと謂ふ先入觀を持つて來るから、一層明るく感ずるものでもあらうが、元々が明るかるべき場所であるから、明るく見えるのに別段不思議はなかるべき筈なのだ。

容れられて居る人の一人々々が、犯せし罪を自覺して贖罪の念に燃えて、更に進んで向上せんと念じて居るべき場所である。本來が光明に充滿した希望の道場でなければならないのだ。

私は曾て觀た米國物の映畫に於ける一狀景を想起する。題して虎鮫島と謂ふ。南北戰爭直後大統領リンカーンが暗殺せられた。其の暗殺團の一味と誤り捕へられた一靑年醫師に係る物語であつたが、無實の罪で長期の刑を言渡された彼の移送された先が、フロリダ半島南端の一孤島虎鮫島の一監獄であつた。南部酷熱の地殊に野口英世博士が病源體を發見したので有名になつた黃熱病の流行地なのである。勿論其の當時は如何なる種類の熱病なるかも知れて居らず、治療方法とても無いので、刑期に滿つるに先つて大抵の人は、此の瘴疫の犧牲となるやうな土地柄なのである。其の上同地一帶の海には獰猛な鮫類が群棲して居るので、假令頑丈な牢獄を破つて脫出を企つる者あるも、泳いで海を渡れば忽ちにして惡魚の餌となるの外なき有樣で、座して空しく病に斃るるか、遁れんとして遁るるに途なき絕體絕命の此の世からなる地獄なのである。

彼が牽かれて此監獄の門前に立たされて門番に示されたのが、門前の濠に投ぜられた一塊の肉に群り咬み合つた惡魚の群の凄慘な姿であつた。又收容後間もなく襲來した黃熱病の流行にも出會した。黃熱病には彼自身も冒されはしたものの、其の專門の醫術が役に立つて、夫が因ともなつて後に無實が證明せられるに至り、遂には無罪放免となると謂ふ、目出度し〳〵の筋書となつて居るのはお醫者樣にはセメテもの仕合であつたが、其の黃熱病や惡魚にもまして、若き多感のお醫者の心を擊つたものがモ一つあつたのだ。

夫は恐らくは、其の恐ろしき虎鮫島監獄の物凄き雰圍氣に、更に無言の威嚇を示すが如き、獄門の扁額に『此の門を通る者は希望を捨てよ』の文句であつたらうと思ふ。ダンテの地獄篇からでも引用したと想はれる此の文句が、失意のドン底に突き落された、彼の胸をヨリ一層激しく衝いたであらう事は想像に餘りある所である。

が然し、彼は失望したらうが、其の反對に映畫を觀た私の方は非常に興味を惹いたことであつた。如何に昔の事であつたにしても、亦シナリオ書の筆になる創作であるにしても、餘りにも吾國現時の行刑思潮、現在の刑務官が現實に考へ且行ひつゝある所と、懸け離れて居ると、否な寧ろ正面的反對の立場に立つて居た點があつたからである。

然らば吾國現下の行刑の姿は如何？　私は敢て刑務所門扉の篇額は『希望の門』と書き替うべきものだと思ふ。が然し、夫は餘りにも行き過ぎだとの憚りありとするならば、セメテ門の內側になりと希望の門として置いて、收容せらるる者に對して、希望を捨つることなく、將來に希望を繫ぎ、飽くまでも希望に活くべきことを示すべきであると思ふ。昔巢鴨刑務所にあつた、アノ嚴つい煉瓦の大表門を誰言ふとなく凱旋門と稱へて居たさうなが、ただ口さがなき京童の戲れ言としてのみの凱旋門でなく、現實として刑務所の門と謂ふ門は悉く收容者に對する更生の門たるべく、釋放者には形の上のみのものでなく、眞の意味の凱旋門として存在せしめなければならぬ。

刑政第52巻第8号
矯正図書館

六

近來社會問題に關する世間の關心は、段々深くなつて來て居る。刑務所が昔ながらの牢屋に停滯して居り、囹圄の捨て場所であり、臭い物に蓋をするのみの場所でない位な事は、世間一般に知られて居るべき筈であるが、夫にも拘はらず、現實に世間に接觸して見ての感じは、寧ろまだ〳〵の感じを抱かされる點がある。

刑務官の立場からすると、何故に世間は吾々の仕事に無理解なのかと歎き度い氣分にもなるのであるが、其の罪は果して世間に在るかどうかとなると、私は寧ろ是は刑務所側に責任があるのではないかに感ぜられるのである。

其の證據には會々緣あつて參觀にでも來た人に、行刑の意義を說くと大體從前の考を改めて、と言はんよりは寧ろ新に認識を得て、刑務所を見直したと言つて歸つて行く。然らば夫等の人々の行刑觀はドンナものであつたかと考ふるに、大體刑務所と謂ふ所を單に嚴めしい窮屈一方規則づくめの所で、笑顏などはドコにもなく、場合に依つては、今に尙ほ腰繩手錠でも使用して文字通りの强制勞役にでも服せしめて居るもののやうに感じて居るらしい。ソコで近代行刑の說明をする、若しも心の底から昔ながらの罪惡觀牢屋思想に捉はれて居るものであるならば、なか〳〵簡單に納得が行きさうもない筈なのに、實は大抵案外にも、一足飛に近代行刑を領解納得して呉れる。夫ほどに刑政に屬する關心も、他の社會問題同樣潛在的には深いものが存するのである。案外刑務官が溫顏で執務して居り、收容者も亦活々と作業に從事するし、役所全體の空氣がドチラかと云へば、和やかに明るく朗かなもののあるのに氣がつくし刑務所全體が結局吾々と伍して生活するに適する人を作り出すとに目標を置いて居るとを納得するに至るのだ。

抑々吾國本來の刑罰思想はソンナに慘酷なものではないらしく、德川幕府三百年の刑政が復讐主義一點張であつたが爲か、本當の日本人の心持が、一時歪曲せられて居たものではないかと思はれる節がある。夫であるからこそ一寸した刑務官の說明ででも、直ぐ其の謬を是正して本來の日本人の持つ慈悲を含む行刑思想に立還り得るものであらうと信ずる。斯く考へる時責は寧ろ徒に自ら刑務所の塀を高くし、必要な範圍の社會との交涉を隔絕し、行刑を說くとを怠つた刑務官の方にありと稱して可なりである。

七

刑務官は一體に遠慮勝に過ぐる、お品が良すぎる、超然としすぎる、惡く言へば因循姑息であり、餘りにも卑屈である。高き塀の內に自己一身の安固を貪つて自己陶醉に耽つて居るとの非難も甘受しなければなるまい。言ふべきとも言ひ得なかつた傾はないか？　世俗に超然とするのも良いが、やゝもすると卑屈に墮する。遠慮も結構だが、度を過すと自己を喪ふに至つて、遂には結局他から侵さるるに至る虞濃厚となる。

刑務官は從前高い塀の內に立籠つた爲に卑屈になつた傾がある。卑屈に墮さぬやうにする爲には、其の職務に對して堅い信念を把握するとが絕對必要だ。刑務官の權限をハツキリと認識し把握せなければならぬ。

信念を把握したならば、之をシツカリと確保しなければならない。場合に依つては他人の言を聽くとは必要ではあるが、信念のない人は、動もすると他人の言に盲從するに至る危險がある。他人の要らざるお節介などに乘ぜらるる虞がある。門外漢の言に盲從する如うな陋態を演じてはならないし、世俗が持囃すから、新聞がデカ〳〵と書き立てるからとて、或は上司の評判が良いからと謂つて、簡短に有頂天になつてハシヤグが如き態度があつてはならない。

世間や新聞、將た上司も、コチラが專門家であるからと思へばこそ、ソコに信賴も置いて安心して任せて居るのだ。お互の權限を尊重して居るのだ。彼に任して置けば眞逆間違はあるまいとの心理に本づいて居るとで、必ずしも末の末まで考へ拔いて持囃して居るとは限らないのだ。ところが肝腎の御本尊の方に信念がなく、一寸した思ひつき

刑政第52巻第8号
矯正図書館

などに計畫した事が門外漢の素人に受が良いからとて、有頂天になつて了つてはいけない。却つて夫が結局に於ては世間の信頼を裏切るとにもなるのだ。よろしく行刑本來の使命を考へて、行刑百年の計の爲に謀つて忠なりや否やを見究めて、斷乎として確信に邁進する勇氣を持たなければならない。

遠慮もほどほどである。刑務官は刑務官の個性を發揮しなければならない。刑務官の個性に活きなければならない。左顧右眄的態度を清算しなければならない。

八

刑務官は高い塀の內に居るが、彼等は閉ぢ込められて居るものではない。又自ら其內に閉ぢ罩つてもならない。塀は高くとも厚くとも、自ら外部の社會に眼を塞いではならない。私をして言はしむれば世間から刑務所の內部は見えないかも知れないが——夫も良い傾向ではなくて、世間としては塀の內で國家の大切な刑政が如何に運營せられて居るかを注視すべきものであらうと思ふが、夫は兎も角として、刑務官の方から世間が見えないなどと謂ふとはなかるべき筈なのだ。從來やゝもすると、刑務所の役人は世事に迂いなどと第三者が評すると、直ぐサウかなどと至極輕く考へて、自らを卑下する惡い癖がなきにしもあらずだつたが、夫が全く要らぬ遠慮と謂ふべきである。斷じて自ら眼を塞いではならない。自分で眼を塞げば、いかに良き視力でも利かなくなるものである。收容者が刑務所に拘禁せられて居るのは、自由刑執行の爲であり、自由の剝奪が目的であるとに相違はないが、考へる自由をまで剝奪する意圖なきとは當然の事に屬する。否な夫どころか實は寧ろ此機會を利用して、靜かに深く考へしむるとでなければならぬし、是に依つて世間をよく見させなければならぬ。靜かに思索し注意を怠らなければ、高い厚い塀を通して世相はよく見られるのである。過去に經來りし自らの道を觀察し得るし、隨つて前途に正しき明るき道もハツキリと認むるとが出來る譯であり、是こそ誠に自由剝奪の結果として獲らるる貴重なる效果と謂はなければならぬ。

收容者が高い塀の內で世相を見究めて更生の準備が能きるのに、役人が同じく塀の內に居るからとて、世相を見得ない筈はない。否な夫どころか、平素接觸して居る收容者、取扱つて居る對象者たる彼等自身からさへも、いろ〳〵な世相を見せ付けられ、教訓をも摑むとが出來る筈なのである。

九

左顧右眄行刑を清算せよ。其の日暮しの行刑、思ひ付き行刑から脫却して、刑務官の權限に立籠り其の個性を發揮しなければならない。

行刑の聖なる業なるとを自覺すると同時に、此の聖職に對する責任感を強く有たなければならぬ。

抑々行刑の內容を說くとは文本の目的とする所ではないから、夫は省くとするが、行刑の一つの働として、國家社會の大きな愛護の力を擧げるとは謬りではないと思ふ。愛護の極致は友人の所謂菩薩業を積むの域に達すべきであらうが、佛樣になり切ることは、なか〳〵の難事に相違なく、刑務官の悉くに之を望むとは無理であらうし、又佛樣の眞似事も容易でないとしても、忘れてならぬとは、決して嚴しい教師以上の者にならぬと、嚴しい教師以上の意地の惡い教師など夢々なつてはならないのだ。何んとなれば意地惡い教師と謂ふのは、時とすると嚴密に言つて教師でないとになるからだ。況して罪を憎むの餘り人までをも憎むが如き態度を執つたりして、昔ながらの牢番に還元したり動物園の番人に墮落したりするやうな態度なきやうにしなければならぬ。

十

刑務官は既に聖職に就いて居る矜持を有つと同時に、夫に相應する修養を積まなければならない。學に道に勵まな

刑政第52巻第8号
矯正図書館

ければならぬ。自己の權限に對する責任、專門に對する自負を有つて、他に依存する態度をスッカリ清算することが絶對に必要だ。

國際場裡に於て獨立國家が、自國の事を自由に處理し得ず他の國の鼻息を窺ひ、或は甚しきに至つては、他國の指揮を仰ぐが如きとありとすれば、夫は名は獨立國であつても、實に於ては獨立國たるとを自ら捨てたものと言はれても仕方がないのだ。少くとも○國依存の香ばしからぬ汚名を頂戴しなければならぬのだ。國際間に於ては、如斯遠慮は正に所謂宋襄の仁に均しいもので、いつの間にやら一國の獨立性は劫かされて、不知不識の間に屬國化する虞があるのだ。既に吾々は目近に其の例を餘りにもマザ〳〵と見せつけられて居るのだ。又今や其の反動が現はれて、雄々しくも獨自の力を發揮する爲めに起上つた國もあり、夫等の國家群の間に起つた國際的大爭闘を眺めて居るのだ。而して又事大思想がいかに、此の他國依存關係を斷つに邪魔になるものであるかを、吾々は知り悉して居るのだ。

行刑に於ては、國際間の夫の如くにヒドイ事もあるまいが、全然其の傾向なしとも云へない。官界の事大思想に捉はれるとは往々見受ける所、其の結果として行刑の個性を忘れ、大きいものに依存する長い物には卷かれろの態度に依つて、いつの間にか退嬰主義になつて來て、他よりの侵入を待つまでもなく、自ら其の境地を狹めて、遂には獨立性をも劫かされる勢を馴致して、其の獨自の生命までもが忘失せられんとするに至るのだ。

私は現下の吾行刑界が右の通りだとは言はないが、又ソンナにも隔つた遠い世界の夢物語でもないやうな現狀を見て、長大息を禁じ得ない者である。切に行刑人の猛省を要求せざるを得ない。

註。刑務官の權限乃至使命に就いては昭和十三年發行刑政論集所揭拙稿『刑務官敎養の指針』參照

辻　敬助

E 第五期　監獄制度確立の時代（續）

四十三年六月典獄看守長の略服竝看守服制を改正す

明治四十一年警察官服制の改正ありて、極めて簡素にして而かも威嚴あるものとなるや、監獄官服制に付ても之が改正の要望部内に擡頭し、遂に翌四十二年六月勅令第百七十號を以て典獄及看守長略服を同第百七十一號を以て看守服制を改正し、警察官類似の服制を採用した。本略服及看守服制は其後一部改正ありたるも殆ど其まゝ現在に至つてゐる。

F 第六期　監獄制度革新時代

大正二年六月行政整理に際し典獄の待遇を是正し、典獄補を新設す

大正二年第二次行政整理案成り、監獄職員は總體に於て其二割を減ずるの已むなきに至りたるを以て、時の監獄局長谷田三郎氏は之が實行條件として典獄の官等俸給を改正し、第二表第二號の官と爲し大に其待遇を改め、且新に高等補助機關として典獄補の官を設くることゝ爲し、茲に漸く司獄官優遇の實を擧ぐるを得、之に依りて大に部内の人氣を作振し一面又新人物の招致に成功した同局長の筆に成れる閣議請議案は左の如くであつた。

監獄官制中、高等官官等俸給令中、奏任及判任待遇監獄職員給與令中の改正竝監獄職員特別任用令に關する件請議案

司法省は今回政費節減の旨趣に基き監獄行政の部面に於て本監四個所を廢止して分監と爲し、分監十一個所を廢止して出張所と爲し仍ほ出張所二十二個所を全廢し、而して典獄四人、看守長百二十三人、監獄醫・四十四人、敎誨師三十九人、敎師五人、通譯二人、技手十七人、藥劑師四十七人、看守千三百四十三人、女監取締百二十八人、傭人四十三人合計千七百九十五人卽ち現在監獄吏員の約二割を減少し、之に代へ新に典獄補二十九人、雇千九十二人を置き、且つ典獄の官等俸給を改正し、又別に廳費に於て一割二分强、旅費に於て二割、雜給雜費に於て一分三厘强の削減を行ひ、之に因り俸給、

廳費、旅費、雜給雜費の項に於て三十萬三千七百圓を減じ、仍ほ在監人員の夙に苦心する所なりと雖も、在監人員の減少は我現代社會の實狀に照し遽に之を期待し難く、獄舍の設備を改修する事の如きも亦現時の財政上言ふべくして行ふべからざる難事に屬す。唯だ繁文を芟除して事務の簡捷を圖るの一事に至ては極力其實行に努め、現に法令の改正を企つるもの數百件の多きに上るも、奈何せん監獄は所謂社會の縮圖にして人事の有らゆる方面を包含し、其事務の複雜多端なる他に其類を見ず、如何に制度手續の改廢を行ひ執務の簡便を圖るも、此方法のみにては辛ふじて現在吏員の五六分を節減し得るに止り、到底一割以上の削減を補償するに足らず。結局前に揭げたる二割減の整理案を實行せんと欲せば、法令を改正して事務簡捷の實を擧ぐる外尙ほ部內吏員の改善を圖り、一面有爲の人材を登用して執務の敏活を期すると共に、他の一面に於ては殘餘の吏員殊に高級司獄官を督勵して執務上一層重大なる責任と役務を負擔せしめ、以て吏員の缺を補ふの外他に相當の方法あるを發見せず。然るに現今司獄官の待遇は極めて、菲薄にして一萬有餘の司獄官吏中高等官の地位を與へらるゝものは獨り典獄あるのみ而かも其官等は五等を限度とし他の行政官との比較上くるが如き、執れも皆機關の縮小を補足する所以の方法にして、當局者の夙に苦心する所なりと雖も、在監人員の減少は我現代社會の實狀に照し遽に之を期待し難く、獄舍の設備を改修する事の如きも亦現時の財政上言ふべくして行ふべからざる難事に屬す。唯だ繁文を芟除して事務の簡捷を圖るの一事に至ては極力其實行に努め、現に法令の改正を企つるもの數百件の多きに上るも、奈何せん監獄は所謂社會の縮圖にして人事の有らゆる方面を包含し、其事務の複雜多端なる他に其類を見ず、如何に制度手續の改廢を行ひ執務の簡便を圖るも、此方法のみにては辛ふじて現在吏員の五六分を節減し得るに止り、到底一割以上の削減を補償するに足らず。結局前に揭げたる二割減の整理案を實行せんと欲せば、法令を改正して事務簡捷の實を擧ぐる外尙ほ部內吏員の改善を圖り、一面有爲の人材を登用して執務の敏活を期すると共に、他の一面に於ては殘餘の吏員殊に高級司獄官を督勵して執務上一層重大なる責任と役務を負擔せしめ、以て吏員の缺を補ふの外他に相當の方法あるを發見せず。然るに現今司獄官の待遇は極めて、菲薄にして一萬有餘の司獄官吏中高等官の地位を與へらるゝものは獨り典獄あるのみ而かも其官等は五等を限度とし他の行政官との比較上

未だ郡長に及ばず。司獄官の待遇如此菲薄なるが故に新進有爲の人材を監獄部內に招致すること能はざるは勿論多年此に奉職せる老吏と雖も稍や技能ある者は動もすれば去て他に轉ずるの傾向を現示せるを以て、監督官廳は百方吏員の鼓舞奬勵に勉めつゝあるも、其本を修めずして其末を治むるに由なく、幾多の奬勵的訓示は空しく紙上の空文たるに止り、實際の效驗更に見るべきものなく結局典獄の待遇を改め且つ新に高等官の地位を設け、一には以て部內の人氣を作振し一には以て新人物を招くの道を開くに非ざれば、所詮局面を一新すること能はざる事情明白なるに因り、司法當局者は數年前より典獄の官等俸給令中改正案、奏任及判任待遇監獄職員給與令中改正案、監獄職員特別任用令案を具し玆に閣議を仰ぐ。司法大臣以て當時同局長の部內刷新の抱負の一端を窺ふことが出來る。斯くて監獄界は行政整理に於て負ひたる傷痍を醫するを得たるのみならず、却て獄政の面目を一新せんとするの機運を釀成するに至つた。

行政整理に對する善後處置

併しながら該整理計畫は我監獄界としては未曾有の行政改革にして之が實行の如何は其影響する所頗る重大なるものあるを慮り、先づ官吏減員の善後策としるに非されば整理の終を完ふすること能はざる事情あり但た此際官吏の俸給を高め且つ新なる官職を設くるが如きは、政費節減の旨趣に反する感なきに非ずと雖も、典獄の增俸は現豫算の範圍內に於て裕に之を實施することを得べきに因り新に經費の增額を請求するの要なく、又典獄補の新置は一方に於て二萬三千六百八十八圓の經費增額を見るも、他の一方に於ては之に因り看守長の俸給廳費一萬千六百三十四圓を節し得べきが故に、結局一萬二千五十四圓の增額を來すに過ぎず。此の如き對價は前記整理案の減額に比し決して不廉に非ざるべきを信ず。

右の理由に基き別紙監獄官制中改正案高等官官等俸給令中改正案、奏任及判任待遇監獄職員給與令中改正案、監獄職員特別任用令案を具し玆に閣議を仰ぐ。司法大臣以て當時同局長の部內刷新の抱負の一端を窺ふことが出來る。斯くて監獄界は行政整理に於て負ひたる傷痍を醫するを得たるのみならず、却て獄政の面目を一新せんとするの機運を釀成するに至つた。

行政整理に對する善後處置

併しながら該整理計畫は我監獄界としては未曾有の行政改革にして之が實行の如何は其影響する所頗る重大なるものあるを慮り、先づ官吏減員の善後策とし

刑政第52巻第8号
矯正図書館

て事務の減少、執務の簡便、竝監督の適實を圖るが爲、監獄機關の組織を變更し且諸般の手續を改正した。今其主たる事項を擧ぐれば左の如くであつた。

1. 主任制度の採用。(一)
2. 會計處務規程の改正
3. 藥品衞生材料醫療器械に關する取扱規程の制定。
4. 囚人看讀書籍に關する規程の改正。
5. 統計報告例の改正。

爾來當局は行政整理後の新事態に處して銳意獄務の刷新を圖り之が運營を愆らざらんことを期したる爲、斯業は玆に飛躍的の進歩發達を遂ぐるに至つた。當時獄制の改善上特に顯著なる業績として擧ぐべきは左の如くであろ。

1. 分類拘禁の制を確立せる事。
2. 少年行刑に付て累進處遇制度を採用したる事。
3. 在監者食量給與手續を定め、多年の懸案たる食量等級問題を解決し、全國的に之が給與を統一せる事
4. 數次の恩赦に際し保護事業の發達改善を圖りたる事。
5. 不良囚集禁に依る囚情の整理を爲したる事。
6. 監獄衞生の改善を圖りたる事。
7. 建造物整理を行ひたる事。

(一) 主任制度採用の理由は當時谷田監獄局長が典獄會同席上に於て爲したる訓示に詳である。「第一典獄をして事務に直接せしめ、其監督をして周到且適實ならしめんが爲である。今日と雖も典獄の監督が悉く不行屆であつたとは申しませぬが、中間に課長又は所長なる機關が介在して居る以上は典獄の監視が直接に行はれ難いと云ふ事は自然の勢である。而かのみならず課所相對峙し、課所長相割據する結果、動もすれば各課所長の間に勢力の均衡を失し、權限爭ひの弊を生ずることがある。而して其餘波吏員の間に確執反目の陋態を演ずる樣な事が往々現はれて來るのである。夫故今回の改革に於ては斷然課所を廢止し、典獄をして直接事に當らしめ諸般の監督を周到適實ならしむると同時に課所割據に因りて生ずる弊害を除かんことを企圖したのである」云々。

(二) 大正三年三月監甲第二〇四號

(三) 谷田監獄局長は其就任に際し監獄事業は完全なる建造物を以て獄務の改良最先の要件なりと爲し、地價騰貴せる都會地の監獄敷地を賣却し之が資金に依り片隅地に監獄を新築し、資金の殘餘を以て他の監獄の營繕費に充つるの目的を以て監獄建築基金の制度を設けんとせしも、大藏省の容るゝ所とならなかつた。併し監獄の移轉改築の趣旨は認められ、爾來大小本分監の新改等各地に行はれ我國監獄の面目は一新せらるゝに至つた

大正七年四月物價騰貴に伴ひ判任官以下に對し臨時手當を給與す

大正七年歐洲戰亂の勃發を見るや我國の諸物價は急激に暴騰し(一)爲に一般官吏の生活に著しき脅威を與ふるに至りたるを以て政府は之に對處せんが爲大正七年四月勅令第八十九號を以て判任官及判任待遇官の待遇を受くる者には時局の影響の存する間俸給の外每月臨時手當を給與し得ることを定め、同時に司法省に於ては臨時手當給與規程を訓達し、部內判任官、判任待遇を受くる者、囑託員、雇員、常傭人に對し當分の內每月臨時手當(俸給、給料、囑託手當額の百分の二十五に相當する金額)を支給することを定めた。

(一) 世界大戰に際會したる我國の經濟界は空前の好景氣を現出し、一般購買力の激增に伴つて物價は頻りに昂騰し、中流以下の生活は全く不安に襲はれ人心漸く激動の兆候を呈し來りしが、富山縣下に於ける女一揆の來騷動に端を發して全國的に空前の大騷擾を展開するに至つた。

大正七年九月奏任及判任待遇監獄職員給與令を改正す

判任官及判任待遇者は旣記の如く臨時手當の給與を受くることとなりたるも、物價の暴騰は殆ど底止する所を知らず、下級監獄職員は相率ひて他に轉出し、之が補充は全く不可能となるに至りたるを以て豫て、要求中の給與令の改正案亦政府の容るゝ所となり(一)漸く焦眉の急を救ふことを得た。本令改正の重なる事項は左の如くであつた。

1. 看守の月俸を十二圓乃至二十五圓に改め同部長の最高限を三十圓に改む
2. 女監取締の月俸を八圓乃至二十圓に改め同部長の最高限を二十五圓に改む
3. 監獄醫一級を二千圓敎誨師同千五百圓に改め尙五百圓以內の加俸を給することを得せしむ
4. 看守の昇給制限を緩和す
5. 宿料の限度を十圓以內に改む。(二)
6. 精勤加俸の制を設く。(三)(以上勅令第三四六號)
7. 奏任官又は判任官の待遇を受くる監獄醫、敎誨師及敎師の官等等級配當表を定む。(以上勅令第三七號)

(一) 本給與令は翌八年八月更に改正し、看守俸給を十五圓乃至四十圓と改定し、其他增給制限初任給等に付て小修正を加へた。(勅令第四一四號)

(二) 大正七年度豫算に於て看守女監取締宿料及北海道在勤月手當の增加に要する經費九萬七千三百八十圓を增額せらる。(看守宿料豫算額二圓平均を三圓平均とし女監取締同じく一圓を二圓とした)

(三) 精勤加俸は本令に依り制度上認められたが、之が實際上の給與は大正九年度以降に屬し、同年度に入りて始めて月額平均三圓千六百人分の豫算掲上せられた。

然るに其後物價の騰勢熄まず手當額を更に增額するの必要に迫られたるのみならず、奏任官に對しても之を及ぼすの必要を認めたるを以て、同年九月勅令を改めて奏任官に對しても臨時手當を給與し得ることゝした。（一）

（一）司法省臨時手當給與規程抄

奏任官

1. 奏任官俸給年額二千圓の者、其月割支給額の百分十に相當する金額。
2. 同千七百圓以上の者、同百分二十五に相當する金額。
3. 同八百五十圓以上の者、同百分三十二に相當する金額。
4. 同八百圓以下の者、同百分四十に相當する金額。

判任官、同待遇者

1. 俸給月額百二十圓以下九十五圓以上の者、其支給額の百分三十に相當する金額。
2. 同七十五圓、六十五圓の者、同百分三十五に相當する金額。
3. 同六十圓以下の者、同百分四十に相當する金額。

囑託員　傭人

1. 手當月額百二十圓以下九十五圓以上の者、其支給額の百分三十に相當する金額。
2. 同九十五圓未滿六十五圓以上の者、同百分三十五に相當する金額。
3. 同六十五圓未滿の者、同百分四十に相當する金額。

（給與額に拘らず。每月給料支給額の百分四十に相當する金額。）

大正七年九月奏任官に對し臨時手當を給與す

大正八年及九年再度臨時手當を改正す

然るに其後物價の騰勢熄まず手當額を更に增額するの必要に迫られたるのみならず、奏任官に對しても之を及ぼすの必要を認めたるを以て、同年九月勅令を改めて奏任官に對しても臨時手當を給與し得ることゝした。（一）

（一）司法省臨時手當給與規程抄　（大正九年四月）

1. 俸給年額六、五〇〇圓を超ゆる者年額五〇〇圓（但し本俸と合して年額七、五〇〇圓を超ゆるを得ず）
2. 俸給額五、五〇〇圓を超え六、五〇〇圓を超えざる者（本俸と合して七、〇〇〇圓に達する額）
3. 俸給年額三、〇〇〇圓を超え五、五〇〇圓を超えざる者　年額一、五〇〇圓
4. 俸給年額一、二〇〇圓を超え三、〇〇〇圓を超えざる者（定額二〇〇圓及俸給額の三十分の十三を合したる金額）
5. 俸給年額三〇〇圓を超え一、二〇〇圓を超えざる者（定額一二〇圓及俸給額の二分の一を合したる金額但し臨時手當の額は年額三〇〇圓を下らず）
6. 囑託員雇員（監獄に於ける押送、作業用務に從事する者を除く）（臨時手當は前各項に依る金額。）

7. 俸給年額七、五〇〇圓を超ゆる者（臨時手當を給與せず）

二、看守以上の者に給與する臨時手當抄　（大正九年四月）

1. 俸給年額二七六圓を超え一、二〇〇圓を超えざる者（定額一二〇圓及俸給額の二分の一を合したる金額但し臨時手當の額は年額三〇〇圓を下らず）
2. 俸給年額二〇四圓を超え二七六圓を超えざる者（定額二四圓及俸給額の十割を合したる金額但し臨時手當の額は年額二四八圓四〇錢を下らず）
3. 俸給年額一二〇圓を超え二〇四圓を超えざる者（定額二四圓及俸給額の十一割を合したる金額）
4. 俸給年額一二〇圓以下の者　十三割、

大正九年八月俸給令等の改正

然るに其後物價の狀勢に鑑み官吏の臨時手當は之を恒久的のものと爲すの必要あるを認められ、基本の俸給給料を改定增額することゝなり、大正九年八月より改正俸給給料の支給を見るに至つた。

當時の監獄官の俸給給料は左の如くであつた。

1. 典　獄（一）　十級一、一〇〇圓乃至一級三、八〇〇圓、
2. 典　獄　補（一）　十一級九〇〇圓乃至一級三、一〇〇圓、
3. 看守長　通譯（一）　十一級　四〇圓乃至　一級一六〇圓、
4. 同　監獄醫（奏任待遇）（三）十級　一、二〇〇圓乃至一級三、一〇〇圓
5. 教誨師（奏任待遇）（三）十級　四五圓乃至一級　一六〇圓
6. 看　守（三）　四〇圓乃至一級　一三五圓
7. 女監取締（三）　二〇圓乃至六〇圓（但し女監取締は七〇圓迄を得）

（一）勅令　第二五七號　高等官々等俸給令中改正の件
（二）同　第二五八號　判任官俸給令中改正の件
（三）同　第三四四號　奏任及判任待遇監獄職員令中改正の件

大正九年高等官俸給令改正と典獄の待遇

而して上記一般官等俸給令の改正行はるゝに當りては下級高等官の多くは著しく待遇の向上を見、改正前典獄と共に第二表第二號に在りたる諸官は多くは同表第一號の待遇を受くるに至り、依然第二號に止まるものは僅に其三分一に過ぎず、殊に從來僅に第二表第三號の官と同一待遇に在りたる地方待遇職員の如きも

亦同じく第一號の官と同一待遇を受くるに至りたるのみならず、大正十年五月には此等第一號に依る諸官に對しては特に勅任待遇を受くるの途を開かるゝありて、典獄の一般高等官中に於ける地位は著しく低下せるの感あるに至つた。

大正八年度より監獄官練習所に國庫補助金を交付す

之より先谷田監獄局長は監獄官中央教習機關の施設不備不完にして、到底時代の要求を充たすに足らざるを憂ひ、之が官設の計畫を進めたるも容易に省議の容るゝ處ならざるを認め、大正八年度豫算に於て監獄官練習補助費二萬圓の要求を爲し、監獄協會に對し年々之に要する費用を補助し、以て司獄官の養成に關する缺陷の幾分を補正せんとし、漸く之が豫算の成立を見るに至つた。

仍て監獄官練習所規則(一)を改め其開設期間を六ケ月と爲し、尚學科の改良其他生徒に對する諸手當を改め、又新に奬學金給與規程を設定し、刑事學殊に監獄學を專修する者竝に特殊の監獄事務に從事する者に對し奬勵費を給して、專門家を養成するの道を開くに至つた。(二)

(一) 監獄官練習所規則

第一條　監獄官練習所は監獄事務に從事する職員に對し監獄に關する學術竝に其應用を教授する所とす

第二條　監獄官練習所に左の職員を置く

所長　一人
講師　若干人
幹事　二人
書記　三人

第三條　所長は監獄協會々長を以て之に充つ
講師は所長之を囑託す
幹事は監獄協會理事竝に主事の內より所長之を選任す
書記は所長之を指名す

第四條　監獄官練習所の教習期間は六箇月とす

第五條　監獄官練習所に於ては左の科目を教授す

一　監獄學　一　監獄法　一　刑法
一　刑事訴訟法　一　犯罪原因論及び犯罪救治論
一　監獄會計法　一　監獄作業論　一　監獄衞生學
一　監獄教誨教育、及び免囚保護論　一　倫理講話
一　文章構成法　一　實用算術　一　操練

第六條　監獄官練習所生徒は左の資格を有する者の內より試驗の上採用す

一　現職の看守長、監吏又は看守にして年齡四十歲未滿の者
一　教誨師

但朝鮮總督府看守長、臺灣總督府、關東都督府監吏は看守竝に教誨師に就ては入所試驗を行はず

第七條　所長は生徒にして體面を汚す行爲ある者又は成業の見込なき者に退所を命ずることを得

第八條　教習期間の終に於て試驗を行ひ及第者には修業證書を授與す

第九條　本規則の改正其他必要なる事項は監獄協會理事會に於て之を決す

(二) 監獄協會奬學金給與規程

第一條　本會は刑事學殊に監獄學專攻の學者竝に監獄事業に從事する實務家を奬勵補助する爲め本規程の定むる所に依り奬學金を支給す

第二條　奬學金は前條の學者竝に實務家に對し之を支給す

第三條　左の事項は理事會に於て之を決す

一　奬學金を支給すべきものなるや否
二　支給の金額竝に其支給期間
三　支給に關する其他諸般の事項

第四條　奬學金支給後不適當と認めたる場合に於ては理事會の決議に依り其支給を取消し又は停止することを得

第五條　奬學金の支給を受けたる者は本會に於て指定する任務に就くの義務あるものとす

第六條　本規程の他必要なる條項は理事會の決議に依り隨時之を定む

十年六月監獄衞生官を設置す

越て十年六月監獄に於ける衞生及療養に關する事項の統一、改善を圖る爲、新に司法省內に監獄衞生官を設置するに至り、其待遇は第二表第一號の官とした多年東京監獄囑託として東大衞生學教室に於て專ら監獄衞生の研究調査に從事しつゝありし芥川信氏の任命を見るに至つた。

鹽野法相、刑務所の勞務動員を閣議に要望

軍需工業の勞働力に不足を告げつゝある現狀に鑑み、鹽野法相は二十三日の閣議で刑務所の勞務動員に付き左の如く注目すべき要望を發した、之に對して陸海兩相は勞働力の新資源開拓に贊成、一昨年の通牒を緩和する新通牒を發することとなつた。

「現在全國の刑務所には軍需品生產に必要な機械設備があり、五萬の囚人の中二萬五千人は直ちに此の軍需勞務に動員出來る狀態にあるが、事變發生當時陸海兩相通牒で軍需品の發注はなるべく民間工場に向ける樣との指令を出してゐる爲め、現在まで刑務所の設備と勞働力は利用されないでゐる」

（法律新聞　六・二八）

戰時下に於ける少年行刑

小田原少年刑務所

内容目次

はしがき
一、罪名刑期及年齢
二、受刑少年の養育者と生育時の生計狀況
三、犯時の境遇と享樂の對象
四、不良行爲の萠芽とその經歷
五、犯由の諸要素
六、異性關係
七、教育程度と智能年齢
八、性　格
九、處遇對策

はしがき

未曾有の時艱に際會せる現下の狀勢に於いて、あらゆる分野から思想戰に對して將又經濟戰に卽應して國民精神が總動員せられてゐるの秋に當つて、吾々の行刑政策も亦此の非常時體制下から除外せられてならないところの重大使命を分擔してゐることを自覺しなければならぬ。卽ち人的資源の確保が是である。かゝる視點から少年行刑は忽にすべからざる國策線上に立つものであるといはなければならない。犯罪なき國は强し。それは普及されたる教育と、德義觀念に徹したる義務意識とによつて

培はれたる國民にして初めて期待し得る規定條件であらう、ところで少年受刑者特に準少年にあつては十年二十年の將來に於いてではなくして今日明日を問はず前線に或は銃後に役立ち得る、否役立なければならない程肉體的にも精神的にも逼迫せる情態にあるのであるまされば之こそ事變の推移には齊しく奮起感激して以て國體觀念を喚起し皇道の精神に立脚し、その各が我も日本男子である。我も大和魂の所有者であるとの自覺から誤れる過去を淸算しつゝあることに想到するならば、我少年行刑の現在及將來は刮目して俟つべきものがあるであらう。

孰れの時代に於いても戰爭は一つのエポックメーキングであることは歷史の證明するところである。それは文化のあらめる領域に於いて破壞が建設を前提として、必要が發明の母胎として且又有機的組織は全體觀の下に辨證法的發達を遂げつゝあるのを見ることが出來る。犯罪が社會文化の所產であるとするならば、その文化の消長を左右する戰爭との聯關に於いて犯罪が必然的にその考察の對象となり視野の裡に入つて來るのも當然のことである。とは云へ犯罪が直に戰爭と結び付くものと速斷してはならない。そこには複雜なる社會狀勢の中に思想的乃至經濟的或は道德的宗教的諸條件に制約せられてゐることを洞察しなければならない。されば彼の常識的とさへ思はれる「戰爭が起れば犯罪は減少するであらう」との一般的判斷は反社會的行爲と可罰行爲、不起訴處分や起訴猶豫と有罪判決等の嚴密な

る統計上の眞理性に俟つより他はないのである。而して少年犯罪者と雖も此の埒外に出るものではあるまいが勤もすれば前者の軌道を逆行するのではないかとの吾々の豫想にして當らざれば幸である。

此の意味に於いて現在の犯罪少年を觀て以て直に事變下の世相を反映してゐると考へることは尙早計であつて、むしろ事變に卽した少年行刑への對策として、而して更には事變の後に現はれるであらうところの社會狀勢への適應性を顧慮するためには不可避的に現在の少年行刑を理解することから出發しなければならない。このやうな意圖の下に現在の受刑少年の過去及現在を解剖して之が將來への對策講究の手掛としようとするものである。

一　罪名刑期及年齡

昭和十三年十二月一日現在に於ける收容總人員三一七名中には不定期刑二九名を含む。主として莫大小訓練のため、（或は漁撈訓練として浦賀支所へ移送されたものが病氣其の他の事情によつて）送られて來たもの以外は大部分準少年である。

第一表內譯

罪名	人員
竊盜	一八六（一九）

第二表內譯

刑期	人員
無期	二

刑政第52巻第8号
矯正図書館

強盜	七二（二）	十五年以上	一
詐欺恐喝及	一八（三）	十年以下	一九（二）
橫領	四（一）	五年以下	六一（一三）
傷害	五（一）	三年以下	四三（一三）
殺人	一三（一）	二年以下	五〇（一）
猥褻姦淫	七（一）	一年以下	一三一（一）
放火	一二（二）	六月以下	一〇（一）
合計	三一七（二九）	合計	三一七（二九）

備考　括弧内ハ不定期刑ヲ示シ實數ノ中ニ含マル

罪名は日表によつて表示されたもので極めて單純には見えるが其の實際に於いては單一なるものはむしろ僅少で、竊盜の中には住居侵入とか、詐欺には橫領等の罪名が附加されてゐるが如きであるが、之等の情況は後述するところの犯由との聯關に於いて、若しくは生活條件や環境によつて窺はれるのであるから、後章に讓ることゝして玆では煩を避けるために省略する。

次に刑期を見ると無期刑二名、十五年以上一名を除いて、不定期刑を合しても二年以上のもの一二三名の三八・八パーセントであつて他の六一・二パーセントが二年以下、殊に一年以下のものが一四一名で、教化指導の方面から觀るときその實效を期するに困難を感ずるものがある。その點に準少年處遇上の諸問題が課せられてゐる譯である。

更にこれを年齡別に見れば

第三表

十八歳以上二十歳未滿　一九七名
二十歳以上二十三歳未滿　一一七名
二十三歳以上二十四歳未滿　三名

何れも十八歳以上の青年にして、不定期刑を科せられたる少年受刑者と雖も當所に移送せられたときは既に相當期間の訓練を經たもので、心身の發達も亦準少年と相違するところがない。一般に考へられてゐるやうな少年受刑者と準少年受刑者との處遇を混同してはならないであらうといふ觀念は、前者が不定期刑であるの故を以て處遇上に幾分の手心を必要とするものであるとは名目上の若くは概念上のことであつて、實際の處遇上には聊かの支障をも見ないところである。

二　受刑少年の養育者と生育時の生計狀況

少年犯罪の原因及經路を穿鑿するときは必然的に遺傳乃至素質といふ先天的要素と後天的なる生育史と環境とが主要點となるのであるが、前者は不良少年について正確なる記述を求めることは殆んど不可能といつてよいであらう。といふのは彼等の大部分は父母の年齡を明記せず、況んや祖父母の年齡について

は何事も知らない。そこで出むなく養育者について自身に知つてゐること、即ち實父母及其の他の養育者を出來るだけ詳しく調査してその結果を得たのが左の表である。

第四表

養育者	人員		
實父母	二三五名	實母	五名
實父繼母	一五名	實父祖母	一名
繼父實母	七名	祖父實母	一名
養父母	一七名	祖母實母	一名
祖父母	六名	兄姉	一名
伯叔父母	一九名	他人	六名
實父	三名	合計	三一七名

養育された期間、例へば里子にやられたが一年餘りで父が繼母を迎へたので連れ歸へされたとか、養父母に死別してから實母に引取られたが籍は依然として養家を繼ぐことになつてゐるといふ類はそれぞれ當該の項目に擧げておくことにした。そして養育者の許を離れた年齡は大凡義務教育を終へた頃より奉公乃至就職するまでと思へば大過はないであらう。例外としては不就學者、中途退學者が百姓奉公や子守奉公に出されたものもある。

而して次の數字は出生當時より義務教育終了頃までの養育者の生計狀況で、凡そ記述するには最もむづかしいものの一であらう。

第五表

富裕	三名	稍貧困	一一六名
稍富裕	二四名	赤貧	一三名
普通	一六一名	合計	三一七名

何となれば生活程度は地方によつて、或は職業によつて異るもので云はば主觀的なものであるから。例へば犯罪少年の出生時父母は農業をしてゐたのであるが、それが自作農であつたか小作農であつたか、又幾何の田畑を耕してゐたかを知らず、兎に角義務教育を終へさせてもらつたから生計は普通であつただらうと自供してゐるし、又或少年は都會で出生し、當時兩親は古物商を營んでゐたといふから獨立の商人かと思へば屑買や屑拾であつた。それでも生計には困らぬといへば彼等にとつては普通の生活にちがひない。けれども此の種のものは財產の有無や社會的地位等より推して彼等の陳述通りには記載し難いものが屢々である。一般に受刑少年には經濟觀念が欠如してゐる。彼等は唯不自由のない程度の小遣さへ得られればそれで事足れりとして家計は普通にして困つてゐたとは思はぬといふのが大多數である。そこで結果は表示のやうに生計普通のものが首位で稍貧困が之に次ぎ赤貧及富裕は極めて少いといふ現象を呈したのである。

然らば斯樣な生計狀態の下に彼等は繼續して生育されたものであらうか。第四表に見る養育者の中實父母に依るもの二三五

刑政第52巻第8号
矯正図書館

名の七四・一パーセントは、不良少年の多くが家庭不和生育不良に起因するといふ一般の推測を裏切つてゐるかに見える。併しながらよく考察して見ると犯罪が唯單に一二の條件に由來するものでないことは容易に首肯せられるところであつて、假令實父母に養育せられたものでも素質の良不良、生計の如意不如意、教育乃至躾の苛酷か放任か、普通か無理解か等の諸因子は表面には現はれないが、併しそれが彼等の心身に及ぼす影響の甚大なるもののあることは見逃し得ない事實である。斯様な内面的諸因子はしばらく視野の外におくとして殘る二六パーセントが先づ不良化への一部の有力なる條件を具備してゐるといつても差支ないであらう。

三　犯時の境遇と享樂の對象

第六表

就業	一五名	徒食	二一名
奉公	一一三名	家業	三一名
浮浪	一〇七名	學生	四名
寄食	二六名	合計	三一七名

第六表に分類したものは犯罪當時何處で如何なる生活をしてゐたかを調べたもので、就業といふ名目は極めて漠然としてはゐるが、云はば獨立的に商賣を營み、或は職工として一定の給料を得て生計してゐたものを擧げたのである。奉公中のものが最も多く、浮浪中のものにも就職奉公等の經驗を有つてゐるものは可なり多くあつたが不良行爲・懶惰・享樂耽溺等のためにそれから離れて浮浪し遂には生活に窮し、或は遊興費を得ようとして犯罪を續行してゐたもので、少年不良化の防止には最も注目すべき現象と云はなければなるまい。寄食には親戚、知人等の宅にて、又は奉職、親方の下で庭掃、水汲をしてゐたもの徒食は家庭で强いて家業の手傳をするでもなく不良の徒と交遊してゐたものであつて、生計には比較的餘裕のあるものが之に屬する。又家業の項に入るものの大部分は農業に從事してゐるものの他に商業や大工、指物等父兄の手傳をしてゐたものが數名あつたに過ぎない。不良少年に學生群が目立つて世人の注目を惹き、その取締對策が講究せられてゐるのに反して玆には在學中の不良少年が甚だ少い。但し浮浪中の交友には相當に學生のあることは事實であるが、法の裁を受けてゐるものはその經歷や罪質の酌量によるものであらうと推定せられる。

此の如き境遇乃至環境の裡に生活してゐた彼等少年の享樂の對象が第七表に分類されたものである。不良化の原因はむしろ此の享樂生活が主としてその媒介をなすものといつても過言ではあるまい。勿論享樂といつても此の中には趣味、嗜好等が含まれ、或は單に興味をもつといふに過ぎないものも含まれてゐて正確は期せられないが大體の傾向は察知せられるであらう。

第七表

種目	人員	種目	人員
映畫	一八四名	裝身	二名
喫茶	五五名	讀書	二三名
カフエー	四八名	音樂	一六名
飲酒	一六四名	興行物	一八名
喫煙	二二三名	勝負事	一九名
撞球	三九名	運動競技	六二名
女色	二二六名	寫眞	六名
食慾	五七名	競馬	六名
射的	八名	魚釣	一一名
ダンス	三名	旅行	八名

映畫が興味の中心となつてゐることは都市と地方とを問はず境遇の如何を論せず唯其の度數の差こそあれ彼等の休養娯樂機關の主要な對象である。しかしその感興の内容を明確に決定し得るものは過半數に過ぎないことは知的教養の低いことを物語るものである。次に喫茶店カフエーに出入することは交友關係や異性に對する興味或は飲酒、喫煙にまで導いて行くらしい。飲酒は最初好きではなかつたが友人に勸められて口をつけたらそれがきつかけで飲めば飲める、飲めば醉ひ、氣分が變る。面白くなる。中には單獨では飲まないが嫌ひではないといふものも此の中に含まれてゐる。喫煙もやはり物好きから次第に大人びた氣分になり、幅が利くといふ樣な經路を辿つてゐるものであるが飲酒に比して其の數は甚だ多い。異性を對象としてその媒介的役割をなすものに撞球のあることも亦見逃せないであらう。スポーツ中では野球が首位を占めてはゐるが之も觀覽程度以上に出でない。例外はあるが多くは小學校時代乃至奉公中同僚とキヤッチボールをしたといふ位で見るのが好きなのである此の程度のものにテニス・劍道・角力・水泳等・特殊なもので登山・スキーが擧げられる。興行物・音樂等も此の程度以内に止まり自ら耽溺してゐたと思はれるものには僅少ではあるが勝負事に屬する麻雀・賭博であり、讀書や寫眞を趣味とするといふもそれが高尚であることを思はせる云はば見榮坊でその内容や技術に自信をもつほどのものは未だ發見せられない。競馬には一名の騎手があり、ダンスを好むものは學生でダンサーとの關係があつたといふ。斯樣な享樂の對象は一人で數種目を兼ねてゐるものが多く、殊に異性關係は總數の七割以上が公娼及私娼に接してゐることを思へば春期發動期の危險性が亦此の邊にも與つて力のあることを證明してゐるのである。

四　不良行爲の萠芽とその經歷

不良行爲と云ふのは玆では限定的に盜癖の別名といつても差支ない程であらう。例外としては粗暴・腕白・嘘言等もあるのであるが一般の性行から區別した方が解り易いと思ふ。此の中でも嘘言は盜癖の萠芽であることを思へば自他の世界を識別す

刑政第52巻第8号
矯正図書館

る頃には相當の發達を見てゐるのである。第八表のAは最初の不良行爲は何歳頃であつたかの問に答へたものとして記述されてあるのであつて、之は對外的な反社會的行爲としての顯著なものだけを自供してゐると想像することが出來る。

第八表　A　最初の不良行爲

九歳未滿	一名	十六歳未滿	三五名
十歳未滿	一名	十七歳未滿	四一名
十一歳未滿	三名	十八歳未滿	五四名
十二歳未滿	三名	十九歳未滿	六〇名
十三歳未滿	五名	二十歳未滿	一五名
十四歳未滿	一〇名	計	二四八名
十五歳未滿	二〇名		

何となれば不良少年の嘘言癖は既に四五歳頃より發生してゐる事實を發見することは珍らしくないからである。而して學齡時になると級友の學用品・月謝等を胡魔化してゐるし、詐病缺席や隱休みで山川海岸に、或は映畫館等で時間を費して歸宅することを常とする。ところで此の表に揭げられた數字は次のB表と對象して見ると明かな樣に、警察に拘引されて說諭された年齡と混同して訊問に答へたものもあらうし、又は虛構の陳述も故意になされてゐるのではないかと他の方面からの性格考査と思合せて推察し得る點もある。此の樣な傾向は彼等の反會社的行爲乃至不良經歷の自敍に於いて時日に往々ギャップのある

のに氣がつくのであるが、感化院・矯正院・保護所等に收容された經歷を有つものがわづかに六五名の二五パーセントに過ぎないといふことによつて正直に自供してゐないことを證明してゐるのである。蓋し生活史の自敍に際して條理整然と職業歷を陳述するものが極めて稀であるのは、多くは記憶の錯誤に起因するものであらうとしても、轉職の理由や不良行爲や享樂生活等の芳しからぬ出來事は成るべく簡略にしようとする傾向の

第八表　B　不良經歷

種別＼回數	一回	二回	三回	四回	五回	六回以上	計
感化院	三三	六	二	—	—	—	三九
矯正院	一二	三	二	—	—	—	一六
保護所	八	三	—	—	—	—	一〇
起訴猶豫	三二	七	三	三	一	一	四五
不起訴	一三	二	四	二	—	—	一九
審判所	三五	六	四	一	—	—	四六
拘留說諭	五四	三三	二四	九	五	一三	一三八
執行猶豫	一四	—	—	—	—	—	一四
合計	一九九	五八	三七	一三	六	一四	三二七

見られるのは已を得ないことであらう。更に拘留說諭の項に於ける六回以上のものの中には十回十五回乃至二十回もの經驗者があるのは浮浪・喧嘩・賭博等である。そして此の表にも一人にして數種を兼ねるものが珍らしくない。以上を綜合して見るにA表の合計二四八名の七八・二三パーセントが不良經歷を有するもので殘る六九名、卽ち二一・七七パーセントが偶發的犯罪者と一應見做すことが出來るであらう。

五　犯由の諸要素

犯罪の原因乃至經路を調べて見ると種々なる要素の輻輳してゐるのを發見することが出來る。前節諸項に於いて知られるやうに素質や環境、生活條件や交友、それに娛樂等と何れを遠因とし何れを近因とすべきか、又その動機も僅かの例外を除いては一寸決定に困るものが大多數である。ところで玆でも矢張り調査者の主觀的態度の濃厚なるは已を得ないとして左の第九表を一瞥することゝしよう。

第九表　犯由

種目＼人員			
利慾	二一名	遊興	五二名
貧困	二八名	娛樂	四二名
窮迫	五名	懶惰	三五名
性慾	五九名	誘惑	一三名
交友不良	七名	虛榮	一〇名
怨恨	一一名	疾病	二名
憤怒	七名	模倣	二名
復讐	二名	射倖	一名
生育不良	一〇名	合計	三一七名
旅費	一〇名		

利慾・貧困・窮迫等は必需性に屬するもので、態度には稍辯解的なものがある。「盜人にも三分の理」と言はれる如く、生活に窮したから背に腹はかへられぬとか、一時の出來心で誰も居なかつたからとか、無斷拜借しておいて後で返へさうと思つてその機會がなかつたといふ類である。次に性慾の五九名と遊興の五二名であるが兩者を合して一一一名、卽ち三五パーセントが異性を興味の對象としてゐるのである。「犯罪の蔭に女あり」といふ常套語は既に此の年齡に芽生えつゝあることを看過することが出來ない。性慾の中には女色と色慾とを分けることが出來る。前者は主として私娼を對象として其の資を得んことを欲し、後者は直接强姦・强姦未遂・猥褻若しくは强盜の目的にて偶々機會的に强姦を犯したもの等である。遊興は酒色にして前二者よりも大掛りに女給・ダンサー・藝者等を對手として此の中には溫泉廻りや遊山・廻遊等に打興じてゐたものを數名發見した。娛樂は主として映畫・撞球・喫茶・カフエー等に耽溺し、女色・遊興と共に最も厄介なそして最多數の犯罪釀成の

刑政第52巻第8号
矯正図書館

有力な條件を具備してゐる。これに懶惰交友不良・虚榮等が交錯して拍車をかけつゝある。生育不良が犯罪の直接原因となつてゐるものの極めて少いことは養育者の項に述べた通り、一寸豫想を裏切られた形である。旅費はむしろ窮迫必需性に屬するもので上京・歸省等のための計劃的豫謀性であり、怨恨・憤怒・復讐は主として待遇・給料・異性・男の意地からの無謀の擧に出た言はゞ衝動性であらう。模倣・射倖は好奇心からであつて未だ單純なものである。疾病のために犯罪に陷るものは相當にあるのであるが、例へば不治の病に罹つたのだと思つて自棄的になり、脚氣や花柳病の治療費を得んとして等、多くは他の項に含まれてゐて直接的主動機となつてゐるものは僅かに二名に過ぎなかつた。

六　異性關係

既に享樂生活の項に於いて一言觸れたのであつたが異性に對する興味は受刑少年にとつては極めて豐富な經驗を有つものが多い。單に經驗者だけでも二二六名の七一・二五パーセントに達してゐる。その對手は公娼が首位で私娼之に次ぐ。多くは單獨で行くことはない。先輩に連れられ或は同僚に誘はれて酒の元氣で行つたといふ。私娼の中には仲居や藝者が數名含まれてゐる。それは宴會集會等の機會に對手から働きかけられたものである。素人を細別すると娘三、女工三、女中四、女店員四、女學生一、看護婦一となつてゐる。彼女等は强姦・猥褻の對象以外であつて相當に相思の間柄であつたことを自供してゐる。前節遊興の場合に述べたやうに異性に對する單なる興味は急激に發達して、犯時に於ける性的行爲には驚くべきものがある。之を初交年齡から見ると第十表の結果が得られた。

第十表　初交年齡

十三歳未滿	一名	十八歳未滿	九三名
十四歳未滿	二名	十九歳未滿	五九名
十五歳未滿	二名	二十歳未滿	一八名
十六歳未滿	一七名	合計	二二六名
十七歳未滿	三四名		

十五歳未滿で異性を知る。それは單なる受動的偶然性と看過してならない社會問題である。地方的慣習環境より受ける影響が彼等をして早熟ならしめるものであらう。十六歳より十九歳までの少年は追々積極的となり、凡ての方面から最も警戒しなければならない時機にある。そして對手の女は悉く年長者である。彼の喫茶ボーイが女給と同棲し、學生時代にダンサーと相思となり、遊藝の旅興行で女工に思を寄せられてその歡心を買ふための犯罪に陷つてゐるもの、或は表面には表はさない卽ち積極的行動に出ることの出來ない言はゞ思索型內向性々格者の異性に對する戀慕が大外れた犯罪に導いてゐることを發見した

洗石に彼等少年には變態的のものは唯一名（同性愛）しかなかつたが、注目すべきものに精神薄弱者の猥褻行爲の原因が男女の野合を目擊したことにあり、カフエーのコックにして女給と淪落の恥溺生活をしてゐたことは此の方面に於ける異常の發達を遂げてゐることを物語るものであらう。

七　教育程度と智能年齡

受刑少年の教育程度と入所時の學力程度を一覽すれば第十一表のやうに尋常科卒業が一〇六名の三三・四四パーセントで最も多く、次が高等小學校卒業の八七名で二七・四四パーセントを示してゐることは家庭關係や生育狀況に先づ異常の少かつたものと見て、その他の不就學及び尋常科五學年迄のものは貧困・轉居・教育に對する無理解に依る中途退學者で五二名の一六・四パーセントを數へることが出來る。中等學校の中途退學者は養育者の死亡・事業の失敗、夜間通學中の不良化等に依るものであつて、厭學は小學校よりも中等學校に多く、不良行爲も亦その例に漏れない。それは家庭教育の放任や無關心に依るといふよりも相當に生長した我が子を盲信し安心し過ぎたものといつてよいのであらう。

第十一表

戰時下に於ける少年行刑

入所前教育程度		入所時學力程度	
不就學	四名	—	
尋一	三名	九名	
尋二	七名	一一名	
尋三	六名	四八名	
尋四	一七名	二三名	
尋五	一五名	五六名	
尋六	一〇一名	五一名	
高一	三七名	九四名	
高二	八七名	二一名	
中一	四名	—	
中二	六名	—	
中三	一三名	二名	
中四	八名	一名	
中卒	二名	一名	
中卒以上	二名	—	
合計	三一七名	三一七名	

備考　入所時學力程度中學一・二年は高小一二年程度に包含さる。

然らば此の程度の學歷を有するものが入所時の學力程度はどうであらうか。流石に現代の青年である丈に不就學者でも無筆のものは極めて稀ではあるが一般に低級であつて、尋常科卒業者一〇六名に對して入所時にその學力を保持してゐるものが五

刑政第52巻第8号
矯正図書館

一名で半數に足らない。殊に尋常科五學年以下のものが一四七名、即ち四六・三七パーセントは如何にしても受刑少年の再教育を施行しなければならないことを痛感せられる。學力程度が教育程度より低いのは一般社會人に於いても同樣の傾向であらうが、殊に受刑少年に於いては甚だしく中には形式的に卒業證書だけをもらつたといふものや、極端なのは子守をしながら六ヶ年を通じて數ヶ月しか出席しなかつたといふに至つては問題の外である。例外として尋常科二學年を中途退學したのに入所時は高等科一年に編入されたのは珍らしい。

斯樣な現象を證明するために第十二表を參照しよう。

第十二表　智能年齡

九歳	（八歳六月以上九歳五月以下）	二名
十歳	（九歳六月以上十歳五月以下）	六名
十一歳	（十歳六月以上十一歳五月以下）	一五名
十二歳	（十一歳六月以上十二歳五月以下）	四三名
十三歳	（十二六月以上十三歳五月以下）	二〇名
十四歳	（十三歳六月以上十四歳五月以下）	六名
十五歳	（十四歳六月以上十五歳五月以下）	六名
十六歳	（十五歳六月以上十六歳五月以下）	一〇名
十七歳	（十六歳六月以上十七歳五月以下）	二名
合計		一一〇名

右は刑期一年以上のもの一一〇名について鈴木ビネー式テストを行つた結果である。即ち十二歳を最高として十三歳及十一歳と兩端にそれぞれ減少の傾向を示してゐる。これが平均は十二歳二ヶ月で略々前表に正比例してゐることを見るのである。

更に智能の問題と聯關して精神作業に適するか否かを調べたものにクレペリンの累加法の結果がある。十分間の計數量

第十三表

不良	六〇以下	三名	稍不良	一二〇以下	九名
	八〇以下	五名		一四〇以下	一〇名
	一〇〇以下	五名		一六〇以下	八名
普通	一八〇以下	一四名	稍良	二四〇以下	四名
	二〇〇以下	一五名		二六〇以下	九名
	二二〇以下	六名		二八〇以下	七名
良好	三〇〇以上	一三名		三〇〇以下	二名
計		一一〇名			

不良及稍不良のものは方法を指示しても一度や二度では合點が行かないし、且又四、五分の後には錯覺を起し、誤數も尠くないものであつて忍耐力・持續性等は問題とならない。普通のものには誤數は比較的少いが疲勞性は稍早いものが相當認められる。併し指導宜しきを得れば取柄はあると思はれるものを之に加へた。稍良及良のもの三五名の三一・八パーセントが持續性もあり能力も相應してゐて精神的作業に適するであらうと判定せられた。

八　性　格

受刑少年の性格診斷上氣の付くことは意志が薄弱である割合に外向的な自我感情の強いことである。即ち感覺的・直覺的で早呑込み、涙もろく、顏色が變る。それに反して他のものは內向性で所謂ハッキリしない、因循で對話に際しても語尾が不明瞭である。姿勢は俯向いてゐて絶えず爪繰つてゐる。訊問に對する答に敢て記憶を喚起さうとする努力が見えない。順序が異つてゐても平氣で假令違つてゐることに氣がついても訂正しようともしないものがある。それで變質者かと思つて他のテストを行つて見ると普通には了解もし、結果も得られるといふ曖昧な性格者がある。內向性のものには一般に知的・意志的タイプのものが多いのに受刑少年には此の種のものが殆ど見當らず、僅かに直觀的內向型の所謂空想家・夢想家を見出すことが出來るに過ぎない。そして感覺的內向性には自我中心主義の處遇上常に不平不滿を懷くものを屢々發見するのである。今この兩者を大別して見ると、

外向性	六七名
內向性	四三名

となつてゐる。勿論之が明瞭に色分けせられるのではなくて却つてその中間的などつちつかずのものが相當にあるけれども氣質や性向を調べた上での便宜上の分類である。今これを更に

感情・意志の方面から見るならば

第十四表

興奮性		二名	懦弱性		七四名
抑鬱性		二二名	自我强力性		五名
粘著性		八名	自我顯示性		三名
輕浮性		五〇名	自我固執性		四名
無情性		三名	自我纖弱性		一名
衝動性		五名	自我柔軟性		一名
直情性		一一名	意志不定性		六名
動搖性		一〇名	意志發揚性		六名
計		一一〇名	計		一一〇名

右の如く感情輕浮性の五〇名に抑鬱性の二二名で凡そ前者が外向性を後者が內向性を示す代表的なものであらう。粘著性・無情性・衝動性が略々中間的なものであつて、興奮性にも未だ危險性のあるものを發見せず、直情性は生一本で、動搖性は輕浮性に稍近いとも云はれるであらう。

意志的方面では懦弱性が最も多く、此の中には放縱・粗放・無氣力等が含まれて七四名を算してゐる。彼等の多くは家出或は奉公・轉職から浮浪、それから不良行爲・感化院・矯正院を逃走してゐる。退職の理由は仕事が面白くない、嫌になつたとか、使込で歸りにくくなつたから等理由となし難いものばかりである。要するに思ふ樣にならぬ、叱言を喰つて癪に觸つたといふが如き我儘で放縱で忍耐力が乏しいといふに盡きる

矯正図書館

併しながら彼等の態度は概して従順であり、叮寧であるのはあまりに多くの調査者に接してその要領を得たからであらう。調査にあたつて憤懣的態度を示したものが唯二名あつたゞけである。

さて犯罪性については第五節に述べるべき筈のものであつたが、罪悪観及豫後の判定と共に性格診斷の參考にもなるであらうために茲に掲げることにした。

第十五表　犯罪性・罪悪観・豫後

犯罪性	習慣性	一七	罪悪観	改悛	一四	豫後	良	三	
	耽溺性	二九		稍改悛	四七		稍良	一九	
	怠惰性	二四		自棄	一〇		普通	三二	
	機會性	一四		諦	五		稍不良	三	
	豫謀性	二		辯解	一		不良	四五	
	必需性	一〇		懐疑	二				
	激情性	五		無關心	一六				
				轉嫁	二				
				相殺	三				

習慣性・耽溺性・怠惰性は職業化・犯罪性々格者を作りつゝある意志薄弱・德義感滅弱のものである。機會性には環境の條件があり、豫謀性には自棄的要素を含み、必需性には利慾・虚榮等を、怨恨は激情の中にも加はつて突發的事件に際會した憤怒と化した結果が犯罪に導いてゐることを見るのである。

此等の犯罪に對する彼等の罪悪観を窺ふに、直に自己の非行を悔ひ改悛してゐると思はれるもの一四名に對して、表面だけの阿諛的態度で「申譯ありません」などと云ふものが習慣性・怠惰性の全部であるところから稍改悛の部に入れてはあるが多分に疑問符が附けられよう。辯解は何等かの異議を必ず申立てる癖のあるもの、生育史的に見るも父兄に口答をしたり、主人や同僚と爭論した經驗をもつなど。轉嫁相殺も此の中に入るべきものかも知れない。諦は開放的な樂天的であり、無關心は智能の低劣なものに多いことを認められる。

かやうな性格と保護關係を參酌して豫後を判定して見ると良及稍良が二二名の二〇パーセントに過ぎない。普通の部には保護さへ確かなれば先づ更生し得る可能性はあると認められたもの、稍不良は本人よりも保護者に望をかけようとするもので不良は最も悲観的分子の濃厚なものであるとは云ふまでもない。

九　處遇對策

以上に於いて大略收容者の經歴を分析記述したのであつたが單なる分析は要素の集合を發見するに止まり、記述は事實を理解せしめ首肯せしめるだけであつて云はゞ破壞的である。そこでは常に構成建設が前提されてゐなければならない。受刑少年の性格は斯る視點から陶冶さるべきであらう。ところで先づ差當り問題となるものは處遇に關する對策である。累進處遇令は

教育刑を主眼とした完備せる規範として指示されてゐることは今更喋々の要はない。にもかゝはらず期刑于無刑とは何を意味するものであらう。受刑者と雖も一個の人格である。目的はそこにある。一汝自身と同樣に他人の人格を取扱へ一とは人道の根本義である。行刑の指導精神が叫ばれてゐるのも畢竟茲に歸著する。目的が既に明かなれば手段は自ら選ばるべきであらう。卽ち人格の陶冶には智的教養・意志的訓練乃至情操涵養等の個人的方面と集團的なる自治の精神を涵養するに必要なる協同動作・秩序の維持が表面に具現化されなければならぬ。之が具體的方策としては實社會への適應性に鑑み、體育を基本とする運動競技に於いて非社會的・亂調子・脫線的行爲等を矯正し、教育教誨に於ける品性と教養は敬愛・和協感恩の諸德を涵養し、或は情操教育として音樂會・學藝會の開催、巡回映畫の他にニュース映畫等によつて時局世相を認識せしめ、或は花卉園藝や鳴禽類・傳書鳩・鯉魚の飼育等は蓋し教化上の效果も期して待つべきものがあるであらう。否それにも增して少年行刑の特異性は教練である。時局の影響は彌が上にも彼等少年の心血を湧つてゐることを見逃がしてはならない。

さてかゝる方法が直接に教化指導の目的ではなくてそれは一の手段たり方法たることは前述の通りであるが、其の基本精神はどこまでも規律の遵守と秩序の維持にあるのであつて、そこに自ら自發的意志の喚起と責任觀念の强化とが絶えず重要性を帶びてゐるのである。少年受刑者の處遇が特に講究せられなければならない所以のものは、彼等が過去及現在を脫却して尙將來に期待し得る諸の可能性を包藏してゐるからに他ならない。そこでは動もすれば成人のそれの如く徒に權利の主張に耳を藉すことなく却つて義務の意識に眼を轉せしめることを要する。自治の眞精神は自ら此の點を指示するものである。累進處遇令に規定せられたる優遇若くは處遇緩和の諸規定をして單に權利の附與と思込ませることなく、むしろ責任の重大性を自覺せしめることを先とすべきであらう。

戰時體制下にある少年行刑は出來得る限りの手段を盡して事變の眞相や現狀及世界の趨勢を、乃至は銃後國民の總動員を認識せしめつゝあるのであるが、現在收容者の狀況を入所別にすると

昭和九年度	六名	
昭和十年度	一四名	
昭和十一年度	四六名	
昭和十二年度	七二名	六月末日マデ　三〇名
		七月一日ヨリ　四二名
昭和十三年十二月一日マデ	一七九名	
計	三一七名	

昭和十二年六月末日まで、大約今次事變勃發前に入所のもの九六名、卽ち三〇・八パーセントで、その中二級以上の處遇を受けてゐるものが五六名ある。從つて此の九六名は現在に立到

つてゐる社會狀勢を想像することが出來ないであらう。併しながら其の後の入所者と雖も時局の重大性を他所に耽溺の生活をしてゐたものが多いのであるが、殊に非常時の雰圍氣から絶緣されてゐた彼等をしてその眞相を理解せしめることは尋常の手段では不可能の事に屬する。蓋し彼等が正當なる金錢の所得をしないで浪費に汲々としてゐたのに徴して、惡錢身につかずの譬の如く常に不安と焦躁とが費消へ驅立て之が習ひ性となつてゐるのである。時局より得たる教訓は決して輕少なものではない。國防獻金といひ、恤兵金の醵出といひ、愛國切手の購入にしても、それは一概に被强制的・受動的或は追從的と評し去ることの出來ない眞劍なもののあることは云ふまでもない。加之軍需作業に於いて、或は職員や同僚の應召を目のあたりに見ては遖に若い血汐を漲らせ、羨望惜く能はざるもののあつたことを看取し得るのである。此の機を逸することなく、此の感激を冷却せしめることなく、作業の運營上、敎化指導上、前者にあつては懶惰性の矯正と勤勞愛好の慣習を馴致し訓練に重點をおき、後者に於いては實科敎育を徹底せしめて生產經濟と消費經濟・國家經濟と個人經濟の關係より生活改善を實踐指導することが緊要である。成程玆には受刑者をして消費節約・資源愛護・生產能力擴充等の經濟思想を强調しつゝ彼處では作業運營上の訓練を主眼とするといふも何の矛盾はないであらう。といふのは即ち經濟觀念の强調が直に作業の敎益に即應するものと速斷してはならないからに他ならぬ。

最後に今日受刑者をして愛の行刑、明朗行刑と讃歎せしめるに到つたことはたしかに喜ばしい現象ではあるが、動もすれば現在の境遇を忘却せしめはしないかを惧れる、刑務所の一日は刑務所の一日に何の渝りはない筈である。處遇の緩和が刑の輕減ではなく、社會適應性陶冶の場所がすぐさま社會ではあり得ない。行刑は、特に少年行刑は物を作るのではなくて人を、人間を作るのである。かくしてこそ少年行刑が國策遂行上に一大使命を帶びてゐるといふ理由も自ら明かであると確信するものである。

六月二十七日官報

司法省告示第十四號
昭和四年司法省告示第四十二號中左ノ通改正シ昭和十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十四年六月二十七日
司法大臣　鹽野季彦

熊本刑務所ノ項八代刑務支所ノ次ニ左ノ項ヲ加フ

天草刑務支所　熊本縣天草郡本渡町

〔參照〕
昭和四年十二月司法省告示第四十二號ハ分監ノ名稱及位置ノ件ナリ

代用品工業髓見(一)

前田靜雄

(一)

代用品工業なる言葉は、以前からもあつたが、支那事變に因つて由來した重要物資の使用制限又は禁止によつて、之に代はるべき物資の製造が重視せらるゝに及んで俄然人口に膾炙したもので、現時の如き、事變の新段階に入り、新東亞の建設に向つて邁進すべき秋に於ては、物資の統制は益々重要なる案件であることは言ふを俟たざるところである。

これが爲には、天然資源の開發と之れが利用方を考案すると同時に、是等資源又は統制外物資に人工的方法を加へて、重要物資の代用として供給することを奬勵し、國民をして之を代用せしめ、政府は究極の目的を達成する上に、何等後顧の憂なからしむるにあらねばならぬ。

斯くの如く、代用品工業は、重大なる意義を有し、且つ緊要なる使命を荷ふものであるが、之が企圖せらるゝ分野は、實に廣汎であつて、現代のあらゆる工業部門に亙り、その發達も著しく、日進月步、改良に新規に實に目まぐるしきものがあり玆に之を一々詳述することは容易のことではないのである。

要するに、物資統制の結果、必要缺くべからざる又急速を要するものとして勃興して來つた工業である丈に、一得一失は免れないのであるが、兎にも角にも、現在に於ては、數多の代用原料、代用製品が考案せられ、簇出するの活況を呈して居る狀態である。

而して、之が第一次製品よりは第二次製品に、又第二次よりは第三次にと、その缺點が補はれ、代用效果の增大が企てられ、改善に改善が講ぜられて、完成への一途に目まぐるしく進步發展しつゝあるのが現勢である。

(二)

筆者は代用品の發明考案が、特許局に提出せらるゝ數の著しく激增したことを知つて居る。如何に代用品工業の必要が、國民の腦裏に刻み込まれて居るかを窺ひ識ることが出來ると思ふ。

又過日は、日本商工會議所、其他の主催にかゝる國策科學展

の出品物が、あらゆる研究機關より、學校より、又會社より、將個人より出品され、之を注視する觀覽者の態度にも、眞摯にして熱心なるものを認めて、如何に國民が代用品工業に關心の深いかを識ることが出來た。

今般商工省工務局に於ては、代用品工業の代表的のものを寫眞帖として編纂して、代用品の如何なるものであるかを理解せしむると共に、之が利用方を一般に推奨して居る。

筆者は、之に依つて、玆に代用品工業の外貌を列擧式に瞥見して見やうと思ふ。

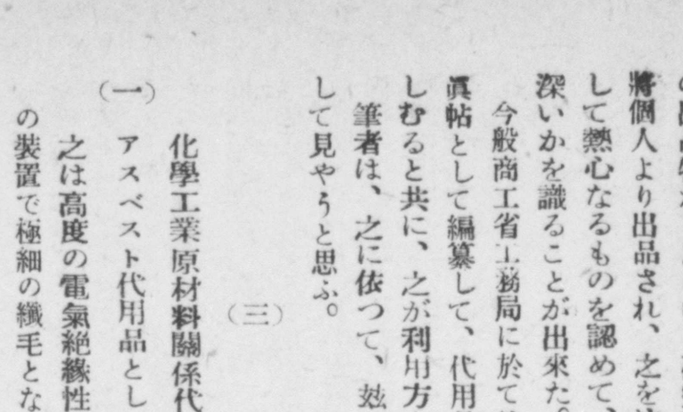
(三)

化學工業原材料關係代用品

(一) アスベスト代用品として「テレックス・ファイバー」(1)之は高度の電氣絶緣性並に耐酸性を有する特殊硝子を特別の裝置で極細の纖毛となしたものであつて、蓄電池の隔離板其他電氣絶緣材料に代用せらる。

金屬板代用品として「テコライト」化粧板、水道管代用品として「ファイバー・ダクト」石綿、金屬代用品として「テレックス」製品

是等は孰れもファイバーに石炭酸、樹脂、ピッチ、アスファルト等の如き特殊物質を浸潤、捏練成型してなれるものであつて、管狀、板狀、ブロック、齒車等相當精巧なる細工が加へられて居る。



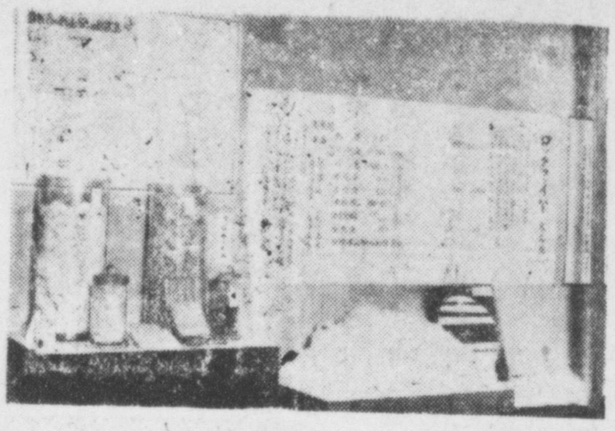
寫眞 (1)

(二) 石綿代用品として「グラス・ファイバー」又は「ロック・ファイバー」(2)

石綿の代用品としての「グラス・ファイバー」又は「グラス・ウール」は既に其の絶緣性よりして廣く知られて居つたが「ロック・ファイバー」なるものは、玄武岩、安山岩、熔岩を原料として造られた石綿狀のものであつて、用途としては保溫用、冷藏庫用として用ゐられ、又耐熱、電氣絶緣性にすぐれて居る。

「ファイバー・コンデット」と謂ふ防水性地下埋設用管がある。之れは廢物紙料其他パルプ類を水中で叩解し、抄紙機械によつて纖維層を形成せしめ、之を心棒に壓力を加へつゝ捲き付けて管狀を形成し、乾燥後ピッチ又はアスファルトの熔融液を浸透せしめて造つたもので、金屬管代用品として市場に出されて居る。

(二) 石綿代用品として「グラス・ファイバー」又は「ロック・ファイバー」(2)



(2)

「グラス・ファイバー」に比して性能高率なりと稱せられて居る。

又耐アルカリ性を利用して、セメントと混捏してエタニット・パイプの如き石綿代用品も造ることが出來る。

(三) 石炭低溫乾溜製品 (3)

無煙炭代用として「コーライト」

自動車用燃料として「ガソリン」

溶劑、發動機燃料として「ソルベント」油

液體燃料として「重油」

工業用原料として「クレゾール」

同 上 「キシノール」

工業藥品として高級酸

絶緣用、防水用として「パラフィン」

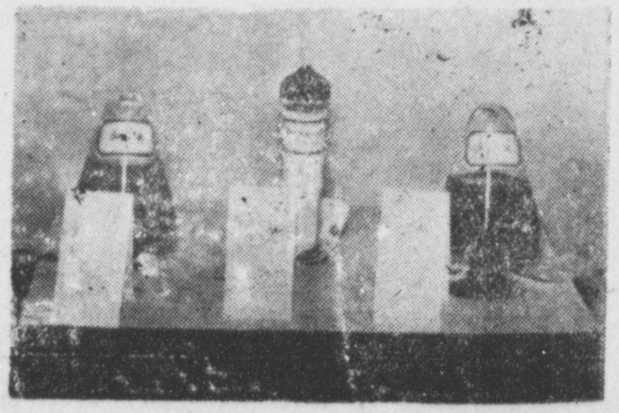
是等は代用品ではないが、石炭を石炭の儘燃料とせず、石炭を低溫乾溜して瓦斯を採り、之は燃料として傍ら副產物として得られるタールを分隔蒸溜をして前記の如き製品を得るのである。



(3)

(四) カゼインは接合劑として知られて居るものであるが、之れの代用品として大豆グルーなるものが考案せられた。(4)

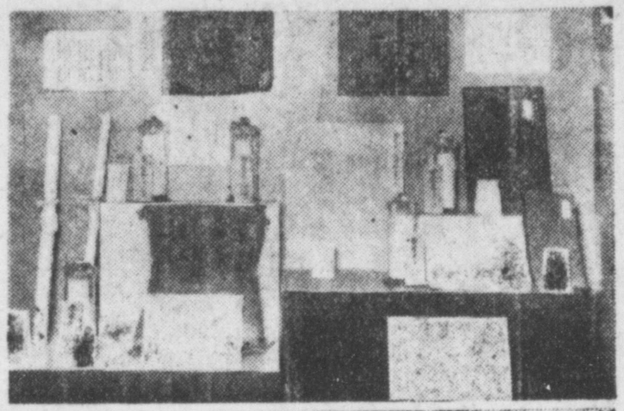
名に示す如く大豆を原料として製造せられ膠の代用とし、又アート紙にも利用せんとするものである。(5)



(4)

(五) 鐵管代用品として「エタニット パイプ」(6)

セメントとファイバーの捏練成型品であつて、相當



(5)



(6)

皮革代用品

皮革使用制限によつて促進された工業であつて、牛皮等に代り獣革、爬虫皮、魚皮等又人工擬革等が造り出されて居る。

(一)鱷革海蛇の皮で蟇口の如き袋物として其の斑紋に雅致がある。(8)

(二)鮫、鮭、食用鮭革 (9) (11)

(三)鯨革 (10) (12)

(四)馬革、豚革 (25)

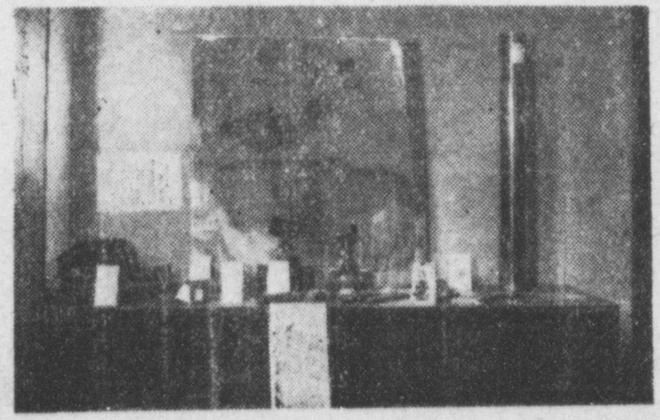
(五)和紙を生地とする擬革 (17)

(六)ビスコースを原料とする擬革 (16)

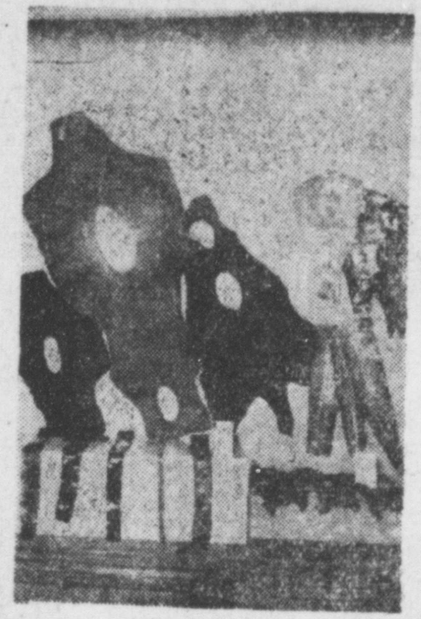
(七)絹革、スフ革 (18) (19)

(八)フエルトン製品、バルカナイズド・ファイバー製品 (20) (21)

(九)動植物纖維、ゴム屑を原料とせる彈性物 (23)



(7)



(9)



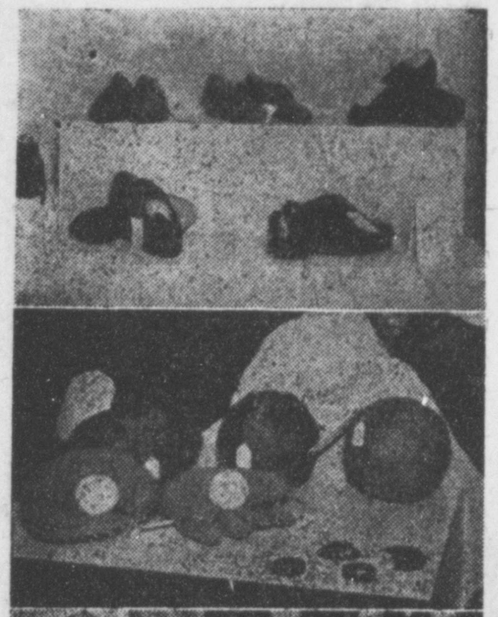
(8)



(10)



(11)

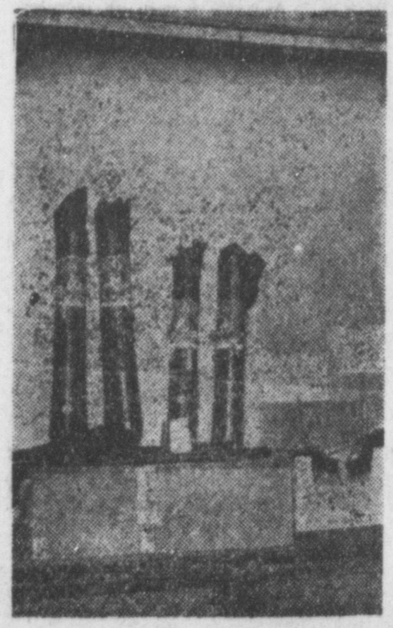


(12)

(13)



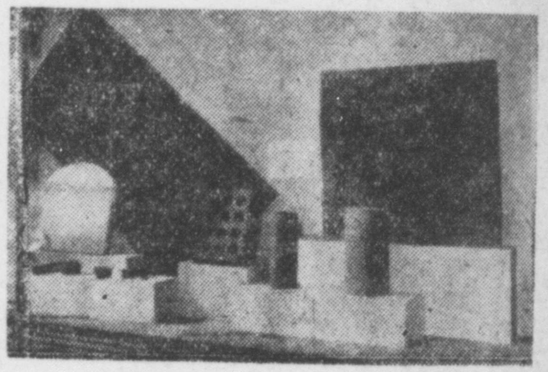
(14)



(25)



(24)



(23)

是等は靴、鞄、雪駄、ミット、グラブ、(13)フットボール（ラグビー用）、ベースボール、自轉車のサドル、パッキング、時計の腕革、トランク、ランドセル、シース、蟇口、ハンドバッグ、三味線の革、椅子の張革、本の表紙革、防具等其の用途廣く益々發展の餘地がある。(14)(15)(22)

羊毛の代用として絹ホームスパンの製品は相當精練せられたものである。(24)

玆に特許となつて居る擬革製造法の一二を述べて見る。

(1) 和紙を用ゐ之れにビスコースを塗布し、次に酸を以て處理し水洗、乾燥して後に柔軟性を附與し加熱壓縮せしめて革様の體裁を具へしむるもの。

(2) 硝化纖維素を溶劑に溶かしたものに、着色料及軟化劑を混合した塗料を豫め染色加工した布に數回塗布し乾燥し、之に模様型を押して仕上げるのである。

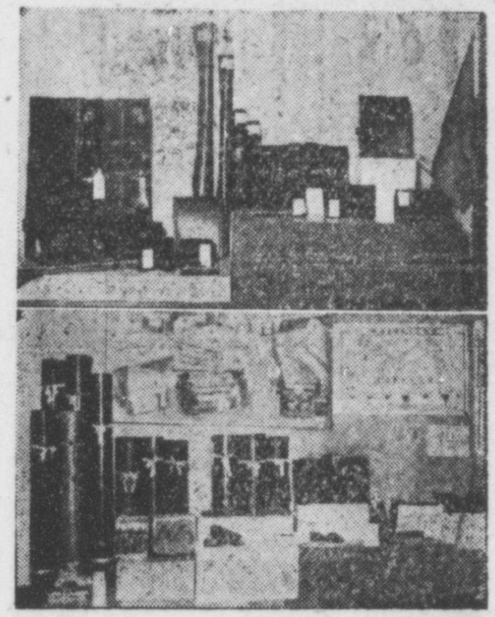


(19)

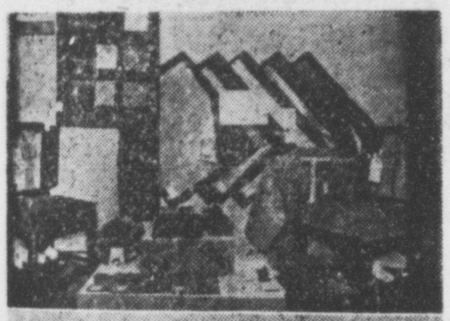


(17)

(15)



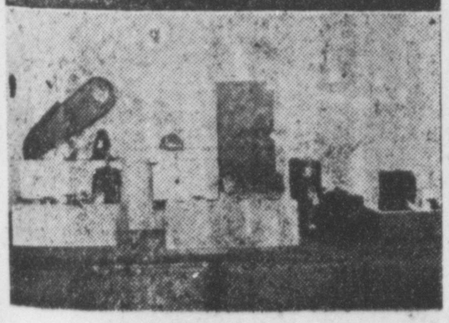
(16)



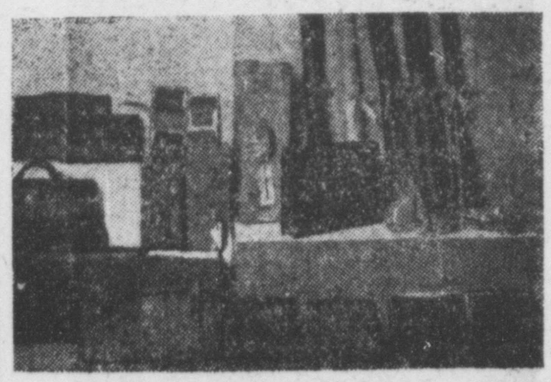
(20)



(21)



(22)



(18)

刑政第52巻第8号
矯正図書館

The new Italian Service Regulations
for Custodial Officers
Dr. Wilhelm Dallinger

イタリアの新戒護職員服務規則 (四)

ドイツ司法省地方裁判所判事法學博士
ウイルヘルム・ダリンガー

(E) 戒護職員の職務（つづき）

次の條は、服務執行規則（DVO.）第二章第二百十五條及び二百六十二條と關聯して未成年者の刑務所並びにその一區及び矯正院に於ける戒護職員について規定してゐる。彼等は正規として一等中等學校の卒業證書又はこれと同等の價値ある證書を所持し且つ行狀の模範的で性格のしつかりした職員の中から選拔されるのである。未成年者の行刑施設に於ける戒護職務は、その任務の單純な强制を以て遂行し得らるゝ任務よりも一層敎化的であるから、特に敎養の深い敎化の才能のある職員を以て之に充てなければならないのである。かくして理由書にも說かれてゐるように、また職務の立場から DVO. の第二百十九條にその輪廓の示されてゐる未成年者の敎化の方法が補足さるゝのである。(一) 小年の行刑施設及びその區に於ける戒護職員は黑の平服を着用するのである。

(一) DVO. の第二百十九條に曰く

「作業は特に少年を或種の職業の習得に訓練するの目的を有つものである。作業時間は所長の定むる所に依る。施設內に敎習所が設けられ、玆處で施設所在の地方に於て最も普及せる種類の手工が敎授せられる。

各種の施設へ少年を分配する場合には彼等の家族の關係が考慮せられなければならぬ。これは少年の改善と更生とのために施行せらるゝ敎化訓練をして彼等の社會復歸後自由生活を營むべき環境とでき得る限り一致せしめんがためである。」

ビーナル・コロニー及び勞役場の戒護職員の選擇はそれ

異つた種類の作業の智識に主眼點が置かれるのである。

第三章は騎馬の戒護職員についての規定である。外役の作業場に於ては徒步の職員と共に騎馬の職員が配置せらるゝのである。この職員の員數は必要に應じて主務省によつて定められる。

次章は施設外部の警戒勤務についての規定である。この勤務はパトロル（巡邏）により、又は、巡邏のできない場合には、一定の場所に見張所を設けて行はれるのである。この勤務の詳細については所長が場所の關係に從つてこれを定めるのである。外部の警戒勤務には特に若い職員が命ぜらるゝのである（できるならば四十歲以下のもの）。この勤務には職員は劍付銃を携へる。高級職員は拳銃とサーベルを佩びる。外部警衞の行はれる施設に於ては、入口近くに在る宿舍が軍隊の衞兵室に相當するもので、巡邏と見張のない時間中は職員はこの宿舍でベッドに入つて休息して差支へない。しかし其處でカルタをやつたり騷いだり又は外部の者を引き入れたりしてはならないのである。この宿舍には斷えず一人の職員がゐなければならないのであつて、戒護課長又は看守長の室と電話が通じてゐる。巡邏は毎回必ず少くも二人の職員で行はれなければならないのである。巡邏の指揮役は看守部長又は故參の看守で、巡邏について勤務上の責任を負ふのである。輪番毎にこれに當つた外警職員は「キヤポポスト」（capoposto ——corporal of guard ——警衞伍長）の下に屬するのである。各職員の勤務の分擔を定め、特に夜間に於ける勤務を監視し、且つ、外部より受刑者と語を交へ又は信號により受刑者に合圖せんとし及び要求あるに拘らず立ち去らざる者を逮捕するのは此のキヤポポストの任務である。若し、施設の周圍に於て多人數の集合其他施設の安全に不慮の危險を及ぼす虞ある事情の認められたる場合には、キヤポポストは直ちにこれを看守長に報告しなければならない。必要の場合には、巡邏と見張りの員數を倍加し又は巡邏をとりやめて見張りに立たしめるのである。外部警戒の任に當る各職員には次の特別の規定が適用せらるるのである。——卽ち、宿舍を出る前には必ず銃を裝塡し而して歸舍の際は再び彈藥を抽出しなければならない。勤務中は決して銃を手放してはならない。職員は擧動を愼しみ特に委任せられたる職務を良心的に遂行しなければならない。勤務中は何人とも交談するを得ない。また、飮食、喫煙、坐臥、睡眠其他勤務の妨げとなる一切の事を爲すことを得ない。彼は定められたる巡邏の道筋から離れ、及び、定められたる限界を越えて步き廻はつてはならない。雨雪、烈風又は灼熱の場合の外見張番所內に入つてはならない。何か異變の生じた場合、特に施設の安全秩序に危險を及ぼすと見ゆるが如き或る事情の發生を認めた場合には、彼は直ちにキヤポポストに報知すべく、危急の場合には空砲を放つべきである。

第五章は外役の戒護に關するものである。外役に就く受刑者の各班は一人の上級職員の指揮の下に在る相應員數の戒護職員

矯正図書館

によつて護送せらるゝのである（第百六十三條）。指揮者たる上級職員は出發の際、作業休止の際、及び、必要と見れば、作業中にも亦た、己れに托せられたる受刑者の點呼を行ひ一人の缺くるものなきことを確かめなければならない。彼は、出發及び歸還に於ける行進中並びに作業中、戒護職員をして彼等相互間並びに受刑者との間に適當の距離を保たしむるよう職員の配置に意を用ふるのである。各職員が常に一定數の受刑者を特に親しく監視し得るやう、受刑者は斷えず見張の眼の屆く所で働いてゐなければならないのである。更らに、指揮者は受刑者に姿をかくし又は第三者に接近するの機會を與へざるよう、斷えず作業場を監視してゐなければならないのである。彼は作業中戒護職員をして作業場を離れしめ及び上官の命令なくして彼等をグルツペ（班）に分けることを得ないのである（第百六十四條）。

外役の戒護職員は、出發に先立ち武器の整頓せることを確かめ、何時たりとも武器の使用に差支なきよう、受刑者との間の距離を保つてゐなければならない。彼等は、作業場及び特に監視を托されてゐる受刑者各人の持場を視界の中に置き、指揮者が代理を命じたる後にあらざれば、いかなる事情ありとも己の位地を離れることを得ないのである。何人なりとも第三者にして受刑者に近づかんとするものは、これを抑止しなければならない。何人とも交談するを得ない。外役の監視を命ぜられたる戒護職員は劍銃とカラビーナー（騎兵銃）を携へる。銃は施設を出る前に裝塡してをくのである。

第六章は施設に於ける武裝についての規定である。各施設に於ては、武器彈藥は常時用に堪ゆるよう特別の場所に保管されなければならない。この場所の鑰は門衞が所持してゐるのである。施設內部の勤務に於ては、所長の命令ある場合の外は戒護職員は武器を佩びないのである。

武器の使用に關する第七章の規定は特別の意義あるものである。DVO. の第四章第百八十一條はこれについて受刑者の逃走の特別の場合を次の如く規定してゐる。

「行刑施設の外部の警衞、受刑者の護送又は外役に於ける受刑者の監視を命せられた兵卒並びに職員は、受刑者の逃走の阻止に必要なる場合は銃器を使用することを得るのである。」

この規定は DVO. 第一章第二百八十九條に依て自由の剝奪せらるゝ保安施設に適用せらるゝのであるが、しかし、同じく第二章第二百八十九條の規定に依つて矯正施設、保護施設又は瘋癲院に於ける逃走には適用されないのである。

とにかく戒護職員の武器の使用の問題は今迄全く規定せられてゐないのであつて、これがために極めて疑義が多いのである。理由書にも論ぜられてゐるように、行刑施設に於ける安全、規律並びに秩序に於ける危險なる反應を避けるために、この點は明確に規定せらるる必要があるのである。逃走を試み又は亂暴を働いた場合には、必要とみれば職員は武器を執つて立向つてくるものだといふことを受刑者が知つてゐれば、例外の場合を除いては、かういう考へは初から全然起るものではなからうと思ふのである。新戒護服務規則（ADO.）第百六十九條は、職員が武器を使用し得る個々の場合を揭げ、その場合に遵守すべき方式を規定してゐる。第百六十九條に曰く、

「刑法第五十一、五十二及び五十四條に一般的に規定せられたる權制の行使若しくは義務の履行、正當防衞又は緊急狀態の場合は言ふを俟たず、戒護職員は次の場合に於て武器を使用し得るのである。

一、施設內に在つては、受刑者の暴動を鎭壓し又は外部からの襲擊を防禦すべき場合。

二、一號の場合以外に、外役作業場に在つては、逃走を防止するため、前以て三回の威嚇發砲を行ひたる後、

三、行刑施設の外部警衞に當りては、次の場合に於て前以て三回の威嚇發砲を行ひたる後、

（a）外部より施設內に侵入し又は何等かの形式に於て秩序を破壞せんと試みたる場合、

（b）受刑者の逃走の場合に於て、逃走せんとするものが逃走の抑止に對し暴力を以て又は暴力を加ふることの威嚇により反抗する場合、又は、要求あるにも拘らず逃走を止めず且つ他に逃走を防ぐべき有效の手段なき場合、

これ等の規定が十分效力かあるかどうかは疑はしいのである。即ち、受刑者が實際抵抗し又は、命令あるにも拘らず直ちに武器若しくは他の凶器を棄てざる場合に在つてはさう思はるるのである。殊に氣遣かはれるのは、二號及び三號の場合に於て事情によりて即時武器の使用を要求する場合の除外例が規定せられずに、三回の警告並びに威嚇發砲が義務として規定されてゐることである。

（つゞく）

Blätter für Gefangniskunde,
September 1938

刑政第52巻第8号
矯正図書館

海外時報

英國の行刑制度に於ける最近の發達

—— Recent Developments in English Penal System ——

ベルリン大學教授法學博士
ヴエルネル・ゲンツ

(一) 概論

過去十年來英國内務省の行刑局(Prison commission)ではリポート(報告書)を公にしてゐるが、其處に掲げられてゐる統計と說明とは行刑制度の研究にとつては現在手に入れられ得る材料の最良のものといつて可いのであるが、右のリポートの最も新しい一九三四—三七年度のものも(一九三八年のリポートは今年の夏の初めに出る)また專門的の興味を有つてゐる讀者にとつては智識の源泉となるものである。この報告は一九三四年に出版されたプリズン・コムミツシヨナー(Prison Commissioner)〔註——プリズン・コムミツシヨン(行刑局)は五人のコムミツシヨナーより成るボード(Board—合議體)でコムミツシヨナーはホーム・セレクタリー(内務長官)の奏請によりキング(國王)の任命する所で、所謂ローヤル・コムミツシヨンである。コムミツシヨナーは自ら官名を名乘る場合にはヒズ・マゼスティース・コムシッシヨナー(His Majesty's Commissioner)と曰ふ」のホックス氏の著述にかゝる半ば公の行刑便覽ともいふべき「現代の英國かんごく」(〝The modern English Prison〟)と共に、閲讀の際、英國人ならざるものをして、これまで他の國々が——殘念ながらドイツも御多分に洩れない——自國の刑罰執行について未だ嘗つて示したことのないような批判の深刻さと態度の公明さとの存することを看取せしむるに充分であつて、この領域に於ける凡ての他の英國の公の報告書と同じく、報告者の認識に映じた通りの實際の行刑事情が毫末の紛飾曲辯の加へらるゝことなくありのまゝに報告されてゐて、讀むものをして刑罰執行の方法手段に少しでも理解の缺けてゐたり意圖の誤つてゐたりした箇處があれば、容赦する所なく眞直ぐに批評のメスを加へて憚らないのだといふ印象を懷かせるのである。而して、かゝるあけすけな自己批判——非難に近いものだが——は、このリポートを味讀するものゝ受ける興味を毫も損ずることなく、むしろ却て、自畫自讃と曰はないまでも、勿論獨りよがりの自己滿足の報告書よりも更らに一層最高監督官たるコムミツシヨナーの威信を重からしむるものがあるのである。このリポートが全世界の行刑界の實務家並びに學徒の間に重きを成す所以のものは、實にその内容をなす精神の水準の極めて高きものあるに存するのである。

コムミツシヨナーのリポートは多少錯雜した處もあるが、それぞれ年度によつてはつきり定まつた範圍が嚴守されてゐる。此等のリポートの第一部は、その各章に於て、受刑者の數、犯罪の種類、刑期、刑務所一月の平均收容人員、累犯の比率、少年犯人の數(特にボースタル施設)、懲役、保安勾留、懲罰、作業、看讀書籍、釋放者保護、行刑施設に於ける外部よりの協力等について年度年度の示す異動發達が記述されてゐる。

更らに別に一章が設けられてゐて、所長、保健技師、教誨師其他の行刑局へ提出すべき年度の報告の拔萃が掲げられてゐる。

此等の個々の報告を讀むのは、殊に興味の深いもので、必然的に控へ目になり抽象的になりがちな一般報告とはちがつて、施設に於ける生々した日々の生活が反映さるゝと共に、施設を異にして其處の特殊の刑罰執行に責任を有つてゐる男女職員の人物なり態度なりがはつきり浮び上がつてゐるのである。獨創的な想像力に富み、衷心からの熱心に滿ちて自己の職務に一身を捧ぐるものがあるかと思へば、只だ〳〵統計と規則とで頭が一杯になつてしまつてゐるような無味乾燥な役人氣質のものもゐるのである。

特に興味の多いのは、ボースタル施設のガヴアーナー(所長)及び所長に協力する幹部職員の報告である。此等の報告には、茲處に働く男女の職員の活氣に滿ちた多彩な生活が目に見えるように描き出されてゐて、創造的精神に燃えて、而かも、ボースタル・ラッヅ(施設收容の少年)に對する教化の責任を喜んで身に引き受けてゐる彼等の面目の躍如たるものがあるのである。此等の報告を讀むと、ガヴアーナーや幹部職員の身を以て他を率ゐるイニシアテイブがいかに强く施設の生活の色調を決定してゐるか、且つ、英國の行刑當局がきまりきつた日々の生活の課程やボースタルのハウス(寮舍)の規則が人間の活動に於ける意志と性格とに及ぼす惡影響を除去するに、いかに深く心を用ひ、また、よく除去するの法を解してゐるかゞ分明かるのである。嘗つて——(勞働黨の内閣を組織した當時)——自ら内務長官として行刑局長を兼ね且つプロベーション並びに刑罰執行の改良に關する法律草案の起草者の一人たりしクラインズ氏は一九三八年十二月一日の英國下院(House of Commons)の討議に於て、次の烈しい語を用ひてゐるのである。

「わが英國の行刑施設に於ては、規律(discipline)といふ語が用ひられ過ぎてゐる。假借する所なく權力關係が强制せらるゝなら恐らく外面的には服從をかち得られよう、しかし、更らに新たな不規律の原因となる一種の忌むべき感情が生ずるのも亦たしかなことである」。

リポートの中特殊なものは一九三四年度のリポートである。このリポートは、國王ヂオージ五世の治世二十五年記念祝典を機として、過去四半世紀に於ける英國の行刑制度の發達をひつくるめての概觀を敍したものである。この概觀は十一ページの極めて窮窟な形式の中につめこまれてゐるが、この壓搾された

刑政第52巻第8号
矯正図書館

內容の簡潔さで、正しくそのために、二十五年間の發達のテンポが益々印象深く刻みつけられてゐるのである。

このリポートは一八九五年を以て英國の近代的刑罰執行の誕生した年だといつてゐるのである。當時の內務長官（Home Secretory）たりしアスキスが世論の壓迫に屈して終に一八九四年招致するに至つた部門委員會（Departmental Committee）所謂グラッドストーン委員會(Gladstone-Committee)は、內務長官の刑事政策の效果なく、一つには、その人物の頑陋偏狹なるがため、一世の指彈を招いた當時の英國の刑罰執行に關する報告を公にしたのである。この報告書は、これに先立つ數年前ドイツに於てフランツ・フオン・リストがドイツ刑法並びに行刑制度について指摘したと同じ缺陷とその原因とをつきとめてゐるのである。この英國下院の調査委員はドイツの學者と殆んど同じ結論に達してゐるのである。而して、爾來十年間の行刑制度に關する立法建設の事業は、大部分はこの報告の提唱する所に基くのであつて、なほ、この事業は、內務長官アスキスによつて行刑局長（Chairman of the Prison Commission）に指命せられたるラッグルス・ブライス（Sir Evelyn Ruggles-Brise）（一九三五年八月死去）の名ときつても切れないほど緣の深いもので、アスキスは右の委員の報告書の提案の實現を以てラッグルス・ブライスに一任したのである。近代的刑罰執行の誕生と呼ばれるのは是れがためで、ラッグルス・ブライスは、獨居拘禁と呼ばれるのは是れがためで、ラッグルス・ブライスは、獨居拘禁と交談禁止との適用により拘禁生活を死灰の如くならしめ、由つて以て、改善の效果を擧げようとの仇な望みを抱いてゐた舊式の刑罰執行の國囑主義と絕緣し、而して、刑罰の執行を以て手段と看做し、受刑者の素質性格に適應した處遇により彼をして一個の良民たらしめんとする、より不可能なるにせよ、少くもそうしようと企圖する他の別箇の見解を採用するに至つたのである。

イングランドをしてタートスラーフレヒト（Tatstrafrecht——犯罪を主眼にする刑法）よりテーターストラーフレヒト（Täterstrafrecht——犯人を主眼にする刑法）への轉向を敢てせしめた個の新しい刑罰執行の方法のモットーとなつたものは分類(Classification)と個別處遇（Individualization）とであつた。即ち、生物學と教育學との二つの見地に從つて受刑者を分類し而してこの分類に相應した殊別された處遇を施さんとするものである。更らに其上に、獨居拘禁に代つて集團作業（prison labour in association）といふことがモットーとなつたのである。嘗つては彼のヂオーン・ハワード（1726—1790）のプリズン・リホーム（行刑改良）の實施せらるゝに當りて獨居拘禁が受刑者改善の要諦として案出せられたその同じ國は、また、この制度の人間の活力を減殺するの大なるものあるの故を以て、獨居拘禁が原則的に有害と認められ而して更らに再び廢棄せられた最初の國であつたのである。

ラッグルス・ブライスは、刑罰執行の「專門家」たる自分の部下の一團からばかりでなく、廣く社會の反對と抗爭しなければならなかつたのである。彼は、一九二二——二三年のプリズン・コムミッショナーズの報告に於て、英國を越へて海外にまで一箇の指導的の重大な意義を有つてゐる次の語で自分の志す所を辯護しなければならなかつたのである。彼は、

「かんごくを居心地の好い滯在場所となすといふのではない。其處で、受刑者が社會の一員即ち一個のシテイズンとして社會に復歸することのできるような能力を與へる敎化事業を實行しようといふのである。これが爲めには、我々は第一に受刑者の肉體的並びに精神的の能力を發達せしめ且つ彼をして勤勉な勞働に慣れしめなければならないのである。是に於てか質實な生產的な作業がわが刑罰執行のプログラムの主眼點となるのである。第二の主要目的としては、我々は、拘禁生活に必要でもない屈辱を徒らに彼等に加ふることを避け、彼等の自尊心を養ひ、精神的興味を喚起して彼等の敎養を促進し、狹隘な利己主義を越へてもつと高い處へ彼等の情緒生活を導いて行かうとするのであり、最後に、與へられる範圍內で受刑者の信賴に訴へるシステムを徐々に愼重に採用して、由て以て彼等の責任感を目覺めしめんと欲するものである」。

と述べてゐるのである。

爾來、英國の立法並びに裁判手續は、ラッグルス・ブライスのこの語に明確に表現せられた行刑局（Prison Commission）の努力の方針に沿ふて發達したのである。

この發達の一つの傾向と見るべきものは、イングランドで屢々引用せらるゝシドニー・ウエッブ（註—ギルド・ソーシアリズムを唱へ、「地方自治下の英國のかんごく」（"English Prisons under Local Government"）の著あり）の次の語によつて其特徵がよく言ひ表はされてゐるのである——「眞に效果ある行刑改良なるものは人をしてかんごくに近づかざらしむるに在る」。この語は、內務長官のサミユール・ホーア氏が一九三七年六月の英國下院に於ける行刑制度に關する討議に於て特に引用して讚同の意を表したものである。「最も偉大なるプリズン・リホームは人をして全くプリズンより遠ざからしむるリホームであることを常に記憶せられたい」（Let us remember always that the greatest prison reform is the reform that keep people out of prison altogether.）、とサミユール・ホーアは曰つてゐるのである。

初犯者及び其他適當と認めたるものを出來得る限り長く自由刑の執行から遠ざからしめようとする目的に役立つてゐる重要なる法律は次の五つである。

イ、一九〇七年のプロベーション法（Probation of Offenders Act）

ロ、一九一四年及び一九三五年の罰金法（Criminal justice (Administration) Act and Payments (Justice Pracedure) Act）

ハ、一九〇八年及び一九三三年の少年審判所法及び少年保護

刑政第52巻第8号
矯正図書館

法――これは禁錮刑の宣告の最低年齢を最初には十六歳に、後十七歳に定めたるものである。

ニ、泥酔並びに麻酔劑嗜用防止の法律。

ホ、一九一三年及び一九二七年の精神病犯人の處遇に關する法律（Mental Deficiency Act）――精神耗弱及び其他の精神缺陥のため規律訓練に適せざる犯人を行刑施設より遠ざけるに役立つた法律である。

かく立法的精神の變つてきたのに伴つて、裁判上の慣例も變つてきて、益々長期刑の宣告を避けるようになつたのである。これがために已に古くなりすぎた多くの施設を閉鎖することができたのである。一九一〇年にイングランド及びウエールスを通じて五十六ケ處の刑務所が使用されてゐたが、一九三四年には僅かに二十六ケ處となり、其外に別に四ケ處のコンビクト・プリズン（convict prison――懲役監）、一ケ處の保安（豫防）勾留施設、九ケ處の少年刑務所（即ちボースタル施設）とが數へられるのである。この數字は一九三七年に至つても變化はない。

しかしながら他の方面に於ては、グラッドストーン委員會の提案したプログラムは、また英國の刑法を峻嚴なものとする結果となつたのである。即ち、それは常習犯人及び不良性の甚しき丁年に近い未成年者に對するもので、一九〇八年の犯罪豫防法（Prevention of Crime Act）は危險性を帶びてゐる常習犯人に對しては場合によつては終身までの保安勾留（preventive detention）を命じ十六歳より二十一歳までの常習犯人に對しては最短一年より最長三年までの不定期刑（Borstal Detention）を宣告し得ることを規定してゐるのである。

（つゞく）

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, Mai 1939

全米パロール會議

―― National Parole Conference in the U.S. ――

「刑政」五月號にちよつと報道してをいたが、大統領ルーズベルトの示唆に出で合衆國政府司法長官（Attorney General）マーフヒーによりて招集せられたるパロール（假釋放）に關する全米國民會議は、去る四月十七――十八日首府ワシントンに於て開催せられたのである。

合衆國全土にわたり各地方より會議參列の申込登錄をなしたるものは八百以上に及び、各裁判所の判事檢事、警察官、プロベーション（保護觀察）及びパロールの兩司（officers）、刑務所長（wardens）、州知事（governors）、及び、社會問題研究家等を包含してゐたのである。

會議のプログラムに公式又は非公式に參加したスピーカーの中で、パロールの適用範圍の擴張並びにこの制度の發達促進について其の意圖の賢明を疑ふものは一人もなかつたのである。

この制度に對しては合衆國を通じて到處に極めて強い積極的な態度が見られたのである。たゞ僅かに二つのステート、バーヂニア及びフロリダが現在なほ未だパロールについての法律上の規定を有つてゐないのである。かくパロールに對する各州の態度は積極的であるのであるが、しかし、到處各裁判管轄區に於けるパロール・ロウの實施に悲しむべき狀態が認められてゐるのである。いかなるステート(州)に於ても一と度パロール・ローが可決施行された處では更らに再び廢止せられた處のないのは事實であるが、しかしながら、いづれのステートに於ても、この制度の恩典に浴すべき統一ある標準といふものが缺けてゐるのである。三十箇のステートに於てはこのシステムに關する政府の政策はガヴアーナー（州知事）の交迭と共に變じてゐるのである。二十六箇のステートに於ては、政黨の制肘を受けない獨立のパロール・ボード（Parole Board――假釋放局）が創設されたことはされたが、この內ボード（合議體）を組織するメムバーにして專任として其職を有つてゐるものは僅かに十州にすぎないのである。一般的に言へば、このシステムを管理するものはいづこも選擧による官吏であつて、或る處では、管理の責任は直接にガヴアーナー（知事の職も選擧によつて定まるのである）の手中に存してゐるのである。此等の事實を考へ合せると、賴り少ない感を抱かせられるのであるが、合衆國を通じて眞面目な男女のシテイズンの勇敢な自信のある努力がこのシステムのために拂はれてゐるのを思へば、決して前途を悲觀することはないのである。

これまでパロールの執行にとつて各ステート（州）の境界が非常に困難な問題となつてゐたのである。現在、合衆國に於て、自分の刑を受けて而してパロールされたステートの外に出てゐるパロリー（假釋放者）が五千人あると見積られてゐるのである。しかし、若し一九三四年の合衆國のカングレス（議會）で認可せられたステート間の「コムパクト」（契約）がなかつたならば、この情況は更らに一層惡化してゐたらうと思はれるのである。今や、三十一州は、この契約の條項に基いて、一つの州は他のステートから境界を越へて入つて來たパロリーを監視するといふ協定をその隣接州と取り結んだのである。多くの場合に於て、この「コムパクト」は緩漫にして費用のかゝるパロリーの引渡手續を排除することができたばかりでなく、なほ其上に、パロリーの監視の權利に多大の關心を有つてゐる州や都市を防衛し得たことになるのである。

會議の第一日四月十七日夜ルーズベルト大統領は一場のアドレッスを試み、會議招集の意義を演達し（「刑政」五月號參照）、列席委員の和協一致以て會議の目的を貫徹せんことを望んだのである。十七、八日兩日に亙る各部會の活況を呈したことは改めて言ふまでもないのである。玆處には、先づさし當つて、宣言委員の手に成れるこの會議の宣言を揭げる。

「パロール原則宣言」（«Declaration of the Principles of Parol.»）

「合衆國大統領の要請により招集せられたる國民パロール會議の委員として、州の知事、司法官、警察官、教會、社會事業團體並びに各種行刑矯正制度を代表する吾人は、受刑者の大部分の他日必ず釋放せらるゝものにて、而して、彼等に對するパロールの正當に執行せらるゝ時、行刑施設を出てたる受刑者の監視指導を確保することによりて、よく社會を防衛するを得るものなるを認め、次に揭ぐる條件の下に必ずやパロールがよくその目的を達成し得ることを確認して、玆處にこれを宣言するものである。卽ち、

一、パロールの管理當局が不偏不黨にして、專門の智識才能に富み、且つ、各ケース（受刑者）を愼重に考慮するに必要なる時間を惜しまざること、

二、法律が釋放の時期並びに條件を決定するにつき多大の自由裁量權をパロール當局に與ふること、

三、パロール當局が受刑者の人物、社會的背景、並びに釋放に於て本人の遭遇すべき環境に關して詳細にして信賴すべき報道を得ること、

四、パロールが處遇並びに訓練のプログラムの完成に缺くべからざる一部分として執行せらるゝこと、

五、拘禁生活の期間のよく一個の人間を肉體的、智能的、精神的並びに技能的に社會的更生のために訓練陶冶するに使用せられたること、

六、社會及びその社會事業團體が受刑者の釋放準備として本人の家庭並びに妻子眷族の事情の改善につき責任を甘受すること、

七、パロールせられたる受刑者の愼重に監視せられ、若し本人にして醇良たるシテイズンたるの義務を履行する意志と能力とを事實上證明せざる場合には、直ちに再び收監せらるゝこと、

八、パロールせられたる受刑者の監視が社會生活の整理指導の任務に老練なる資格ある專門のソーシアル・ワーカー（社會事業技師）により遂行せらるゝこと、

九、國家は潤澤なる經費を支出して、正當に訓練せられたる職員を出先きに活動せしむること、

十、一般社會が正路の生活を營むべき公平なる機會をパロリーに與ふるの重要なることを認識すること」。

Journal of Criminal Law and Criminology, June. 1939

ニュージーランドの行刑管理（三）

國際委員M B L ダラード報告

五 或るグループの特別處遇

(1) 未成年

嚴格な自然的方法に基く（d'une nature ferme）ボースタル施設の制度は精神的、道德的、肉體的、職業的教育の結合である。その目的は勞働、教育、慰安の平均を保たしめるにある。

學級は資格ある教師に依つて指揮されてゐる。收容者はその知識水準に從つて區分されてゐる。初等教育上習慣的になされてゐる區分の外に、歷史、公民教育、一般經濟、現時の社會問題に關して級が編成され、講演がなされる。討論、論文（discours）、戲曲が、表現能力を高め、自信の念を發展せしめるために屢々行はれてゐる。

ボースタル施設の收容者は、適當な教師の監督下に充分自由に運動をなし、各種の慰安會に參加してゐる。施設收容者の進步は級制度で査定され、各級は優遇、信用の增大をその內容としてゐる。

男子受刑者に對しては二個のボースタル施設がある。卽ちインバーカージルは二十一歲以下の未成年用、ウエーケリアは二十五歲以下の靑年用である。最初の分類は年齡に基礎を置いてゐる。

二十三歲以下の女子用ボースタル施設は、ポイント・ハールスウエルにある。女子ボースタル施設では、各收容者は裁縫、料理、編物、園藝、應急處置の如き家內勞働の一般教育を受けてゐる。

職業教育は特別なる關心の對策である。ニユージーランドは特に農業國であるから、農業勞働の教育は、理論的に實際的に主なる教育部門をなすのである。農業或は羊毛の選別に關する各種の題目に就いて專門家の講座が行はれる。尙、大工、ブリキ、靴、裁縫等の職業を教へる工場がある。特別技術講

座が、工場で教へられる各種の仕事に關する問題に就いて行はれる。

(2) 病者、結核患者等

少くとも一週一回、醫師は各施設を訪問し、必要に應じてもつと屢々受刑者を診察する。更に、收容者は誰でも重病の際とか容態が急變した場合には、日夜何時たりとも醫師の診察を要請することが出來る。必要の際には受刑者は一時的に一般病院に移送される。入院の日數は刑期に繰入れられる。尙又醫師が正當と判斷した場合、受刑者は診察や特別手當を受けるために一般病院に赴くことが許されてゐる。その容態が醫師の手當を必要とせず或は不斷の看護を要しない場合は、罹病受刑者は監獄内の病舍に收容される。船室病院の性質を持つ（qui ont le caractère d'hopitaux de bord）監獄病院では、如何なる手術も行はれない。施設の重要性並びに病者の平均數は、所謂監獄病院の建設、維持の必要を肯定させる迄には到らない。

必要の場合を除いて、受刑者は何人も、その容態が重いか或ひは危險の際と雖も釋放されない。性病者に對しては、分離して手當するやうに特別の配慮が拂はれ、釋放後迄その手當を續行するやうに注意が與へられる。よし刑期が滿了に近づいた受刑者が傳染病に罹つたとしても、何人も釋放されることはない。

結核病受刑者はウエーケリアの監獄農場に移送される。該地には戶外で彼等に手當を與へるため特別なバラックが建設されてゐる。若し結核病受刑者にして勞働しても差支へなければ、彼等は常に戶外勞働に就役させられる。

(3) 精神異常者

他の審問や公判に移附されてゐる受刑者が精神異常者と判斷される場合には、司法大臣の命に依り、精神病者用施設に移送され、最後の裁判に出廷する前に、こゝで精神鑑定を施行される。

拘禁中精神異常になつた受刑者は、『千九百十一年の精神異常者法』（Mental Defectives Act, 1911）に規定された證明書に基づき、司法大臣の命令で精神病者用施設に移送されるのである。

精神病院の監督責任者（l'Inspecteur général des maisons d'aliénés）と協定して、『精神病院部』（(Mental Hospitals Department) 勤務の精神病學者は、受刑者を診察し、彼に適當な手當を指示するやう命令を受ける。

(4) 精神病者

監獄で監視中の發狂者の辯論は延期される（les débats sont renvoyés）。醫師は診察後その結果を裁判所に提出する。犯罪事件が『市の警察裁判所』（Magistrates' Court）に屬する場合には、一般に『千九百十一年の精神異常者法』に依る證明書を受けるための手續が採られ、受刑者は精神病院（une maison d'aliénés）に移送される。『公訴さるべき罪』（indictable offences）に當るときは、精神病の問題は陪審官の判定に俟たれる。受刑者が精神病者であることが決定した場合には、司法大臣の意思に依つて收容さるべきや否やが決定する。司法大臣の命令に依つて精神病院への移送手續が採られる迄は、受刑者は監獄に送還される。

(5) 他のグループ

a　性的墮落者（les pervertis sexuels）はニュープリマスの監獄に收容される。そこでは嚴格な監督が行はれ、施設の醫師は有資格の精神病者である。

b　年長犯罪者（les délinquants âgés et seniles）はワンガヌイ監獄に押送される。該監獄は彼等の年齡及び身體の條件によく適合するやうに作られてゐる。

c　債務者は他の受刑者から分離して拘禁され、希望に依つては自辨の着物を用ひてゐる。彼等は自己の監房手廻り品の始末以外に何等の勞働も課せられない。彼等は被告或は判決移附の者と同樣な食事を支給される。

C　豫防

一、釋放者の保護、

二、執行猶豫者、條件附釋放者の監督

a　短期刑受刑者及び債務者

彼等は釋放の際、必要ならば篤志受刑者保護會（les société volontaires d'aide aux prisonniers）の保護を受ける。それ等の會は社會事業に從事する人々から構成され、受刑者の就職運動に從事し、彼等が釋放後何等の援助なしに生活しないやうに配慮してゐる。全保護會は、一人の書記（un secrétaire）とその他の職員を有する一委員會に依つて指揮されてゐる。會は主なる都會には全部設立されてゐる。『行刑局』（Prisons Department）は每年該會に補助金を與へ各會の必要と重要性に應じて、その割當額は行刑局長（le contrôleur général des prisons）に依つて決定される。受刑者は自己の獲得せる點數に基づいて直接局から賞與金を支給される。

上記の保護會の外に、他に多くの社會團體及び特別組織が受刑者の幸福に友愛の手を伸べ、釋放の際に彼等を援助することに努めてゐる。

b　『矯正收容』、懲役（hard labour）に處せられたる者、及び常習犯罪者

刑政第52巻第8号
矯正図書館

彼等は二つに分類されてゐる。

一　監獄課（Prisons Board）の命令に依る『保護觀察』（probationary license）の釋放受刑者。

此の受刑者は、その『保護觀察』期間中、『保護司』（Probation Officer）の指揮、監督に置かれる。四つの大中央部には夫々一人の『保護司』が行刑局（le Département des Prisons）に依つて恒久的に任命され、俸給を受ける。小都會及び小中央部では『保護司』は一時的に雇傭される。彼等は大凡裁判所の職員か看守（geôliers）であり、『保護司』としての勤務に對して手當を支給される。小都會では地方警察職員がこの勤務を探る場合が多い。尙常置『保護司』、及び『實地組織者』（Field Organizer）は主區（le quartier général）の職員に囑託される。

『保護司』は『保護觀察』に付されてゐる者が釋放の條件を充足してゐるかどうかを監督し、復權のために彼等を庇護し、彼の操行、勞働に對する勤勉度を監督する。總べての『要保護觀察者』（probationer）は短い期間を隔てて——少くも月一回——自己の居住地から『保護司』に報告を提出する義務がある。『保護司』は自己の監督下の『要保護觀察者』に關する報告を、毎月主區（le quartier général）の『保護觀察所長』（Chief Probation Officer）に提出しなければならない。若し『要保護觀察者』が釋放の條件を犯し或はそれに從はない場合、又は彼の行爲が不滿足な際には、拘引され、釋放は取消され、再び監獄に送還される。通例彼は先づその告知を受ける。『保護觀察許可』（probationary license）の條件違反は二十ポンドの罰金或は三ヶ月間の拘禁刑に當る。

『保護司』の監督以外に、尙釋放受刑者は、必要の際にその就職、衣服、住居の世話をする篤志保護委員會の援助を受ける。これ等の委員會は篤志家に依つて組織され、大中央部や主邑にあつて、釋放受刑者の保護監督のために『保護司』を援助する目的を以て『行刑局現地組織者』（Department's Field Organizer）の指揮を受ける。各委員會の議長は有給の判事である。そして約二百の篤志委員會のメンバーは『保護觀察』下の釋放者を監督、保護し、彼等に就職せしめるの責を負つてゐる。

二　『監獄課』（Prisons Board）の命令に依る無條件釋放者。

これ等の受刑者は受刑者保護會、その他各種の組織、篤志社會保護事業家の援助を受けてゐる。大都會に施て一婦人が『保護司』として成少年女子のために働らいてゐる。

c　ボースタル施設の收容者

收容者の保護はボースタル組織の一分課である。

經驗は、拘禁期間を犯罪者の復權のために有效に使用するには、個人的援助及び釋放後の監督の組織が必要であるといふことを示してゐる。ボースタル制度の收容者は『パロール局』の命令で假釋放に付される。この釋放は或る種の條件の下に許可される。卽ちその未成年が『保護司』か或はその釋放未成年に對し、責任を持つてゐる。假釋放條件中に指命された團體か個人の監督下にあるといふことが、その條件の原則である。彼の操行、勞働上の精勵、その生活態度が可良であり、そして通例『保護司』が當人の操行を良しと認めることが必要である。釋放者は少くも月に一回報告を提出しなければならないが、一般にはもつと頻繁に出される。若し釋放者にして釋放の條件に違背するならば、彼は『保護司』の監督を免せられて、新に宣告を受ける。又彼の行爲一般が不滿足なものならば、釋放は取消されて拘引され、再びボースタル施設に送還され、そこで彼等は『懲罰階級』（degré pénal）に編入される。

犯罪者はその刑期滿了後尙十二ヶ月間『保護司』或は其の筋の個人、團體の監督下に止まらねばならぬ。此の期間に司法大臣が犯罪者を保護し、再びボースタル施設に送還することが必要であるとの意見を持つならば、彼は押送されて新たに六ヶ月間の拘禁を受ける。司法大臣は何時たりとも釋收者を斯の如き監督から免ずることが出來る。

重要なる保護事業は『保護觀察委員會』に託される。

該委員會は此の仕事に興味を持つ他の團體或は篤志社會保護事業家の援助を受けることが屢々ある。一委員或は數人の委員が、收容者の釋放前にその青年の身上を調査し、適當な衣服を所持するやに就いて配慮し、時々自己の事務所に引見して、自身で就職運動を試みる。

『ボースタル協會』の名稱で周知されてゐる一團體が、青年保護の目的を以て、『千九百二十四年の犯罪豫防法』（Prevention of Crime Act, 1924）の規定に依つて最近創立された。それは純然たる篤志機關であつて、行刑局（le Département）から僅かの補助金を受けるに過ぎない。此の協會のメンバーは『パロール職員』（Parole Officers）として働き、受刑者が假釋放された際、彼等を補導し監督することを目的としてゐる。協會の一委員は一定の日時を置いて施設を訪問し、職員や、訪問者の公的委員會と協力して、犯罪者の收容期間中に於ける幸福のための全活動、その釋放時に於ける就職のための配慮の增進に努める。該委員會は又『保護司』やニュージーランド自治領（le Dominion）の他の社會事業部の人々と協力して、犯罪青年の釋放後の仕事を確保し、補助を與へることを目的として働らいてゐる。

青年女子に關する保護事業は『女子ボースタル協會』（Women's Borstal Association）——それは篤志家の組織で主區

刑政第52巻第8号
矯正図書館

をウエリントンに持ち、全國にその支部がある——に依つて營まれる。協會は釋放前に收容未靑年女子と接觸を保ち彼等に一つの仕事を發見した事を確言し（s'assure qu'elle a trouvé un emploi）、必要の際には、着物や鐵道切符等を入手してやる。要保護靑年女子がウエリントン外の地方に歸還する場合には、協會はそれに最も近い支部と連絡を採り、該支部は彼女等をその保護下に置く。保護事業擴張の目的を以て收容者の兩親或は社會・宗教團體との協力が求められる。此の協會も亦無給であり、その最大財源を慈善家の遺贈（un legs philanthropique）に仰いでゐる。

『ボースタル協會』並に『女子ボースタル協會』は二つとも、ボースタル施設の假釋放靑年の監督責任者として司法大臣の公式の認可を受けてゐる。

尙他に、『訪問判事』（visiting justices）、『公的訪問者』（official visitors）、『訪問委員會』（visiting committees）は定期的に各施設を歷訪して、收容者の幸福のために協力する。

d 『千九百二十年の犯罪者保護觀察法』（Offenders Probation Act, 1920）に從つて、拘禁刑に該當する犯罪者と處斷された者も、拘禁を宣告する代りに、五年を超えざる期間『保護觀察』に附される。犯罪者は『保護司』に自己の住所から定期的報告をなし、住所、職業等の變更は總べて申告しなければならぬ。

e 『千九百八年の犯罪法』（Crimes Act 1908）の第三十八條第一項に依つて、警察の監督を受ける犯罪者は、その監督期間中最寄りの警察職員に定期的報告をなさねばならない。（此の規定は殆ど適用されてゐない）

三 保護職員の募集方法

『訪問判事』、『公的訪問者』、『訪問委員會』何れにしてもその本質的目的が受刑者の幸福を圖るにある者は、法律に定められた權限內で指命される。尙又、受刑者や釋放者への援助、保護は總て無給匿名で行はれ、その遂行者は各種の協會や篤志社會保護團體及び保護事業家である。眞に些細な國家の補助金が、受刑者保護團體や『ボースタル協會』に與へられるが、これ等各種の社會的組織は國家に依つて酬はれるところなく、その輝かしい業績は、受刑者の援助、その復權の分野に於て全國的に遂行されるのである。より不幸なる兄弟を保護するための社會的仕事と意志に關しては、才能と經驗以外の如何なる要因もこれを必要としない。

D 少年（註一）

千九百二十五年に立法され、二十七年に修正された少年保護法に依つて、少年審判所が、ニュージーランドに設立された。十七歳以下の犯罪少年、若くは何等かの理由に依つて國家の保護を必要とする當歳の少年は、殺人や謀殺（meurte et assassinat）の場合を除いて、少年審判所の判決を受ける。最高裁判所（le tribunal suprême）や警察裁判所（le tribunal de police）も又、それが望ましき場合には、十七歳から十九歳迄の少年を少年審判所に送致することが出來る。

上記の法律に依つて『少年厚生部』（Child Welfare Branch）の名稱で周知されてゐる文部省（le Département de l'Instruction publique）の一特別部が創設された（その施設は一所長を頂き、彼は國家の保護下にある全少年の法定教師である）。同法は又、普通裁判所の外に少年特別審判所の創設並に該審判所を主宰するために特別法官（magistrats spéciaux）と治安判事の任命を規定してゐる。

少年特別審判所は、普通裁判所の如く、審判所に託された事件を審理し、判決する權限がある。審判所は、自己に託された事件の總てに就いて少年保護課職員の報告を受領せねばならない。此の職員は辯論に出廷する。訴訟手續は普通裁判所の形式よりも簡單に行はれる。

審判所は各事件を判決し、或る期間——その一部の間、一施設內に收容を命ずることが出來る——該少年を所長（le Directeur）の保護に託するか、少年保護を擔當する職員の監督下に置く權限がある。

各目の『家庭』（homes）に於ける犯罪少年の監督制度は、立法的には千九百二十五年に確定したばかりであるが、既に久しい間、ニュージーランドに於て實踐されて來た。それは少年保護に關する立法上最も重大な特色（dis traits）あるものとして考へられてゐる。

一般に、少年審判所はその創設以來輝しき業績を擧げ、保護や矯正を必要とする少年の取扱上、該審判所は必至不可缺のものであると同時に、非常に價値高きものであることに疑問の餘地はない。

（註一） 國民協會少年保護委員會並びに國際刑法及び刑務委員會の共著『少年審判所の組織と今日迄の經驗』ジュネーブ、一九三五年、一〇七頁以下參照

E 統計

ニュージーランドの人口は、千九百三十五年度に於て百五十六萬八千二百七人であつた。

刑政第52巻第8号
矯正図書館

a 千九百三十三年度監獄及びボースタル施設の平均一日現員

	男	女
監獄	八五五・一	一五・七
ボースタル施設	一七二・九	一八・二
矯正所(Reformatories)	九四・〇	二一・八
小監獄、警察拘留所、及び留置所(Petites prisons, maisons d'arrêt de police et dépôts)	三四・四	—
總計	一、一五六・四	五五・七

b 千九百三十五年十二月三十一日現員

	男	女
單純拘禁(Emprisonnement simple)	五六二	一九
矯正拘禁(Reformative detention)	二八〇	一二
ボースタル施設拘禁	一六六	一八
拘禁刑常習犯人(Criminels d'habitude en détention)	五三	一

債務者	一	—
被告人	三五	三
總計	一、〇九七	五三

F 一般問題

一 結論 二 將來の改革

嘗て、行刑制度の主要目的は應報懲罰にあつたが、人道主義的理念の發展及び心理學的見地からの犯罪性のより一層の理解の結果、犯罪の豫防、犯罪人の矯正及び社會の防衛に對して一段の重要性が囑されるに至つた。保護や豫防が依然重要なる因子であり、刑事及び行刑制度の終局目的が法律を犯す者に對する社會の防衛手段にあることに變りはないとしても、犯罪者をその環境から遠ざかるといふ社會的權利の礎地に成立する理念は、次の觀念に席を讓つた。犯罪者の入獄中は社會は防衛されてゐるが、彼が經驗に依つて入獄時よりも一層惡性となり、意地惡く、荒立ち、不逞な者となつて出獄して來るならば、それは社會に對して非常に重大な脅威となる故に、犯罪者を社會に再適應せしめるために、彼等が今日受けつゝある處遇上の問題に關して拂はれる努力は非常に重大な性質を帶びて來た。

犯罪が重大でなく且つ犯罪者が術語の眞の意味に於ける罪

人でない場合は、擇一刑(une peine alternative)か、拘禁よりもより寬大な種類の刑を課しては如何といふ問題は國家及び犯罪者の關心の對象となる。このことは『千九百二十年の犯罪人保護觀察法』の規定に從つて、犯罪者を『保護觀察』に付し、又拘禁刑の代りに罰金刑を課するやうな裁判傾向が增大した事實から發してゐるのである。その結果、犯罪者は國家に財政的負擔を掛けず、行刑或は矯正施設の不自然な環境(le milieu artificiel)との有害な接觸が避けられ、犯罪者が自重の念を失はないといふことになつた。

他の場合に於ては犯罪性の本質及び犯罪者の性格上、自由刑は必要不可缺である。此の場合に於てさへも、豫防的原則は重要な地歩を占め、罰金刑が全然無視される譯ではないが自由刑の目的は此の收容期間を精神的、道德的、肉體的敎育の期間となし、犯罪者に勞働と自制の習慣を敎へ、從順と行爲の標準的規範を尊重する態度を發展させるにある。斯の如き考慮の結果、精神の動じ易い青年の場合には、その精神を不動なものとし、良く感化するといふことに對して、特別な關心が拂はれてゐる。從つて犯罪者を新たに市民生活規準に適應させることは易々たることにならない。

最後に、復權は不可能なるか、或は復權への處置が無效に試みられたところの矯正不可能の犯罪人の場合が殘つてゐる。此の場合、豫防及び保護の原理は一層重要となり、これ等犯罪者の惡行からその社會成員を防衛することは國家の明白な義務である。

總べての行刑矯正の計畫中最も重大なる問題は、恐らく各受刑者に適當した職業を與へるといふことにある。ニュージーランドに於ては、受刑者の作業は生產勞働となり、それは往時の强制勞働(travail à la tâche)に取つて代つて、一定のプログラムとなつた。その結果、不生產的と認られる勞働は蔑視されるに至つた。信用制度(le système de confiance)が適用され、收容者が廣汎な自由を持つてゐるところの監獄農場では、その生活の條件は、矯正的見地からの良き結果を招來するには特に望ましい立場にある。

又、社會團體——各種の篤志的な協會、『訪問判事、篤志敎師(maîtres et instituteurs bénévoles)個人社會保護事業等』——に依つて遂行された事業は特に刮目すべきものがある。彼等は無報酬で、相協力して監獄內外に於ける受刑者の幸福

刑政第52巻第8号
矯正図書館

増進のために献身してゐる。犯罪豫防の問題は本質的に社會共同體の問題である。そのことたるや、監獄職員の正確な選擇及び教育に基くところ大である。監獄勤務候補者の選擇に際しては、その人格、教育的感覺及び能力が大いに勘考さるべきである。既に任官せる者に對しては、彼等の職務の重大性に關し高尚なる觀念を懐かせるやう努むべきである。——即ち彼等は單に看守ではない。身を以て示す實例と、人格的な力に依つて非常に高潔な行爲、非常に高い業績の水準に迄到り得るといふことこれである。

終に最近年に於て二つの傾向が刑罰學の近世理念を反射して、裁判實踐の中に表現された。第一の傾向は、輕罪に對しては拘禁刑の代りに罰金刑を課すか或は一定期間『保護觀察』に付するといふ方向に進んで行つた。被告人が貧窮の際には、裁判所は、必要に應じて、内金を納めることに依つて罰金支拂の猶豫を與へる。その結果、毎年罰金未納のため拘禁された受刑者は比較的少いといふことである。

犯罪が犯罪の本質的性格を持たない場合には、拘禁刑を避けるといふ傾向の傍ら、拘禁（l'emprisonement ou la détention）が必要であると判斷された場合は、短期刑を避けて、『矯正所收容』（reformative detention）、或はボースタル施設收容の長刑を課する傾向が流れてゐる。無價値な短期刑の宣告は漸次影を潜めつゝある。それは豫防的効果を持たないしその期間では收容者の改善を圖ることは出來ない。その結果は單に犯罪者を惡性のものたらしめ且つ犯罪的でない彼の一面にある自己尊重の念を減ずる。ニユージーランドに於ては『千九百十年の犯罪矯正法』（Crimes Amendment Act, 1910）の採用に依つて、一種の不定期を規定し、次の原則を打樹てた。——即ち、犯罪者がそのために裁判所に引致され、前以て拘禁刑の最大限が宣告された犯罪事件を審理する代りに、その原則によれば、裁判所は刑を宣告すると共に、『受刑者の操行、性格、緣類、精神的狀態、特別な事情』を考慮しなければならないことになつてゐる。

ニユージーランドに於ける受刑者矯正のために致された努力の効果は、次の事實から演繹される。即ち、最近二十年間に『監獄課』（Prisons Board）の命令に依る各施設からの釋放者の總計（即ちそれは實際上刑期が六ヶ月を超える場合の全部である）中、二十五%が新たに訴追されたに過ぎない。尚、その上犯罪者人口は著しく減少してゐる。千八百九十年には人口一萬に對し、受刑者の數は三八・六一であつた。その後二十ヶ年間は三二・四五人に過ぎない。而るに千九百三十五年には一三・七六人（この中には警察拘留所並びに留置所に數日間收容の短期者を含む）であつた。（終）

第三十一回刑務官練習所卒業式

第三十一回刑務官練習所卒業式は、六月三十日午前十時三十分より刑務協會第一講堂に於て擧行、泉二大審院長、岩村次官、倉元政務次官、霜山控訴院長、松坂檢事長、坂野調査部長、佐々木民事地方裁判所長、森山保護課長、岡祕書課長、秋山所長、大竹、堀内、各書記官、谷内、椎名、吉田、伊江、東、各所長、安達第一課長、河邊第二課長、日沖第三課長、芥川第四課長、吉田事務官、久米大藏事務官、各來賓講師等、參列の上大原主事開會の挨拶に次ぎ、秋山練習所長より甲種首席代表阿部正博氏、乙種首席代表高井孝治氏、丙種首席代表清永茂氏等を通じて夫々卒業生一同に對し卒業證書を授與し、優等生四名に對し賞品を授與し、終つて秋山練習所長は卒業生一同に對し、左の訓示を述べた。

第三十一回刑務官練習所卒業式

刑務官練習所長訓示

茲に御來賓の閣下竝各位の御參列の榮を得まして第三十一回刑務官練習所卒業式を擧行するに當り當練習所長として卒業生諸君に對し所懷の一端を披瀝する機會を得ましたことは私の欣幸とするところであります。

今回諸君は僅か四ヶ月の短期間に相當廣汎に亙る學術の研修と諸種の見學實習に精進せられたのでありますから、殆ど寸暇なき日を送られたことゝ推察致すのでありますが、それにも拘らず一意修業に精勵せられ、概ね良好の成績を以て目出度卒業せられることとなりましたことは、諸君は固より當練習所教職員一同に於ても、深く喜びとするところであります。

謹而、心より祝福致す次第であります。

諸君は何れも相當期間實務を經驗せられ、其の成績優秀なるの所以を以て特に簡拔せられて、當練習所に入所を命ぜられた前途有爲の方々でありますが、今回四ヶ月間權威ある諸先生の講義訓話を受けられ或は先輩の貴重なる經驗談等を聽かれて、刑務官として更に一段の修養を積まれた次第でありますから、諸君が御歸任になりますれば諸君の上官及同僚は諸君に對し頗る大なる期待を持たるゝに相違ないのであります。從て諸君の刑務所に於ける存在は從來に倍して其の重きを加へることに相成るのでありますが、同時に又所謂萬目注視の的ともなるのでありますから、諸君は宜しく日常の言行に格段の注意を拂はれ、自肅自戒聊かにても驕慢なる態度を持するか如きことなく、卒先事に當り刑務所待望の一員として克く其の任に應へなければならぬのであります。從來の例に徴しまする

刑政第52巻第8号
矯正図書館

に練習所卒業者中には動もすれば、己の修得せる智識を衒ひ、先輩同僚を凌がんとするの態度に出づるものもあつたかに聞及んで居るのでありますが、萬一斯かる事實がありと致しますれば、洵に想はざるの甚しきものと申さねばなりませぬ。宜しく諸君は從前にも增して謙讓の態度を以て先輩同僚に接すべきであります。斯くありてこそ始めて諸君は練習所卒業者としての價値を認めらるゝのであります。

今や我が國は東亞新秩序建設の爲曠古の大業に國家の總力を擧げて居るのであります。諸君の同僚中よりも多數の名譽ある應召者を出だして居りまして、刑務所内に於ける各般の事務に一段の繁忙を加へ各所とも甚しき手不足を來たして居るの實狀にあるのでありますが、斯かる際にも拘らず敢て諸君を召集の上、當練習所に入所せしめました所以は、一に行刑百年の大計を樹立する爲、人格、識見共に卓越せる幹部刑務官を養成するの急務なるを痛感して居るが爲であります。諸君も御承知の如く刑務官の主たる職責は受刑者の敎化善導にあるのでありますから、刑務官たるものは悉く彼等を敎化善導し得るの人格と識見とを兼ね備ふるの必要あることは論を俟たぬところであります。殊に刑務官の人格の陶冶に就ては近來特に其の必要が叫ばるゝに至つたのでありまして、當練習所に於きましても深く此の點に留意し、本年は從來の敎育方法を改め、刑務官として の人格的訓練に重點を置くことに致したのでありますが。その ことに就ては既に開所式の際申述べてありますからここに之れを繰返すことを致しませぬが、實は人格の陶冶といふが如きことは短期間の講習等によつて、その成果を收むることは頗る困難でありまして、要は本人自身の修養に待たねばならぬことなのであります。本講習に於ても此の點に付ては、單に人格修養の端緒を諸君に御示ししたに過ぎぬのでありますから、諸君御歸任の上は學術の研鑽と共に人格の修養に就ては一段の工風を積まれ、不斷の努力を續けられんことを切に希望する次第であります。

御承知の如く現下の時局は頗る重大であります。斯かる際に於て國家に職を奉ずる者は一身を君國に捧ぐるの決意を以て職務に精勵せなければならぬこと勿論であります。殊に刑務官としては先きに述べました通り受刑者を敎化善導するの使命を有するのでありますから、人的資源確保の爲め此の際一段の奮起を要する次第であります。殊に最近に於て受刑者も深く時局の重大性を感得致しまして受刑の身ながらも、國家の爲に何等かの御役に立ち得るの機會を求めて居ります。斯る際こそ彼等を敎化するの絶好の機會であると存じますから、諸君御歸任の上は彼等の指導に全力を盡され速に、彼等を

して將來國家有爲の材たらしむる樣御努力あり度いのであります。諸君の前途は極めて多望であります。行刑當局に於ても諸君の將來に就ては多大の期待と關心とを以て居る次第でありますから、諸君は愈自重せられまして行刑界の爲御奮闘あらんことを望む次第であります。

以上を以て練習生諸君に對する送別の辭と致します。

最後に當練習所の爲に講師として講義を御擔任下されました、閣下竝各位に對し一言御禮の辭を申述べ度いと思ひます。講師の方々には公務御多端の折柄練習生の爲に、貴重なる時間を御割愛下され該博なる學殖と多年の蘊蓄を傾け御薫育に從はれましたことは洵に感銘の至りと存ずるところでありまして、深く御禮申上げます。尙本日の卒業式には態々御賁臨の榮を得まして多大の光彩を御添へ戴きましたことに付重ねて御禮を申上ぐる次第であります。

司法大臣祝辭

第三十一回刑務官練習所卒業式を擧行するに當り一言祝意を表するは予の深く欣快とする所なり。

凡そ刑務官に必要とする所は誠心誠意を以て收容者に接し法規を枉げず、情實に囚はれず、寬嚴兼ね備へ以て之を道義的に敎化するの品性と智識とを具備するに在り。支那事變勃發以來國民精神の緊張は頓に大小犯罪の數を減少せしめ、現に收容中の者に在りても、時局の重大なるに鑑み改過遷善の狀、顯著なる者日々多きを加ふるの傾向ありと雖、而も猶社會の落伍者たる受刑者の絶滅を見る能はざるは國家の不祥事と謂はざるべからず。諸君は各任地に於て既に優秀なる成績を擧げ更に本練習所に入り、時代に適應せる新智識を得、本日を以て卒業の榮譽を荷ふ、雖ふに刑務官として必要なる能力を發揮し、此等の收容者を感化して良民に復歸せしめ、其の累犯を絶つと共に、一般國民に伍して滅私奉公の誠を效さしめ國家總動員の體制を强化するの工風に於て萬遺漏なきを信ぜんと欲す。

予は諸君に期待する所頗る大なるものあり。之と同時に諸君の任務の甚だ重きを知る。冀くは加餐自重して國家刑政の爲に貢獻せられんことを。

泉二大審院長は來賓一同を代表して左の祝辭を述べた。

祝辭

今回各位打ち揃つて第三十一回、刑務官練習所を御卒業なさいましたことは、ひとり各位御自身のためばかりでなく廣く刑務界、國家のため、私の心から祝意を禁じ得ないところであります。就ては各位に何か御話をといふことでありましたが、すでに練習所長や司法大臣から御懇切な御訓示や御祝辭

であります。

私の申し上げることはまことに分りきつたこと、言ひかへれば、かくあるべきこと、又かくあらねばならぬことではありますが、しかし言ふは易く行ふは難しでありまして、その分りきつたことがなか〳〵本當には實行しにくいものなのであります。では君にそれが實行出來るか、とかう反問されましても、私としては實は返答に窮するのであります。それが立派に實行出來る人は聖人君子であります。到底私如き下根のものの能くし得べきことではありません。しかし私は、これだけは申し上げてもいゝのですが、出來得る限りはそれを完全に實行し得るやうになりたいと努力はしてゐます。理想的の人格を目ざして、たとへ一歩が半歩づつでも進んで行きたいと心がけてはゐます。

そこで私は、私の修養途上における心得といふやうなものから、何うか各位に御聞きしていたゞきたいと思ふもの三つを撰んで御話し申し上げることにします。三つといふのは、第一には明識善斷といふことであり、第二には自己反省といふことであり、第三には責任遂行といふことであります。

人間が社會生活をなし、又職務を遂行して行く上には、この明識善斷といふことが非常に大切なことであります。明識善斷は何事をなすにもこれなくしてはならぬことでありますが、特に自己修養といふ點から申しますと、これは餘程大切なことであります。私共の行爲の對象には時としては善いことと、悪いことと、若くは貴重なることと、卑賤なこととが混同されてゐて、一見區別しかねるやうなことがあります。それを唯ぼんやりと、その場限りのい、加減な考へでこれに對すると、飛んでもない間違ひを生じることがあります。例を擧げて申すならば、自由と放埒といふことは一寸形が似てゐるのでよく穿き違へられますが、これを穿き違へて兩者を混同すると、大きな過誤を來します。職務を執る上などには特にその邊の注意が肝緊であります。又自尊心と獨善、これもよく混同されますが、心すべきことです。人間は正しき道をふんで己れを守るだけの自尊心は必要でありますが。——言ひかへれば卑屈といふことは大に避くべきことではありますが、といつて、天上天下唯我獨尊の獨善に陷つてはなりません。何事につけ、他人のいふことはみな間違つてゐて、自分の考へだけが正しいのだなといふ思ひ上つた考へとなつては、それは大へんな間違ひです。明識を缺くから結局さういふことになるのです。又威信と傲慢といふことも似て非なるものです。上官として官吏として又人間として、威信といふことはなくてなりません。正しき行ひをなし、法規の施行を正しくする上においての威信ならばそれは必要です。

があつた後でもありますし、私としては別に蛇足を附け加へる必要もあるまいかと存じます。しかし折角この壇上に立つたことでありますから、序に、と申しては何ですが、日頃私自身にも出來るだけは心がけてをり、又折もあらば御若い方々にも御話し申し上げて見たいと考へてゐました自己修養といふことに關して、二三の所懷を略述して各位へのはなむけといたさうかと存じます。勿論私の申し上げることは別に變つた考へがあるわけでもなく、まことに分りすぎる程分りきつたことで、各位としても大なり小なり平素から心がけてゐらつしやることではありませうが、しかしかうした機會にその分りきつたやうなことを、私のやうな老年のものから聞かされたといふことを後々までも御留意置き下すつて、それが各位のこれからの御仕事の上に多少とも御役に立つやうなことでもあれば、私としては滿足この上もない次第

忠實を缺くといふことになります。その結果ます〳〵自分の出生がおくれることになる。これは大に考へねばならん點であります。さういふ際は先づ人をそねむよりも、自己を反省して見るべきでせう。自分が進級しないのは、見る人から見たら或は相當の理由があることかもしれない、つまり自分に足りない點があるかもしれない、徒に人の出生をばかりやきもきすべきではない、とさう自分に言ひ聞かせて、自己反省すべきであります。聖德太子の十七條の憲法にも「怒りを捨てよ」といふことが仰せられてあります。元來腹を立てるといふことは、自分がえらいと思ふことから起きて來ることです。自分がえらいと思ふ一方には相手も亦自らえらいと思つてゐるでせう。しかしよく〳〵反省して見れば、賢愚といふことは、あざなへる繩の如しと申しませうか、環の端なきが如しと申しませうか、互ひちがひにぐる〳〵廻りのもので、賢が悉く賢であり、愚が悉く愚であるといふものではありません。彼に賢なるところあれば我に愚なるところあり、我に愚なるところあれば彼に賢なるところがある、これが世の常なのです。他人が出世したのはその賢なるところが認められたからでせう。同じく自分も、愚を匡し、賢なるところを發揮して出世するやうに努力するがいゝのです。さう考へて來ると人間決して腹の立つものではありません。腹を立てゝ職務を怠るなどは官吏として甚だよくないことです。

最後には責任の遂行といふことですが、これが亦分りきつたことのやうで、事實はとかく忽になりがちなものです。何か過失があるとその責任を他人に轉嫁しやうとする、これは人間の通弊でありますが、言ふまでもなくかくの如きはひとり無責任といふばかりでなく實に不道德なことです。自分ですべきことをせずに人のせいにする、これは誰れが考へても間違つたことです。元來人間は、英才であるばかりが能ではなく、多重鈍重でも責任感の強い人の方が人類りになります。自分は英才でないから、その代りに努力しやうとする、仕事を確實に行はうとする、これは上官から見るとうれしいことです。英才を頼んで責任を輕んずるのは信用出來ません。孔子も「過を見て內に自らうつたふー」といつてゐます。人の責任を問ふ前に自分の責任に完全に盡すことが第一であります。さうすると自らその人に信用が出來て來ます。

右簡單ながら自己修養の一端にもと、二三考へてゐる點につき申し上げた次第です。

次いで練習生左の答辭を述ぶ。

練習生代表答辭

本日玆に第三十一回刑務官練習所卒業式を擧ぐるに際り、閣下竝諸先生各位の御責臨の光榮に浴し、加之生等の前途に對し過分なる祝辭を忝くす。

顧れば生等一同本春三月練習所入所の榮に感喜し欣然帝都の一員となりて、華を去り花を捨てゝ玆に四閱月、其の間閣下玆に諸先生各位の御懇篤なる學術理論と實習見學等の御指導を得幸に本日笈を收めて各々其の廳に歸るの喜を頒たる、生等一同此の光榮に感謝感激、措く能はざる所なり。

想ふに今や大日本帝國は未曾有の國難たる支那事變に當面して既に三周年、忠勇果敢なる將兵は東亞新秩序建設に邁進して皇威支那四百餘州に洽く、進攻略取、聖戰の意義愈々昂まる。然りと雖も世界の狀勢は益々機微にして其の前途俄に逆賭しがたく、國民の總力、總親和は愈緊密を要するのみならず、戰果の實績亦玆に左右せらるる處大なりとす。國民總力の資源は實に人的資源を以て其の最大なりと信ず。人的資源は又實に我が行刑斯界に存する所大なるに想到せば、生等が職責の重且大なるに認識を新にせざるべからず。今や行刑試練の最高潮時にして、華を捨て花を捨てゝ玆に四閱月、其の間閣下玆に諸先生各位の御懇篤なる學術理論と實習見學等の御指導を得幸に本日笈を收めて各々其の廳に歸るの喜を頒たる、生等一同此の光榮に感謝感激、措く能はざる所なり。

想ふに今や大日本帝國は未曾有の國難たる支那事變に當面して既に三周年、忠勇果敢なる將兵は東亞新秩序建設に邁進して皇威支那四百餘州に洽く、進攻略取、聖戰の意義愈々昂まる。然りと雖も世界の狀勢は益々機微にして其の前途俄に逆賭しがたく、國民の總力、總親和は愈緊密を要するのみならず、戰果の實績亦玆に左右せらるる處大なりとす。國民總力の資源は實に人的資源を以て其の最大なりと信ず。人的資源は又實に我が行刑斯界に存する所大なるに想到せば、生等が職責の重且大なるに認識を新にせざるべからず。今や行刑試練の最高潮時にして、又其の職分を竭すに絶好無二の機と謂ふべきか。生等帝都に學ぶ四閱月、閣下竝に諸先生各位の高邁なる薰陶指導の賜に依り小なりと雖、玆に着眼することの幸を得たり。生等微力なりと雖も任の曉は、閣下竝に諸先生各位の御理想を體し日本精神を強調して斯界の爲に碎身し、其の目的達成の礎石を期し、山高深海の恩の萬分の一に副はんことを期す。聊か蕪辭を述べて答辭となす。

昭和十四年六月三十日

第三十一回刑務官練習所卒業生代表

新潟刑務所看守　阿部正博

かくて閉式後、一同司法省玄關前にて記念撮影を行ひ、午餐後散會した。

今回の卒業生は左の諸氏である。

（◎印は優等賞品受領者）

卒業生一覽

甲種練習生

東　拘　三角義則
同　　古田敏武
小　菅　青木榮次郎
豐多摩　竹內　弘

矯正図書館

第三十一回刑務官練習所卒業式

豐多摩　高橋友吉
府中　笠倉正三郎
横濱　宍戸朝喜
同　井上謙治
同　萩原民次郎
同　水戸谷萩政直
新潟　山口戌藏
◎同　阿部正博
大阪　小川義信
同　内片健吉
同　三原榮
同　菱田明
神戸　外山義包
滋賀　古堀繁造
名古屋　手島敏美
三重　山本勇
同　富永鶴吉
廣島　新田爲市
同　秋本義夫
山口　人見繁光
岡山　橋本登喜夫
同　岡山　中塚教章
松江　吉田利之
松山　上野道一
同　大西繁雄
同　濱崎寅男
長崎　松本敏夫
同　菊池秀雄
同　大野勝實
同　綾部吉郎
福岡　久保滿
同　高山大八
同　友永登
同　小川清則
宮崎　義正
鹿兒島　木下藤幹
◎同　吉村利男
熊本　上島清
同　福森博
同　黒田大
沖繩　山崎俊雄
青森　相原俊彦
同　秋田　小山春雄
札幌　大加瀬幸一
網走　菅野勇
同　許斐美雄
小田原　森武雄
同　內山貞藏
川越　內田定治
同　相田平八郎
姫路　三田忠
同　森本七太郎
旅順　池田喜祿

乙種練習生

府中　高井孝治
高松　森實良親

丙種練習生

甲府　松井峰次郎
金澤　中島次郎
宮崎　長倉國藏
沖繩　大城朝康
青森　長谷川多助

小田原　長山彰
岡崎　犬塚八郎
◎久留米　清永茂
鹿岡　中村靜雄

右の外、甲種練習生　千葉　大榮强哉
丙種練習生　岐阜　大田順三　の兩君は試驗直前不幸病氣の爲應試不能、甲種練習生大野勝實君は筆記試驗終了後發病、入院加療の爲口述試驗應試不能、洵に同情に堪へず、筆者は各氏の速に快癒せられ行刑の爲御奮闘あらんことを切望す。

尙、參考の爲に今回の卒業試驗問題を左に列擧して後學に便す。因に今回の試驗問題答案作成時間は、各科目、二時間づつであつた。

試驗問題

刑法總論　日神講師

一、未遂犯を說明すべし
一、連續犯を說明すべし

刑法各論　佐藤講師

一、證憑湮滅の罪を說明せよ
二、誣告の罪を說明せよ

以上二問（法文の閲覽を許す）

刑事訴訟法（總論）　清原講師

一、直接審理主義とは何ぞや
一、辯護人の權利を說明すべし

刑事訴訟法　安達講師

一、告訴の效力を記述せよ
二、檢事勾引狀を發布し得る場合を列記せよ

行刑法　吉田講師

一、受負作業の利害得失を論ず
二、左記につき簡單に說明すべし
1、「オーバン」制
2、戒具
3、情願の效果

行刑法　河邊講師

一、賞遇と累進處遇令の優遇との區別を略說せよ
二、假釋放上申の手續に關し三種の特例を述べよ

行刑衞生學　芥川講師

一、收容者の運動に付論述せよ
二、收容者の死體處置に付說明すべし
三、收容者の種類又は處遇に依り着用し得る衣類の種別を列記せよ

會計法　齋藤講師

一、現行の國庫金取扱の制度を述べよ
二、次の事項の意義を簡潔に述べよ
イ、概算拂
ロ、支出官

刑政第52巻第8号
矯正図書館

小田原・川越兩少年刑務所
第九回協議會狀況

川越少年刑務所

一、開催日時
昭和十四年六月二十三日午前九時半より午後四時迄

一、開催場所
川越少年刑務所所長室

一、協議員
川越少年刑務所側
寺光所長以下幹部一同
小田原少年刑務所側
根田所長、計庶務課長

一、議題及議決事項

(一) 普通の社會生活上不利なる心身の障碍を有する少年受刑者の處遇は之を如何にすべきか
對象別に考察すること次の如し
(1) 身體的障碍を有するもの
(イ) 疾病罹患者
慢性傳染病たる結核・癩に對しては隔離拘禁（集禁若くは別房拘禁又は少くとも夜間獨居）を必要とすること言を俟たず
(ロ) 不具廢疾者
瘖啞・盲目、四肢缺損者に對しては義手は夫々隔離拘禁（前同）を理想とし、且四肢缺損者に對しては義手義足を給與するに及ぶべし
(ハ) 虚弱者（體質劣等者）
同じく特別區（築養區）を設くること
(2) 心的障碍を有するもの
(イ) 低能者（智能指數低きもの）
A 其の生來的にして強度なるものは集禁を要すべし（現在八王子少年刑務所へ集禁）
B 後天的なるもの及び生來的なるも强度ならざるものは、特種教育を施し、勞働療法を科するを可とすべし
(ロ) 變質者（情・意方面）
變質の程度甚だしくして沈鬱性、興奮性の度高きものは集禁（八王子）、反之程度輕くして其の模倣性性格上被影響性・被同化性顯著なるものに對してはむしろ一般處遇を適當とし、唯、個々に付き其の性格矯正に重點を置き特種處遇カードを擔當に與へ置くことを可とすべし

以上を通じて
一、理想は、之を隔離拘禁に置くも
二、現狀に於ては
1 採點上特に考慮を拂ふこと
2 作業賦課に當り愼重なること
3 症狀一時的なるものに對しては教練・運動の類を休止する等の方法を採り、症狀慢性的・恒常的なるものに對しては之を其の都度除外せんよりもむしろなるべく一般の動作に追隨せしむるの止むなきものと思料す

(二) 兵役と少年受刑者
兵役は少年受刑者處遇上常に念頭を離るべからざる重要事なりとす
少年受刑者を養ひて之を國家の干城として立たしむるは少年教化成功の一里塚と考ふることを得、然るに現行諸法規は此の點種々の制限を存して少年の更生に支障を及ぼすこと一再ならず
(1) 在所中の兵役準備工作は之を如何にすべきか
イ、教練の强化
少年刑務所に於ける教練は規律訓練を第一義とすべきも、之に伴ひ皇軍の一員として恥ぢざる教養を育て置くを其の目的とすること亦論勿し、從つて教練の施行に當りては日本軍人精神の涵養につとむべきは勿論、また其の强化策として
A 現役兵を招致し收容者をして其の教練を見學せしむること、B 徴兵檢査合格見込班を作り特にその教練を强化すると一策なるべし、C 空包彈を時々給與すること、
D 銃器の完備を計ること、
E 配屬將校を專屬せられたきこと
ロ、體位向上
教練に據ること勿論の他、體育・食事・保健衛生に留意すること
（此の點豫算關係上一段の改善を望ましきものとす）
ハ、所内の日常動作に關し軍隊的組織と方法とを加味して之を運行すべきこと
(2) 徴兵檢査に關連して
イ、各地徴兵檢査施行日に付き（官報により）調査知悉し置くこと
ロ、在所證明書の發行に當り種々愼重を期すること
ハ、常に其所々在地及釋放先市區町村兵事關係係と圓滿なる聯絡を計り置くこと、受檢の最後的手段として其所々在地に寄留受檢せしめ得るやう交涉し置くこと
ニ、合格者に對しては祝文・懲誡文を發すること
(3) 入營に當りては
各種の形式の下に祝賀し激勵すること
(4) 兵役に關する立法的事項に關しては
イ、少年に對し兵役法第四條の除外例を設けられたきこと
ロ、少年に限り、假釋放中又は刑の執行停止中、現役志願をなし又は徴兵檢査に受檢し得るやう改正せられたきこと（兵役法第三十九條第一項第四號、同施行令第七條第二項參照）
ハ、受檢地の變更を簡易ならしめられたきこと
ニ、一青年學校として公の承認を受けたきこと

一、次回の議題
(一) 少年刑務所に於けるラヂオの利用範圍如何
(二) 宗教々育と少年受刑者



刑務所便り

二宮金次郎先生之像除幕式擧行狀況

川越少年刑務所

豫て當所教場前の淨域に工事施行中の二宮金次郎先生之像は愈竣工に至りたるを以て六月二十九日を卜し之が除幕の式典を擧行せり。其狀況左の如し。

晴て擧式の念願を抱きて當日朝を迎へたるも梅雨の氣配本格的にして前日來の降雨沛然として何時止とも知れざるを以て雨中式擧行の準備をなし周圍の廊下を式場に利用す。式典の諸準備全く整ひ定刻午後一時となれば收容少年三百並職員一同先づ定席に堵列を終り、續て日沖書記官殿を始め密附者綾部川越就實園長、其他尉中、小田原少年、八王子少年、浦和の各刑務本支所長、森口、武子兩典獄補、其他地方の名士としては朝久野陸軍中將、所澤陸軍航空整備學校副官平野少佐、日本大學教授佐々木英夫氏及市內中學校長、小學校長等來賓三十餘名臨席す。時恰も天此式典を嘉せらるゝかの如くに連日の降雨はたと止み陽光式場に輝く、之全く先生御學德の然らしむところか、一同着床終ると見るや、神職徐ろに立ち修祓の儀を始む。

次で寄附者代表綾部利右衞門氏の獻納の辭あり、寺先所長之に感謝狀を呈す。扨除幕の儀に入るや齋主の先導にて日沖書記官殿所定の位置に參進せらる、人々齋として咳一つなく固唾を飲んで凝視する中、幕は徐々に除かれ行く、眼を見張れば、間口三間兩端開きたるコンクリートの五階段あり、其上は面積二坪、周圍に石柵を廻らし、中央正面には平なる大自然石あり、其の巖石に跨り三尺立方の大阪御影石、磨き上げられて端然と据へあり、之即ち尊像の臺石なり。

此臺石の四面は何れも鏡の如く、其の正面には此の所の此の像の爲に特に法學博士牧野英一先生の詠ぜられたる、

「日のかげを惜しみてほめて野の草もあけにもえずや黃にこほほずや」

の三十一文字鮮かに彫刻せられあり、兩して臺石の上には、刻苦勉學の象徵たる二宮金次郎先生の、世にも有名なる擔薪讀書の尊像安置せられたり、除幕の一瞬見るも神々しく、洵に敬虔の氣場內に漲り人皆襟を正し頭を垂る。除幕の儀に續いて獻饌の儀あり、次で齋主の祝詞奏上に續いて所長式辭を述べ、更に行刑局長祝辭（日沖書記官殿代讀）あり、根出小田原少年刑務所長並川越第三小學校長の祝辭之に次ぎ、孰れも、或は幕末の一大經世家と稱し、或は孝道勵勉の實踐者なりと云ひ、或はまた立志傳中の大學者なりとなし、總ゆる角度より先生の御高德を賞讀せる名文にして、聽く者をして大いに奮起勵勉の念を惹起せしむるものあり、次で玉串奉奠の儀、撤饌の儀、昇神

の儀と次れも厳粛裡なき禮に遇の如く擧行、此式典を完了せり。洵に筆の克く盡し得ざる盛儀なりし。式に列したる收容少年の感激は極めて強く、また、此後、當所に收容せられたる少年が朝夕此尊像に觸れて受くる感化亦蓋し大なるものありと信ぜらる。

献納の辭

玆に余等幕末の一大經世家二宮尊德先生の幼時生業の傍學びの道へ孜々として進まれ行く尊き御姿を建立し、受刑少年進學の龜鑑たらしむべく本日施設一切を裝備し得たるにより謹みて之を贈呈す。

願はくは收容者諸子が余等一同の微意をくまれ各々淬勵の誠を効し以て光輝ある帝國臣民として昌運窮りなき國運を輔翼し奉らんことを

六月二十九日　綾部利右衞門

式辭

維時昭和十四年六月二十九日二宮尊德先生尊像除幕の式典を行ふに際り川越少年刑務所長寺光忠謹みて言す

薪奨勵建設の聖業達成の偉業を擧げて人的資源の擴充を要望せらるるの折我等職を刑政に奉ずる者夙に思を玆に勁し少年行刑教化に一層の効あらしめんがため日常擔薪の途上尚よく孜々として篋雪の功を積まれし先生の御幼姿を奉安以て受刑少年向學の龜鑑となし得たるは余の最も欣快とするところなり夫れ先生は相模栢山村の小農より身を起し衰退せる家運の挽回を計り拮据勵勉須臾もその志を易へず積小爲大の法則を日常耕稼の間に體得して以て彼の報德宗の基を開き給ふ幸福寡くして川越少年刑務所に收容せられたる少年たちが朝夕先生の御威德に觸れて克くその鄕ふ所を定め切磋琢磨の功を積みやがては皇大御國の大御寶として豐榮幷る皇恩に報ひ奉る身とならむことを

祝辭

二宮尊德翁の尊像建設の擧ありて既に其の工を竣へ玆に本日を卜し除幕の式典を擧げらる、翁の高德は世の普く之を知る所なり、幼にして父母を喪ひ家運の挽回と幼弟扶養の責任を其の双肩に擔ふや朝に霜を踏み夕に星を戴いて精勵其の業に努め自ら刻苦して讀書研學の事を怠らず家政の艱難筆舌に絕する中に克く勉學の實を擧ぐ

而して後先生の德行を慕ひ先生の教を乞ふもの漸く多きを加ふるに及んでは大いに奮起せられ道を說き學を教へて農村厚生の上に大功あり入つては其の著萬卷を數へ滅私奉公眞く報德の精神を昂揚せらる、惟ふに苦難の境遇に在つて道に勵む者に取りては其の好個の範として二宮金次郎先生に學ぶべきもの甚だ多し、今玆篤志の人々ありて川越少年刑務所內教場前に寸暇を惜みて大學を讀む先生の像を建設寄贈せらる厚志に對して感謝の意を表すると共に此の事變下に最も緊要なる少年行刑教育の生ける教材として川越少年刑務所收容少年の日夕敬仰すべき尊像を得たるは眞に欣幸に堪へざる所なり玆に所懷の一端を述べて祝辭とす

昭和十四年六月二十九日

司法省行刑局長　從四位勳三等　秋山要

刑政第52巻第8号
矯正図書館

建築當時を語るの會

福岡刑務所

當所は明治四十一年起工、大正五年三月の竣工に係り當時の勤務者にして今は隱退或は閑日月を送り或は社會事業に奔走しつゝある當所建築に功勞大なる元刑務官にして當市内及び其の附近に在住する向が尠なくないので安東所長は是等の人々を招き一夕晩餐を共にしつゝ建築當時を偲ばんことを企圖せられ去る四月二十九日天長の佳節を卜し當所倶樂部に於て開會することとなつた。出席者は當時の工事主任司法技手兼看守長たりし元典獄重松勘之助氏（六十四歳）を始めとし藤井（六十六歳）安孫子（六十五歳）兩元典獄、左座元保健技師（六十六歳）田中（六十七歳）廣渡（六十九歳）兩元看守長、角野元教師（六十四歳）岡本元藥劑師（七十五歳）（鬼倉元教誨師缺席）の八人であつた。主催者側としては安東所長始め各幹部列席總員二十二名である。

時正晩春、日は天長の佳節、陽光うららかに裏門前に纏込まれたる數十株の櫻は今を盛りに紅白妍を競ひ殿春の飾をなして居る、一同は其の表門前に於て記念寫眞を撮影し終つて座談會に移り司會者として安東所長は挨拶に續いて自らも當所の沿革、建築當時よりの經過並制度の變遷等に付大要の說明ありて後當時工事主任として建築一切の事務を擔任せられたる重松氏及當時戒護の責任者であつた藤井氏を始めとし當時百道松原の一角に設けられたる竹矢來の中に數百の受刑者を就業せしめ殊に室見川より砂利を採取し敷地の埋立等工事施行並戒護檢束の最も困難なる時期に於ける苦心談や感想が交々來會者諸士の口を衝いて出る是等諸士の二十餘年前の追懷談は次から次へと續いていつ果つべくもない。そして其れ等の談話は取つて以つて後進者の參考に資すべきものが尠くない。



明治四十一年より大正二年迄當時の第一線長として此建築に關係せられたる爲め當所の沿革、建築當時よりの經過並制度の變遷等に付大要の說明ありて後當時工事主任として建築一切の事務を擔任せられたる重松氏及當時戒護の責任者であつた藤井氏を始めとし當時百道松原の一角に設けられたる竹矢來の中に數百の受刑者を就業せしめ殊に室見川より砂利を採取し敷地の埋立等工事施行並戒護檢束の最も困難なる時期に於ける苦心談や感想が交々來會者諸士の口を衝いて出る是等諸士の二十餘年前の追懷談は次から次へと續いていつ果つべくもない。そして其れ等の談話は取つて以つて後進者の參考に資すべきものが尠くない。

斯くて午後六時頃一旦座談會を閉ぢ、さゝやかな宴會に移つた、宴中又雜談は自ら當時の事に及んで夫れから夫れへと話は盡きない、中には失敗談を發表して一同を笑はす向もありて和氣藹々裏に午後八時過有意義なる會合を終つた。

海外異聞錄

◇キユリー五萬弗の訴訟提起

ラヂウム發見者「キユリー夫人傳」の著者として名高いエーヴ・キユリーは中々意氣なパリジエンヌで且又、小妖精の風手があるが、最近デユポン會社を相手取つて五萬ドルの損害賠償の訴訟を提起した。告訴狀に曰く、デユポン會社は無斷で彼女の美しい脚の寫眞を廣告に使用したばかりでなく、例の問題のデユポン會社發明になる絹の代用品ナイロンの靴下を用ひてゐるといふ虚僞の廣告をした、と云ふのである。

◇バターで決鬪

タンゴの國の珍事件

タンゴの國アルゼンチンはブエノスアイレス市に於いて極めて珍妙なる決鬪が行はれ、世人をアッといはせた。決鬪をした當の御兩人といふのはジュアン・カルロス・メンデス並にアルベルト・タルバなる女にも見まほしきアルゼンチン・ダンデイーで、どちらかが爲があつたといふので、紳士の體面を維持する爲め決鬪をしようといふことになつたのであるが、さて使用の武器は何にするといふことに、双方協議の末ピストルや刀では痛い思ひをせねばならず、悪くすると命取りになるから、この二つは先づ敬遠するとして一層のことアルゼンチンの國産で國内に豊富なバターの塊を投げ合つたらどんなものだらうと相談一決、日取も決定してそれ〳〵立會と同伴、物々しく指定の場所に集まつた。

決鬪の行はれる場所は美しく裝飾された小室で、兩人は十歩の間隔を置いて向ひ合ひ、防具としてはレーンコートを一着に及び、愈々この華々しい決鬪は開始された。何しろ口喧しいラテン系國民のこと、一つのバターを投げる毎にワイ〳〵、キヤッキヤッの大騒ぎで、これが約十分續いた後双方の立會人は嚴かな口調で「兩人はこの決鬪に於いて堂々と鬪ふことに依り紳士として立派に體面を維持することが出來た故此の位で中止すべきである」旨を宣言、兩人は古式通り眞面目な顔ならぬバターだらけの凹凸顔で和解の握手をしたが、お蔭で室中バターだらけとなり、それが溶けて始末に了へぬといふので、今度は室の持主から苦情が出た爲め損害を賠償することとなつたが、その割勘のことから兩人又復喧嘩となつたが、今度は決鬪だけは回避したいといふことだ。

◇花束献上は御法度

獨逸の嬉しい禁令

ドイツ國民のヒットラー總統に對する信頼と敬愛の情は今や日に日に昂まりつゝあるが、過般總統のライン要塞地帶視察旅行に際しても、總統は何處へ行つても大衆から花束の集中攻撃を浴びせられ、旅行日程もその爲め遅延する程であつた。この民衆のあまりの熱狂振りに取締當局では花束献上制限

刑政第52巻第8号
矯正図書館

令を發布せざるを得なくなり、大要次のやうに布告した。

一、今後總統の通過を街路上にて出迎へんとする者は一切花束を携帶せざる樣注意されたし

一、總統の自動車へ花束を投入することは絶對に禁止す

一、總統の自動車に接近すること、特に幼小兒を同伴して接近することは交通事故を發生する惧れあるに付今後全然斯る行爲なき樣注意すべし

◇頻々たるボール盜人
捕へてみれば犯人は烏

烏がゴルフを高價なプレーとした話

英國サウス・ウエルズでは近來各ゴルフ・コースでプレー中のゴルフボールが頻々と盜まれその數は三百を越え、ゴルファー連に大恐慌を來したので、遂に懸賞付でこの盜賊を探し出したところ、何んとそれは烏のいたづらと判明、狼狽たゴルファー連はその卵を盜んに狩りたてさせてゐるが、却々この强敵は根絶せずゴルファー連も弱りきつてゐる。

ところで、この被害は同地方のトレチガーパーク、シルサウンス（メルテイル）グラモルガンジヤイア、マンモスシイア、ニース、クライン、アシユバーンハム各地方コースに及び、日日必ず數個のボールがこの烏にさらはれ、日增しに增長して競技者の上を飛び廻りながらショットを飛ばすとサツと飛び降りて球を喰へて逃げ去る始末で、一ラウンドに五箇のボールを烏に持ち逃げされた者もある程で、各クラブ共にこのボール盜人の烏共を追拂ふのに困り抜いてゐる。

◇ドイツの繪畫黨清
ゴツホ、ピカソも競賣

ドイツ政府は過般反ナチス的藝術に對する民衆の嫌惡感を助長する目的の下に、ミユンヘンにおいて頽廢藝術展覽會を催して、不健康な藝術の典型を天下に示したが、今回更に純粹なアリアン文化保有の見地から、全國の博物館から非ナチス的繪畫及び彫刻を驅逐することに決し、近くスイスのルツエルンの有名なフイツシヤー畫廊で、これ等博物館からの賣拂品の大競賣が行はれることゝなつた。競賣品の中には十九世紀にオランダの產んだ天才畫家ダアン・ゴツホ、スペイン生れの現代フランス畫壇の鬼才パブロ・ピカソ、更にドイツ印象派の作品等も多數交へてゐるとのことである。

◇有史以來平和な
年は八パーセント

米國陸軍豫備中佐ハミルトン・カツシング氏は最近多年の研究に基いて戰爭論に關する一文を公にしたが、その中で彼は有史以來平和の時代は約八%に過ぎないと興味ある論をなしてゐる。卽ちカツシング中佐によれば、世界に文明の曙光を見て以來現在まで三千五百二十一年（但しこの數字が如何なる根據に基くかは詳かでない）と推定されるが、史上に殘る平和の年は僅か二百六十八年でその八%に過ぎず、殘餘の三千百五十三年は戰ひと暴動と流血の慘事に充たされ、世界政治史は正に爭鬪の歷史であるといふ。又彼は曰く「世界史は戰爭の繰返しだ、今日各國民が條約侵犯の流行によつて脅え切つてゐる態は笑止に堪へない、余の計算によればこの三千數百年間に各國間に締結された條約は其の數八千に達するが、一條約は平均僅か二年間遵守されたに過ぎない、現代人は宜しくこの事實によつて自ら慰むべきだ」

書道の變遷（二十一）

中唐

有唐三百年間、碑、碣の見るべきもの頗る多く、將に宇內の大觀である。唐三百年間を初盛中晩の四期に分つ事は詩の方ですることであるが、書道史に於てこれをきつちりと年代に當嵌めて見ると次の樣である。

初唐は唐の高祖の武德元年から睿宗の大極元年まで九十五年間、中唐は代宗の廣德元年から敬宗の寶曆二年まで六十四年間、晩唐は文宗の太和元年から昭宗の天祐三年まで八十年間と云ふことになつて居る。

中唐の玄宗皇帝は性英斷にして多藝、唐室中興の英主である。天下よく治まり開元の治をなし文華燦然として輝いた。然るに玄宗皇帝は晩年に至り楊貴妃の愛に溺し政治を倦み白居易の長恨歌にある如く楊貴妃を寵愛するやうになつてからは「春宵苦レ短（ミジカ）日高（タケ）起。從レ此（ヨリ）君王（キミノソコ）不二早朝一」とあるやうに太眞楊貴妃の姿



は美しく鬢は雲の如く黑く、麗しき顏は花の如くにして、加ふるに光まばゆきまでの黃金のはなかんざしを挿したる華な姿は實に言語に絶し、芙蓉帳とて芙蓉の模樣を綺ひ出したるかしたる暖い室內の裡に君王は心地よき春宵をすごしなし、つい眠過して朝寢をしたとのことである。かくして遂に安祿山の亂にあひ西南の都蜀都を指して出奔するの止むなきに至つたのである。

しかるに玄宗は藝術を好み豐圓茂美さながら楊貴妃のやうな書を愛好せられた。それが一般書道界にも影響し肥俗な書が流行し俗調に墜ちて見るに足らぬものとなつたものも少くない。

その中でも際立つて偉大な作家は、張旭、李北海、賀知章、徐浩、顏眞卿、李陽泳、顏眞卿等に

朝は何と云つてもこの時代の大立物である。

張　旭

張旭は、字は伯高、蘇州吳郡の人である。性來酒を嗜み毎に大酔して呼叫狂走して世俗を超絶して奇行が多く世人呼んで張顚といふ。乃ち筆を下せば或は頭を以つて墨に濡して書し既に醒めて自ら観て以て神となす、復得べからざるなりと。

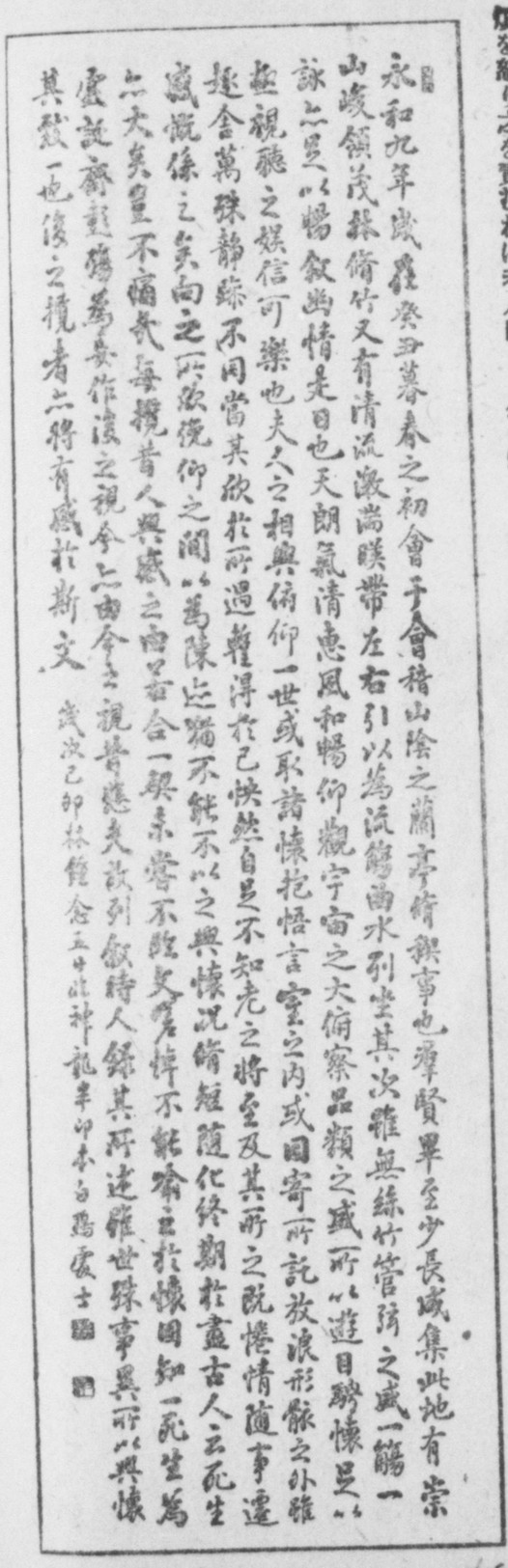
初め仕へて常熟尉となる。老人あり牒訴して判を求む。宿生又來る。張旭その煩を怒り之を責むれば老人曰く、公の筆の奇妙なるを觀以つて家に藏せんと欲するのみと。張旭因つて彼が所藏する物を問ひたるに、盡く其の父の書を出したり。張旭これを見るに天上の奇筆なり。是より其の法を盡すと云ふ。張旭自ら言ふ、始め公主擔夫の道を爭ふを見、又鼓吹するを聞いて筆法、意を得、又公孫大娘の劍を舞ふを觀て其の神を得たりと。

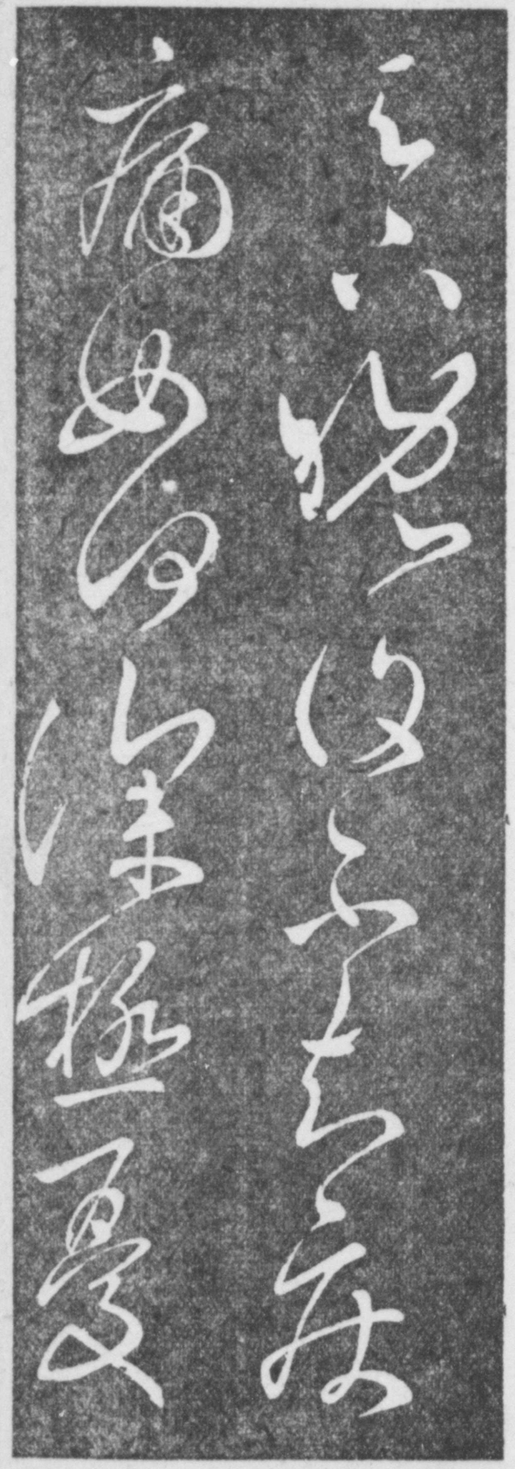
後人の書を論ずるや盧、歐、褚、皆異論あり。張旭に至りてはその短をそしるものなし。其の法を傳ふる者崔邈、顔眞卿のみと云ふ。文宗の時詔して李白の歌詩斐旻の劍舞、張旭の草書を以つて三絶と稱したり。

張旭の草書は世人殊の外にこれを重じた。人あり家貧にして因つて居を卜するに張旭と隣を爲す。再々書簡を張旭に致してその返章を得、遂に市に鬻ぎて富を獲たりといふ。

唐郎官石記は張旭の書なり。張旭草書を以つて名を知らるゝも此字眞楷なり又妙なり。又張旭が小楷に業毅あり見るに盧褚の風をうかゞへる。これを見るに張旭は草書のみにあらず楷書も傳はることを知るべきである。

故人曰、後漢の崔子玉、鍾、王以下の傳授を歷て永禪師に至る。旭張に至りて始めて八法を弘め次て五勢を演じ更に九用


永和九年歲在癸丑暮春之初會于會稽山陰之蘭亭脩禊事也羣賢畢至少長咸集此地有崇山峻領茂林脩竹又有清流激湍映帶左右引以爲流觴曲水列坐其次雖無絲竹管弦之盛一觴一詠亦足以暢敘幽情是日也天朗氣清惠風和暢仰觀宇宙之大俯察品類之盛所以遊目騁懷足以極視聽之娯信可樂也夫人之相與俯仰一世或取諸懷抱悟言一室之内或因寄所託放浪形骸之外雖趣舍萬殊靜躁不同當其欣於所遇暫得於己快然自足不知老之將至及其所之既惓情隨事遷感慨係之矣向之所欣俯仰之間以爲陳迹猶不能不以之興懷況脩短隨化終期於盡古人云死生亦大矣豈不痛哉每攬昔人興感之由若合一契未嘗不臨文嗟悼不能喻之於懷固知一死生爲虚誕齊彭殤爲妄作後之視今亦由今之視昔悲夫故列敘時人錄其所述雖世殊事異所以興懷其致一也後之攬者亦將有感於斯文



を備ふと。

陸彦遠、父東之の書法を傳へ以て張旭に及ぶ。張旭は彦遠の甥なり。

張旭の書法を傳ふるもの其の人多し。太僕韓滉　吏部徐浩、顔眞卿、魏仲犀の如し。又清河の崔邈に傳ふ。

こゝに於て張旭は唐朝の草聖と仰がれた。その特意とする草書は主として狂草體であるが。後人の摹擬出來得べきものではない。

○凸版掲載は張旭書

『足下晩復不知疾痛如何深懸懸』

比也。

第六回競書募集

一、課題　七月號掲載の課題揮毫のこと　一人一枚。

一、體裁　古碑帖臨書、又は自運何れにても可　一人一枚。

一、條幅　小畫仙半截大、畫證隨意一人一枚。

一、送先　東京市品川區西品川三ノ八三一高橋白鷗宛送付のこと。

一、締切　八月五日。

一、發表　九月號本欄。

一、注意　級位あるものは級位、所屬、氏名、號を明記せる小紙片を貼付すること。新に應募するものは級位に斬と記すること。

每月募集

刑政詩壇

竹雨士屋久泰選

〆切 毎月五日限 用紙隨意 姓名雅號併記ノコト

□奉祝天長節恭賦　愛日　南松太郎　朝鮮

旭日曈曈照海隅。四隣歸服盡歡娛。緬懷少昊鳳呈瑞。何數伏羲龍負圖。威震西歐張國運。德覃東亞振皇謨。臣民一億忠而勇。齊祝天長望帝都。

立言堂堂。克頌國運恢張。頸聯使事。稍患齟齬。緬懷何數四字。斡旋乃佳。

□初夏出遊卽事

澄江一道碧盈盈。隔岸林巒擁梵城。杖屐登登穿樹去。白雲深處午鐘鳴。

筆致明淨。饒有神韻。

□征支皇軍

海陸空軍齊出征。膺懲到處偉功成。萬里越山還度水。四方略地又攻城。施恩能尉安民計。羅訂元由報國誠。

陸放翁の詩（三）

題直舍壁

文書那得レ廢二我詩一。釐作二群兒了一レ事癡上。付二與後人一評二此老一。一邱一壑過二元規一。

役所に當直の日、その室の壁に題せる詩である。自分は官の文書を掌どり多忙の身ではあるが、好きな詩はどうしても廢めるわけにはゆかぬ。他の役人共のやうに仕事に齷齪してゐることを恥ぢて、その氣になれないのである。若し後世の人が此老、卽ち自分を評したならば、邱壑の間に逍遙する風流な氣持は、かの晉の元規にも勝さつてゐるといふであらう。元規は晉の庾亮といふ人の字である。庾亮は明帝に仕へ、風格峻整にして禮節の正しい立派な臺閣の臣であつた。明帝嘗て謝琨といふ賢人に向ひて、汝と庾亮とどちらがえらいと思ふかと問ふた。謝琨これに答へて、廟堂に端委し、百僚をして準則せしむるは、臣、亮に如かず、一邱一壑、自ら之に過ぐと曰ふたことがある。

これを觀ても放翁が名前通り放曠な、俗吏と異つた性格であつたことがわかる。癡といふ字は、日本讀みにすれば「バカ」であるが、少しく義を異にするところがある。癡は「おろか」といふ意義の外に、物に「こりすぎる」といふことに用ゐる。書にこるを書癡、石にこるを石癡などといふが如くである。この場合の癡は「あくせく」といふ意味に解していゝ。

讀書二首

長江大嶽何爲障。必殄兇胡致太平。

句句皆實。字字能錬。無一泛構。反誦不厭。

□惜春　白玉　井上泰完　旅順

芳草萋萋匝地生。流鶯恰恰近窻鳴。詞人不耐傷春感。風裏花飛滿海城。

出以對句。以散句收。聲調宛轉。諷詠太佳。

□新綠　白玉

黨風吹度古池塘。新樹如烟未作陰。葉底殘紅渾謝盡。蚌鳴喚雨晝沈沈。

善寫實境。不求工而自工。

□惜別寄藤夭子　植松　正　神奈川

傾倒平生情最眞。蒙知何幸浴恩仁。櫻花落盡吾將去。一片離愁欲寄春。

情致纏綿。低徊不盡。

□約友花期相逢友未到而花先老因吟自慰　朴豐玉　朝鮮

與君相遇約花時。今日花飛君到遲。欲寄春光離挽得。囊囊芳草又天涯。

一往情深。風韻綿渺。

面骨崢嶸嬾欲レ疏。退藏只合レ臥二蝸廬一。自嫌尙有二人間意一。射雉歸來夜讀レ書。

歸老寧無二五畝園一。讀書本意在二元元一。燈前目力雖レ非レ昔。猶課二蠅頭一萬言。

老いて讀書に耽ける感懷を叙したものである。崢嶸は山の嶮しい形容語であるから、老顏痩せて骨出で、髮は疎らになつたといふことである。かく老境に入つたからは退居して小さい廬に靜臥すべきであるが、猶一片功名の氣があるので、雉を射て歸つたころは夜も更けてゐたが寐ねずして讀書したといふ意である。第二首は、老いて鄕里に歸れば僅かの田畑がないわけではないが、歸臥せずして客中に讀書する所以のものは、國を治め民を安んずる本意からである。老眼衰へて壯時の如くではないが、猶一日に細字の二萬言の書を課して力めて讀んでゐるとの意、放翁がいかに讀書に心力を傾注したかゞわかる。

宋の王楓の詩に、豪氣於レ今猶未レ除。雖下將二壯志一付中樵漁上。短衣射レ虎南山下。帶レ月歸來夜讀レ書。がある。結句頗る相類してゐる。一奇といふべきである。人間は世間といふ意味で、端的に人といふことではない。こゝでは世情と解すべきである。寧は「なんぞ」と訓ずべきである。元元は民である。戰國策に制二海內一。子二元元一。とある。蠅頭は蠅の頭の如き細字といふことである。この詩の自註に時に方さに小本の通鑑を讀むとあるから、細字本の通鑑を毎日書課として讀んでゐたのであらう。

九月號課題　早涼。溪山吟行。

刑政第52巻第8号
矯正図書館

毎月募集

刑政歌壇

富季雑詠　締切　毎月五日限
用紙ハガキ一葉三首

一　囚人はひと日終りし仕事場の草花鉢を外へ出だしぬ　公州　永瀬雅房

二　嬶病みてなすことおほき夕べなり盥に乗せて子は遊ばせつ　浦上　三浦子路

三　春蟬の早や鳴き出でむふるさとの梁瀬の山に茱萸熟る頃　水戸　櫂村
秀逸

○　訓練機山の若葉に黒々と影おとしにけり雨晴れの朝を　徳島　靖蘭生

○　妹の手に石鹸あはのかがやきて初夏の朝日いとゞすがしき　八王子　蘇菁

○　苗床の覆のけ見れば逞ましき芽立ちに何か望み湧きくる　山形　村山翠水

○　うすれゆく夕立雲のあひ間より白く光りて三ケ月の見ゆ　横濱　庄司白嶺

○　ひそやけくほたる今宵は我が窓にためらひ飛べり水戀ふらしも　長崎　堀花洋
佳作

○　衰弱（よろへ）の日日に加はり行くらしき狂人囚の今日は騒がず　岐阜　梶田草民

○　つゝましく吾に禮して去れりける面會の女みごもり居たり　北區　今西狂山

○　罪人と思へど哀れ鐵窓に春のひと日はすべなかるらむ　金澤　波多仙峰

○　吾兒征くの便りに歔欷のせまり來て老囚しばし顔を上げずも　新潟　本間瞬雨

○　獄壁の厚きとほしてうつし世人道行く音のきこえ來るかも　青森　一

○　手に執りつなつかしみつゝめくり讀む刑政歌壇號を重ねつ　横濱　柳田北斗星

○　花咲けど實らぬ花の山吹に舞ひ來し蝶が行きすぎにけり　札幌　片岡好月

○　五月空曇りて雨の一しきり代田の蛙鳴き競ふなり　大阪　足立碩光

○　やうやくに寢しづもるらし川岸の螢しばしも動かずなりぬ　長崎　堀花洋

○　見ず知らずの出征の人を見送りぬ元山驛の春の夜ふけに　元山　鈴木新一

○　首上げて窓近くみる撫子の花散りてをり病める朝　小田原　白河英龍

○　久々に竹馬の友と語るなり晴々としてまうらしき　岐阜　高木孤月

○　閻取引てふ字が新聞に出る度にこの字消えよと念ずる我は　山形　銀嶺山人

刑政第52巻第8号
矯正図書館

我も亦銃後の一人献金をせし日の心晴れ晴れと居り　函館　松田思秋

初夏の月ほのかに照りて川白し笛吹く人の影のおぼろに　浦和　根本正生

日に繁るポプラの青葉に鵠の巣の隠れゆくは何か淋しき　咸興　岡元百合子

陸軍病院にて

心眼に筑波の見ゆと微笑める盲ひし兵の故郷おもほゆ　小菅　兼平義郎

うるはしき人の心にいつ似つつきよくなりくるわが心うれし　宮崎　眞砂

子の病よくなりたればさわやかに今朝の散歩は楽しかりけり　滋賀　樋口柏葉

たまさかの休日の雨にをちこちの友に無沙汰の文書きにけり　咸興　岡元舜水

たち騒ぐ夕立雲のあひ間より白く光りて三ケ月の見ゆ　横濱　庄司西島

トロツコ押す囚人の腕のたくましく初夏の日ざしに黒くかゞやく　山口　鴉谷燻平

宿題に百點採れりときほふ兒の其の喜びに我も和しつつ　鹿兒島　通安生

さんさんと輝く五月の大空を仰ぎて憩ふ晝餉のひととき　山形　銀嶺山人

大きなる柏葉のつぼみ花になりてみだれし上に蟻のつどへる　京都　平居鶴宗

初夏の風さわやかに吹きくれば木の間を漏るゝ光清しき　松江　村上夜詩繪

十句評

花蓑

天瓜粉この子一人に頼みあり　泣草子

この子の兄妹が外にもあつたのだが夭折してこの一人になつたのか或はこの子が一粒種なのか何れにしてもこの子一人に行末の頼みをかけて大切に育てゝゐるのです、天瓜粉を打つてやり乍ら母親のさうした寵愛の心持が滲み出てゐます。

大鮃を大まはりして舟涼し　紅春

琵琶湖下には幾つも鮃が張りまはされてある、竹生島へ參詣する船道には船が暫くの間鮃に沿つて進んで行くやうなところもあつて隨分大きな鮃がある、この句はその大きな鮃を大まはりして舟を進めて行くといふのであつて舟中の涼しさが思ひやられます。

綠蔭にかゝれる舟にほどきもの　同

この句は琵琶湖の瀬田あたりの一風景でせう、湖畔の森の綠蔭に一艘の舟がつないであつてその舟の中で漁師のお神さんがほどきものをしてゐるのでせう、綠蔭の舟の中にほどきものをしてゐるところに水鄉の

喜雨ありてその夜の宮の千燈會　滋賀　西村幸吉

水打つて船つく夕の濱大津　同　いばら

樂手皆白服にして周遊船　同　同

梅雨寒く海鳴遠ちに聞ゆる日　名古屋　長崎蓼子

月見草砂丘のはてのはてにまで　同　同

青芒光り砂丘の砂舞へり　同　同

母に留守頼み出づれば夏の月　同　同

野茨やふるさとの人皆したし　同　同

鵜舟待つひとゝき空に北斗あり　同　同

種子賣の雨宿りして地藏堂　釧路　船山船風

夕燒の湖水にうつる摩周嶽　同　同

風樓に滿ちて風鈴鳴りやまず　同　同

魚賣り來て麥叩き一と休　福岡　進藤了風

風變り來て置き替ゆる蚊遣かな　同　同

睡蓮花小さく白く梅雨暗し　廣島　ひろし

選　花蓑

毎月募集
刑政俳壇
題は當季隨意
〆切は毎月五日限
用紙は官私製葉書

生活風俗の一面が伺はれて大變面白いです。

遠河鹿高野の閣は深まりぬ　聖志
高野山上の坊泊りの一夜、夜の更くるに従つて閣はいよ〳〵深まつてゆく、そして深い谷底から遥かに河鹿の音が聞えて來るといふのです。

蠅打つて妻のかごとを聞き流し　北斗星
何か妻君がぶつ〳〵かごとめいたことを言つて居るのですがそれには取り合はず黙々として蠅を打つてゐるのです、人生の苦樂を共にする夫婦の間にも永い間には氣まづい思ひをすることもありがちなことです。

嵐山の片蔭移り大井川　巴潮
嵐山が空にひつつくなうに立ちはだかつてゐる、日が峰の向ふに傾き始めると段々片蔭が麓へ〳〵と下りて來る、その片蔭が今は大井川の水の上に移つて來てゐるのです。

涼味咀嚼すべき景色です。

いなみかね牡丹に鋏入れにけり　鮮風
丹精をして咲かせた牡丹であつてみれば一輪の花を剪り取ることも惜しまれるに違ひない、然し懇望する人があつて無下に斷る譯にもゆかず遂に一輪の花を剪つて與へることになつたのです。牡丹を剪ると言は乳房戀ふ子猫に牛乳を筆にしめし
夕燒や今日の仕事も終りたる　同
獨り想ふ眞夏の空に星流る　名古屋
夕燒けて噴水の鶴虹の中　壽美
ひとりごと言うてゐる子や金魚玉　同
灯を連ね汐に乘り來る鰹船　千葉
更衣へて女の幸を思ひけり　滋賀
四阿に吹き込む雨や釣葱　樋口柏葉
仙峡の朝空青し岩つばめ　小菅
山と水夏淸らかに飛彈の人　池原九郎
麥扱きの莚のはしを詫び通る　名古屋
蛇出でし道を避けたる戻りかな　小田原
鹿の子の見知り顏して吾による　橫山白楊
螢狩姉を迎ひの道すがら　千葉
使の子麥笛吹いて歸り來し　鹿兒島
瀧音を離れて元の暑き道　藤代芳水
夏潮は巖に碎け高しぶき　六男坊
蛇の衣かゝりて月の花茨　松田思秋
月涼しテントに椰子の影ありて　函館
萍に雨の音ある出窓かな　いしろ
生垣の手入をしたる晝寢かな　高松
螢飛ぶ粟津ヶ原の松林　靖蘭
喜雨晴や昨日に變る畑のもの　德島

同　名古屋　壽美
同　千葉　桑田平次
滋賀　樋口柏葉
小菅　池原九郎
同　石橋鏡女
福岡　宗霞舟
大阪　今川湖舟
名古屋　高島明峯
小田原　草花
廣島　小森苔生子
鹿兒島　橫山白楊
千葉　藤代芳水
鹿兒島　六男坊
函館　松田思秋
高松　いしろ
德島　靖蘭
浦和　根本生
德島　野口友干
奈良　秋田みのる
滋賀　深田五角
大阪　米田調月

ず鋏を入れたと言つたのは初めてこの牡丹に鋏を入れる場合であることを現はしてゐるのであつて、表現の上にも周到の用意のあることを見逃がしてはなりません。

枇杷もぐやへな〳〵脚立借りて來て　一乘子

へな〳〵の脚立を借りて來て枇杷をもぐといふその事柄が面白いです、このへな〳〵の脚立はあちらからも借りられこちらからも借りられして隨分重寶がられてゐることでせう、不便を忍び乍らへな〳〵の脚立が重寶がられてゐるところに田舍の質朴な氣風が見えてそれが一つの趣にもなつてゐます。

月を待つにはあらねども端居かな　滿天星

月を待つといふ程の心持があるのではないけれども然し間もなく月が上るであらうと思ひ乍ら端居をしてゐるのです。心の曲折を詠んだところにしをりがあつていゝです。

菓子箱の上に頭を振り油虫　刀郎

油虫がするすると菓子箱の上に這ひ現はれて頭を振つてゐるのです、油虫に取つては寶の山に上り乍ら寶を得られないもどかしさがあるのでせう、頭をふり〳〵髭をうごめかして暗中模索してゐる樣子が見えて滑稽です。

若布干す路次を出づれば白帆かな
ラバのみち見下す溪の若葉かな
礫刑の御像に絡むバラは盛り
アカシヤの花の名殘や夏の月
晒井や神に供ふる初釣瓶
今日の日の水打つ足にまだ殘り
囚徒等に田植祝の赤の飯

梅雨の山夕日當れる一ところ
密柑咲く丘うね〳〵と海に入る
水よぎる蜻蛉の影の迅さかな
青梅を打つ竿先を雲のとぶ
更けぬれば田の面を螢飛びにけり
夏祭幼き頃の友に逢ひ
梅雨晴の空高々と重爆機
奉公におくらるゝみちの蛇苺
旗幟はためく鎭守喜雨の村
行路病者麥の小蔭に抱入れぬ
海よりの風に風鈴鳴りやまず
から梅雨に田植出來ぬと便あり
はびこりて肥壺おほふ花南瓜
藤棚の青葉して良き日蔭かな
聖戰を想へど暑し午下り
水底に鯉は動かず落葉池

同　今川湖月
鹿兒島　副島雅石
福岡　久木田健治
大曲　老松蓮村
千葉　石川秀峰
松江　川津道暗
宮崎　霧汀改　砂
高知　堅田庚生
小田原　桑風
朝鮮　有馬軍吉
小田原　白河英龍
京都　勢井實
長崎　稻富保郎
小田原　山水
千葉　沙汀
金州　後藤虛斗
八王子　蕪寄
小田原　土井如舟
山形　銀嶺山人
宮城　高子
名古屋　加田繁正
浦和　川邊一三
熊谷　甚勝

敍任辭令

二月十五日

正六　敎誨師　田中秀寶（東拘）

三月一日

正七　看守長　白木清吉（岐阜）
従七　同　山田寛（土浦支）

三月十五日

従六　所長　中尾文策（水戸）
正七　同　典獄　小川太郎（滋賀）
同　支所長　楠本順作（北區支）
正八　看守長　渡邊長八（帶廣支）

六月七日

兼宮城　同　神谷勇治（福島支）
同　同　内藤將衛（同）
同　保健技師　溝見正男（同）

六月十二日

岡山　同　谷澤延雄（宇都宮）
宇都宮　同　高田龜吉（和歌山支）
任保健技師（和歌山支）九級　保健技手　久岡龍一（廣島）

六月二十三日

願免五級　支所長　井川信一（小倉支）
小倉支所長　典獄　中谷源一（旭川支）
旭川支所長兼名寄支所長　同　典獄補守田千松（神戸）
任典獄補（神戸）七等八級　看守長　緒方政德（大阪）
死亡九級　敎誨師　竹澤眞一（名拘）

六月二十六日

任典獄補（濱松支所長）七等七級願免　看守長　岡崎重太郎（濱松支）
同（三次支所長）六級同願免　同　宮喜一郎（三次支）

六月二十七日

免本職宮城專務　古川支所長兼官城看守長　高橋作三（古川支）
兼補古川支所長　支長所同　木村元吉（仙臺支）
願免六級　看守長　渡邊勝巳（名古屋）
同　七級　同　鈴木治三郎（小田原少）
同　同　菅原鶴吉（盛岡少）
願免五級　同　佐久間安藏（靜岡）
同　六級　同　坂野つね（宮城）
濱松支所長　同　辻多七（小田原少）
任看守長（廣島）五三　看守　中島末義（東拘）
小田原六七　看守長　山本義明（廣島）

三次支所長
免本職廣島
任看守長（吳支所長）九級　同　支所長同　富永久一（吳支）
願免三級　看守　金城行雄（大阪）
靜岡所長　所長　典獄　松本虎吉（靜岡）
姬路少所長　少所長同　永田正之助（姬路少）
大阪　典獄　掛樋松治郎（大阪）
任典獄補（松本支所長）七等六級願免　同　牟田初太郎（長崎）
同（宮津支所長兼舞鶴支所長）七等七級願免　看守長　渡邊市作（松本支）
同　金子典（宮津支）

六月二十八日

宮津支所長兼舞鶴支所長三級　支所長同　藤澤清（丸龜支）
丸龜支所長兼高松鳥取支六〇　看守長　多田羅喜平（鳥取支）
松本支所長　同　土屋榮次郎（前橋）
前橋　同　鈴本勇（姬路少）
任看守長（姬路少）九級　看守　高井志津雄（名拘）
米子支所長四級　支所長同　喜多義一（米子支）
免本職名古屋支所長兼三重四日市支所長兼三重　看守長　上野清一（名古屋）
新潟　同　枇杷橋喜一（四日市支）
　看守長　石川伊三郎（新潟）
　同　北野竹太郎（富山支）
富山支　同　水上友吉（金澤）
金澤　同　北村久則（岐阜）
岐阜六級　同　高木初二（神戸）
神戸五七　同　山東賀壽雄（前橋）
前橋　同　木部元雄（浦和支）
浦和支　同　內藤將衛（福島支）
任看守長（福島支兼宮城）五三　看守　池谷政男（府中）
任典獄補（中京區支所長）七等六級願免　看守長　井上松太郎（中京區支）
同（甲府）七等七級願免　同　佐藤彌一郎（甲府）

六月二十九日

中京區支所長　同　村松萬壽治（横濱）
横濱九級　同　川崎敏雄（名古屋）
名古屋　同　松崎與三郎（東拘）
東京拘置　同　武田正平（小菅）
小菅　同　田中士郎（姬路少）
免本職姬路少七級　支所長同　富田豫松（御嵩支）
御嵩支所長　同　伊藤勝重（鷹見町支）
鷹見町支所長六七　看守長　中野眞一（山口）
任看守長（山口）九級　看　守　京坂源太郎（小田原少）
甲府　看守長　菊池信之烝（長崎）
長崎　同　榮田彌三（佐賀支）

佐賀支四級
免本職高知
任看守長（中村支所長）
五三
同　（靜岡）八級
同　（大阪）九級
同　（盛岡少）四七

六月十七日

勳七
看守長　高崎又市（熊本）
同　支所長同　茂木嘉勝（中村支）
同　看守　岡太郎（松江）
同　津川駿吉（大阪）
同　吉野德次郎（東拘）
同　山口政雄（姬路少）

六月三十日

勅任官ヲ以テ遇セラル
二級　所長　岡部常（大阪）
五級　司法書記官　河邊湛然（行刑局）
同　日沖憲郎（同）
三級　所長　長谷川鐘太郎（岡山）
同　典獄　高野瀨利徵（松江）
六級　同　荒卷正修（三重）
同　同　鷲津愛十郎（新潟）
同　典獄補　牟田初太郎（大阪）
七級　同　武子喜久治（府中）
四級　保健技師　丸山郁雄（廣島）
六級　同　須藤元（奈良）
七級　同　藏石益雄（廣島）
同　八級　松岡功（中京區支）
同　同　黑田常三郎（北區支）
同　同　關川東平（新潟）
同　同　多田隈滿（長崎）
同　九級　高島實（釧路支）
同　同　本間賢吉（千葉）
同　同　仲本將佐（沖繩）
同　一一級　教誨師　常盤隆澄（名古屋）
同　四級　同　吉留義憲（大阪）
同　同　兒玉義蘊（網走）
同　七級　光弘靈雄（北海少）
同　同　寺眞均（熊本）
同　八級　作業技師　工東寅信（廣島）
同　六級　同　鹽見市郎（小菅）
同　十級　同　渡邊欣一（府中）
同　同　石澤信次（廣島）
同　同　司法屬　島田幸治（行刑局）
同　三級　同　野崎重雄（同）
同　同　同　荻生治雄（同）
同　同　兼看守長　在木武喜（同）
同　六級　公文彪（同）
同　七級　司法屬　飛田重雄（同）

同　四級　看守長　古宅房之助（京都）
同　同　大武鐵四（府中）
同　同　是松早太（滋賀）
同　同　原谷藏（山口）
同　支所長同　野原達二（橘通支）
同　五級　看守長　毛利佐四郎（新潟）
同　同　今井芳藏（三重）
同　同　中島廣記（熊本）
同　同　羽田野直（同）
同　同　田代富士雄（豐多摩）
同　六級　同　小野寺壽雄（宮城）
同　同　藤本政一（西條支）
同　同　岩花辰次（鹿兒島）
同　同　伊藤正一（豐多摩）
同　同　神酒澤孝四郎（同）
同　同　龜山武夫（同）
同　同　高橋清（小菅）
同　同　兼司法屬　松本貞男（同）
同　看守長　大井久（東拘）
同　同　宮內精介（府中）
同　同　備榮彥（北區支）
同　同　赤塚孝（豐多摩）
同　七〇　永岡三市（小倉支）
同　同　黑川武（福井支）
同　同　今里末作（福岡）
同　同　浦口市之進（新潟）
同　同　美谷島正男（府中）
同　同　清庸三（小田原少）
同　同　橋本工（福岡）
同　同　河西武夫（小田原少）
同　同　松野岩吉（大阪）
同　同　川上光治（川越少）
同　同　鈴木隆夫（水戶）
同　同　安藤定美（大阪）
同　同　杉田勝久（小菅）
同　同　濱田稔（同）
同　六七　大內宏（水戶）
同　同　吉井直城（岩國少）
同　同　森元桃隆（平良支）
同　同　野村賀之（神戶）
同　同　嵯峨寅太郎（樺太）
同　同　京田政次郎（名古屋）
同　同　日高長一（東拘）
同　同　米岡弘泰（府中）

同　岩松　茂（豊多摩）
同　瀨戸清（前橋）
同　岡本熙（横濱）
同　岩崎秀夫（同）
同　諫見武雄（沖繩）
七級　同　佐藤末治（秋田）
同　寒竹進（宮崎）
同　日山環（鳥取支）
同　中村秀一（小倉支）
同　高島廉一（久留米少）
同　市川鴻章（甲府）
同　伊藤光治郎（府中）
同　每熊一郎（宮崎）
同　關安喜（大阪）
同　若林仁（東拘）
同　山內永七（府中）
六三　同　江頭德太郎（平戸支）
同　植田鹿治（德島）
同　福井幸家（岡山）
同　坂本義德（東拘）
同　瀧石緣（廣島）
同　倉淵安二（同）

同　森川照雄（網走）
同　松尾秀雄（尾道支）
同　今林初次（長崎）
同　大畑好藏（大阪）
同　桃愛治（岩國少）
同　藤咲利衞門（川越少）
同　小原了三（秋田）
同　坂井義雄（仙臺支）
同　南清城（旭川支）
同　大洞三千三（橘通支）
同　小穴鐘藏（東拘）
同　長崎義一（名古屋）
同　福井徹（東拘）
同　須田壽雄（千葉）
同　花田音助（宇都宮）
同　佃茂（橘通支）
六〇　同　大川新作（府中）
同　佐山正義（函館）
同　大味三也（網走）
同　宇都木武（横濱）
同　野口勇（德島）
同　青木榮吉（同）

同　中原忍（岡山）
同　小田嘉寬（網走）
同　鈴木由藏（山形支）
同　高山輝男（八王子少）
同　山本堯春（千葉）
同　佐々木亥三郎（網走）
五七　同　齋藤彥壽郎（沖繩）
同　佐々木憲夫（川越少）
同　白石文章（旭川支）
同　中尾芳男（函館）
同　中園哲造（小倉支）
同　大矢衛（奈良）
同　小川末吉（鹿兒島）
同　高橋良雄（前橋）
同　小宅芳明（横濱）
同　柏茂俊（大島支）
同　龜屋美彌雄（岡山）
同　菊地角雄（大阪）
同　鈴木桂三郎（大通支）
同　通譯兼看守長　高橋忠夫（神戸）
同　看守長　中村外喜男（網走）
同　鎌田玉藏（宮城）

同　土田四十治（札幌）
同　山田敦（高山支）
同　谷澤政二（東拘）
同　岡野正隆（大阪）
同　長山厚（滋賀）
同　矢島忠雄（京都）
同　金澤公一（東拘）
八級　同　丸尾稔（名古屋）
同　河本熊雄（飯塚支）
同　保坂孝吉（小倉支）
同　山口英三（廣島）
同　鈴木一郎（大阪）
同　尾立千代吉（松江）
同　田北達（大阪）
同　美田正治（札幌）
五三　同　平山介夫（富山支）
同　鷲見孝義（秋田）
同　柏木幸雄（宇都宮）
同　菅野勘六（浦和支）
同　松隈獅郎（三重）
同　四方新太郎（札幌）
同　後藤信雄（岐阜）

同　稲葉有信（札幌）
同　川波和夫（三重）
同　田中茂雄（旭川支）
九級　鹿島三郎（千葉）
同　小沼修（川越少）
同　藤山勘平（金澤）
同　木元耕三（札幌）
同　北村增男（神戸）
同　井戸口邦利（鹿兒島）
四七　竹内哲之助（山口）
同　鈴木壬（京都）
同　西川清孝（大阪）

七月一日

天草支所長兼熊本
同　高崎又市（熊本）

七月三日

行刑局兼務ヲ命ス
司書記官　吉江知義（調査部）
調査部兼務ヲ命ス
同　安達勝清（行刑局）

七月五日

任典獄（青森所長）六等六級
所長　中田主稅（青森）
同（岡崎少所長）六等八級
少所長　飯野豊治（岡崎少）
願免三級
同所長　里誠一（岐阜）

岐阜所長
松山所長
岡山所長
高松所長
宮崎所長
松江所長
新潟所長
任典獄補（浦和支所長）七等七級
同（長崎）七等六級
作業技師願免
願免
行刑局

同　米倉忠治（松山）
同　長谷川鐘太郎（岡山）
同　江村繁太郎（高松）
同　神本直助（宮崎）
同　高野瀨利衛（松江）
同　鷲津愛十郎（新潟）
支所長　双木文四郎（浦和支）
典獄補
司法屬　榎本高義（行刑局）
作業技師　土橋惣太郎（豊多摩）
保健技師　西尾利次（大阪）
司法屬　松山憲太郎（會計課）

七月十一日

大臣官房人事課
兼務ヲ命ス
行刑並監獄法改正調査
委員會書記ヲ命ス
任敎誨師（名拘兼名古屋）一〇級
横濱
小菅
豐多摩
小菅
任作業技師（宮城）十一級看守長願免

同　荻生治雄（行刑局）
同　本田清一（同）
名古屋
敎誨師　山內順幢（名古屋）
作業技師　岸野春一（小菅）
同　湯川左右（横濱）
同　鹽見市郎（小菅）
同　山本銓吉（宮城）
支所長
看守長　小泉強（尾道支）

尾道支所長
宇和島支所長
高知
千葉
松江
奈良
任看守長（神戸）七級
裁判所書記兼司法屬（大臣官房會計課）五級
任看守長（水戸）九級
小田原少
福岡
任看守長（甲府）一〇級
高梁支所長兼岡山

同　緒方安章（宇和島支）
看守長　熊野梁太郎（高知）
同　石川榮市（千葉）
同　稻垣正一（松江）
同　山根金一郎（奈良）
同　野並勝治（神戸）
書記兼司法屬　三束俊良（會計課）
看守長　田中繁太郎（水戸）
看　守　野田弘之（東拘）
看守長　今里末作（福岡）
同　彌永熊雄（甲府）
看　守　中澤忠雄（長野）
支所長兼三重看守長　橋本義二（宇治山田支）

宇治山田支所長兼三重
長崎
任看守長（沖繩）九級
同（宮城）五三
同（名古屋）九級
同（千葉）同

支所長兼岡山同　山路庄五郎（高梁支）
看守長　諫見武雄（沖繩）
看　守　永田常正（小菅）
同　丸田なゐ（宮城）
同　麻植一夫（神戸）
同　羽生半一郎（東拘）

同　藤平英夫（豐多摩）
同　田中吾樓（東拘）
同　伊藤章一（同）
同　伊藤三郎（同）
同　西浦堯三（同）
同　小泉精治（新潟）
同　中村力藏（青森）
同　片岡福次郎（水戸）
同　杉本梅吉（滋賀）

（府中）同
（宮城）同
（山口）四七
（横濱）一〇級
（京都）九級
（水戸）同
（青森）五七
（岩國少）四七
（熊本）八級

刑政第52巻第8号
矯正図書館

法曹會雜誌

第十七卷第七號
昭和十四年七月一日發行
定價金五拾錢

司法省構内
法曹會
振替口座
東京一五六七〇

○民法第百七十七條に所謂「第三者」について（一）……判事 山口地方裁判所 志方 篤
○借家法第五條の造作と老舗……判事 大阪區裁判所 穗積 莊藏
○非訟事件手續法の改正（二）……司法書記官 根本 松男
○獨逸刑事判例に現れたる自由心證主義の內容と其の限界（三）……判事 長崎區裁判所 原田 早苗
○名判官物語（四十九）……前司法大臣 小山 松吉
○阿部正弘（その七）
○歐洲の危局（二・完）……ジヤパンタイムス社長 芦田 均
○司法大臣「肇國の精神と法律」（三等二席入賞）……布施 彌助
○懸賞論文
○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○大審院判例要旨
○新法令 ○雜報

帝國辯護士會誌
昭和十四年七月號
定價 金五十錢
送料 一錢五厘

東京市麹町區霞ヶ關一ノ一
帝國辯護士會發行
電話銀座 四三八〇・二二五五番
振替口座東京 七二三九〇番

正義

○報告
通常總會皇軍感謝決議に對する陸海軍司令官感狀
○論說
第一東京辯護士會の所謂傳統精神……田多井四郎治
新時代の辯護士……木村篤太郎
經濟事犯の根絶を期す……田口 政義
○時評
勅語の下賜——天津英租界問題——法相の訓辭——辯護士の判檢事任用——東京控訴院檢事長の更迭——歐洲の形勢……橋本 武人
○戰塵錄
中支の想ひ出（五）……山崎 佐
○資料
續法曹瑣談（二九）……山崎 佐
○記事
司法部長官辯護士會長合同協議會に於ける答申並に協議事項
○戰線通信
出征會員陣中通信
○判例要旨
民事 刑事 行政
○文苑
○雜報
○會報
○新法令
勅令——司法省令——司法省告示

昭和十四年七月七日印刷
昭和十四年七月十日發行
第四十一卷第一號
壹冊金五十錢郵稅二錢
半年分金參圓
一年分郵稅共金六圓

發行所 京都帝國大學法學會
發賣所 東京 有斐閣

法學論叢

論說・資料
ナチス獨逸に於ける職分自治制……オ・ケルロイテル
民事訴訟に所謂請求の意義……山田正三
相續法修正の目標——家庭本位又は扶養本位の相續制度の樹立——……近藤英吉
整理と特別清算（一）
必要的共同訴訟に就て（二・完）……小野木 常
基本權と制度保障（一・完）——所謂制度的保障の理論の發展を中心にして——……中田淳一
批評と紹介
牧野博士『刑法研究』第七卷……大西芳雄
佐伯千仞
ラレンツ『民族的法思惟の對象と方法』……大西芳雄
安井郁氏著『國際法學講義要綱1』……田畑茂二郎
判例研究
〔民事法〕親權者の子女に對する單純贈與と特別代理人の選任、相手方の代理禁止の原則の適用範圍……田島 順
生命保險會社の支店長が締結したる保險契約と商法第三百九十九條ノ二第二項……大隅健一郎
破產終結登記後に發生したる合資會社の手形利得償還義務と無限責任社員の責任……大橋光雄
否認の目的の範圍、否認債務者の履行拒絶……齋藤常三郎
雜報

法學新報

國際法に於ける基本問題と現實問題との關聯……教授 松原一雄
英法に於ける現代衡平法の地位……講師 內田力藏
カール・フォン・サーヴィニーの生涯と其の業績……講師 寺田四郎
商號權の本質……村上秀三郎
刑事判例研究
刑法第二百十一條に所謂業務の意義（草野豹一郎）——狩獵法第二十條に所謂鳥獸の意義（吉田常次郎）
民事判例研究……民事判例研究會
抵當權實行の通知と增加競賣（岩田新）——市稅滯納處分に因る差押登記の適否と惡意の第三者（前野順一）——不動產所有者と强制競賣手續に於ける利害關係人・競落不許の確定決定と競賣手續（高橋諄一）——合名會社の退社員の責任（佐々穆）——私生子認知の遡及效と民法第八百五十四條の取消權（鎌原義治）——破產終結決定登記後に發生したる合資會社の手形利得償還義務と無限責任社員の責任（升本重夫）
新法令
雜報
近着外國雜誌法律論題要目

第四十九卷 第七號
昭和十四年七月

中央大學法學部門機關

刑政第52巻第8号
矯正図書館

東京商科大學教授 田中誠二著

改正會社法提要 上卷

菊判紙假裝
總頁三一五
定價二・四〇
送料 一四

全訂改版

本書の初版は夙に昭和二年に發行せられ昭和九年の根本的全訂以來既に五年、其後若干の增補再訂を施されたが、玆に其の第十一版の公刊を迎ふることとなつた。本書は多年學界實際界の各方面に於て極めて廣く愛讀せられ我國會社法書中最も廣く引用せられる著書の一であつて、其の聲價に付ては今更呶々を要しないであらう。今回商法の劃期的改正に適合するやう內容の全般的改變を斷行せられたが、著者は此の機會に改正法に對する其の見解を披瀝すると同時に最近迄の主要な學說判例の說明及批判を揭げ且つ我國の株式會社法の基本理論其他各種の重要問題に付き著者の淸新獨自の見解を明かにせられてゐる。改正會社法の著書は續々出版されてゐるが、多年の高い評價を背景とする本書は、非急造なだけに、其の研究の精緻、敍述の周到其他の點に於ても斷然一般の水準を拔く幾多の特色を持つてゐる。是れ本書を斯法最近の最も有力な文獻の一として廣く江湖に薦め得る所以である。

〔上卷目次〕 緒論 第一章 會社法の概念 第二章 會社法の史的考察 第三章 會社法の比較法學的考察 第四章 會社法の法源 第五章 會社法の特異性 第六章 會社法學。本論 第一章 總論 第一節 會社の概念 第二節 會社の能力 第三節 會社の種類 第四節 會社の設立 第五節 會社の合併 第二章 株式會社 第一節 總說 第二節 設立 第三節 株式 第四節 解散 第六節 會社の計算 第五節 會社の機關

東京・神田・神保町
有斐閣
振替東京三七〇番

我妻榮編輯
東京帝國大學法學協會發行

第七十四回帝國議會 新法律の解說

菊判紙表裝
總頁三七八
定價一・五〇
送料 一四

執筆者

有泉亨 石井照久 兼子一 川島武宜 刑部荘 來栖三郎 末弘嚴太郎 杉村章三郎 鈴木竹雄 田中二郎 團藤重光 豐崎光衞 野田良之 穗積重遠 宮澤俊義 横田喜三郎 我妻榮

（五十音順）

〔新刊〕

附錄（第七十四回帝國議會審議法案一覽表 新法律條文……索引

今七十四議會通過の新法律は八十九件の多數に上りその重要性亦前議會の諸法律に劣らない。蓋し、我が國の戰時的法體制は之によつて一應整備せしめられると共に、戰時統制立法より平時統制立法への推移を暗示し、人事調停法・宗教團體法・映畫法・米穀配給統制法・鑛業法中改正・海運組合法・船員保險法・保險業法改正・非訟事件手續法中改正等恒常的諸立法にして看過し得ない重要性あるものが含まれるからである。曩に前議會通過の諸法律を解明して好評を博した法學協會は、玆に再び本書を江湖に贈り逸早く今議會の新法律に權威ある解說を加へらる。執筆者は上揭の如く、協會がその人的資材とする東大法學部の教授・助教授・助手等にして新法律に關係ある者の總てを擧げて動員せられ、洵に斯界の偉觀である。群小の類書にその比を見ず敢て自信を以て大方諸賢に薦む。卷末に新法律の正文・議會審議經過一覽表を揭載し附屬命令を指示し參照に便す。

賣捌所
有斐閣
東京神田神保町
振替東京三七〇番

矯正図書館

編輯後記

○國民徴用令が愈々十五日から實施される。金の買上が勵行せられる、百億貯蓄は既に年度半ばに至らずして五十億に達すると曰はれ物資の統制は重要物資以外の品目にも及んで愈々其の度を强化せんとしつゝある。人も物も金も總ゆる方面に統制が强化されて、國民の日常生活は只一筋に東亜新秩序建設の一點に集中規束されて行く。事變の様相は戰況の進展、汪聲明の影響とにより次第に和平の氣運を孕みつゝあるやに見える。然し吾々は尚一戰は是からだ！と叫んで銃後の守りに專念しなければならない。幾多の情勢を端的に窺知し得る事を忘れてはならない。滿蒙國境に於けるソ聯の執拗なる侵略と天津租界事件に伴ふ日英東京會談とがそれである。滿蒙國境に於ては一應ハルハ對岸にソ蒙軍を擊攘し了つたけれ共ソ聯は從來の外蒙に對する面子にかけても此まゝでは引込む筈がない。日英會談も世界の大國を以つて任ずるジョンブルがむざ〳〵と其の面子を捨てゝ日本の要求を全的に承認するとは思はれない。戰は眞に是からだ。行刑の分野に於ても此の非常時銃後の完璧を守り人的資源の確保に戰時產業の戰線參加に全的努力を傾注して行かねばならぬ職責を痛感する。

○昭和十五年度の行刑上の重要計畫として少年行刑機構の擴充、刑務職員の待遇改善、刑務作業委員會の設置、行刑保護の外局案等重要なる案が提出せられた。果して如何なる限度に承認せらるゝやは不明であるが行刑百年の爲め一つでも多く有利なる解決を得らるゝ事を希念して止まない。

○暑さも愈々本格的になつて來た。時節柄各官廳では暑休を廢して馬刀をかける事になつたが、行刑の第一線では未だ嘗つて一日の休日といふべきものさへ無かつたと曰つてよい。況んや暑休をやだ。行刑には平時も戰時もない程に平時がだつたのだ。今夏何の暑休廢止ぞやだ。第一戰各位の汗にまみれる貴い姿に深甚の敬意を表すると共に一層自重自愛せられん事を念願する次第である。

七月十四日

Y K 生

定價表

一冊（稅共）	金三十錢
六冊（稅共）	金一圓八十錢
十二冊（稅共）	金三圓六十錢

廣告料

一頁	金五十圓	普通一等	
二頁	金四十圓	一等	
三頁	金三十圓		

注文規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十四年七月二十四日印刷納本
昭和十四年八月一日發行

東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一
編輯兼發行人 伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷人 大河内恭三郎
東京市葛飾區小菅町二二八四番地
印刷所 刑務協會印刷所
東京市麹町區霞ヶ關二丁目一番地一
發行所 刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番

矯正図書館